

官報

号外 昭和三十一年六月二日

○第二十四回 参議院會議録第五十九号

昭和三十一年六月二日(土曜日)午前零時三十三分開議

議事日程 第五十九号

昭和三十一年六月二日
午前零時十分開議

第一 事務総長芥川治君不信任決議案(江田三郎君発議)(前会の一統)

第二 余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 特定物資納付金処理特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 金融制度調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 国防会議の構成等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 電源開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 千島嶺舞踏島返還等に関する請願(委員長報告)

第七 千島列島返還等に関する請願(委員長報告)

第八 李承晩ラインによる捕抑留漁船乗組員釈放等の請願(委員長報告)

第九 韓国抑留漁船乗組員の送還に関する請願(二件)(委員長報告)

第二〇 京都植物園の接収解除促進に関する請願(委員長報告)

第二一 名古屋市内駐留軍家族住宅移転促進に関する請願(委員長報告)

第二二 駐留軍使用の大津水耕農園等の用地を地元被害農民に払下げするの請願(委員長報告)

第二三 福岡地方簡易保険局大塚庁舎返還促進に関する請願(委員長報告)

第二四 名古屋市白川町接取地域の返還に関する請願(委員長報告)

第二五 長崎県島島区域の駐留軍爆撃演習廃止に関する請願(委員長報告)

第二六 奄美大島知名町に米軍飛行場基地設定反対の請願(委員長報告)

第二七 日ソ、日中国交回復促進に関する請願(二件)(委員長報告)

第二八 オットセイ保護条約締結促進等に関する請願(委員長報告)

第二九 太平洋水域における水爆実験中止の請願(十件)(委員長報告)

第三〇 太平洋水域における水爆実験中止等の請願(四件)(委員長報告)

第三一 原水爆実験禁止に関する請願(六件)(委員長報告)

第三二 原水爆実験禁止等に関する請願(七件)(委員長報告)

第三三 公海における水爆実験禁止の請願(委員長報告)

第三四 人権擁護事業予算増額に関する請願(二十件)(委員長報告)

第三五 高知地方法務局赤岡支局改築に関する請願(委員長報告)

第三六 埼玉県野野市に清和地方法務局出張所設置の請願(委員長報告)

第三七 山口県宇部市に山口地方裁判所支部等設置の請願(委員長報告)

第三八 宮城県築館簡易裁判所に家庭裁判所併置の請願(委員長報告)

第三九 秋田県米内沢町に簡易裁判所等設置の請願(委員長報告)

第四〇 徳島県所移転に関する請願(委員長報告)

第四一 売春問題に関する請願(委員長報告)

第四二 売春禁止法制定促進に関する請願(委員長報告)

第四三 売春防止法制定促進に関する請願(二件)(委員長報告)

第四四 戸籍法第二百二十八条改正に関する請願(委員長報告)

第四五 大阪拘置所の都島区内移築反対に関する請願(三件)(委員長報告)

第四六 大阪拘置所移転にかかる国有財産不当処分反対の請願(委員長報告)

第四七 大阪拘置所の茨田横堤町移転に関する請願(委員長報告)

第四八 長野県伊那警察署の不当取調調査に関する請願(委員長報告)

第四九 中国における日本見本市開催に関する請願(八件)(委員長報告)

第五〇 中国向け木造船輸出特認に関する請願(委員長報告)

第五一 木造船の中国向け輸出禁止解除に関する請願(委員長報告)

第五二 長野県八ヶ岳におり採掘反対に関する請願(二件)(委員長報告)

第五三 大分県新馬上山山の鉱害による損害補償の請願(委員長報告)

第五四 道南地方の地下資源調査に関する請願(委員長報告)

第五五 北海道遠別町の地下資源開発促進に関する請願(委員長報告)

第五六 石油資源開発株式会社に対する国家投資の請願(委員長報告)

第五七 山形県の石油等開発促進に関する請願(委員長報告)

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号 議長の報告 會議 事務総長芥川治道不信任決議案(前会の続)

第六一 北海道石狩川電源開発に
関する請願 (委員長報告)

第六二 北海道釧路、野田追河
川の電源開発に関する請願 (委員長報告)

第六三 山形県朝日川地区電源開
発事業促進等に関する請願 (委員長報告)

第六四 長野県松本市に商工組合
中央金庫出張所設置の請願(二
件) (委員長報告)

第六五 余剰農産物見返りの中小
企業導入に関する請願(二件) (委員長報告)

第六六 中小企業振興対策に関す
る請願 (委員長報告)

第六七 火災保険協同組合の法制
化に関する請願 (委員長報告)

第六八 中小企業等協同組合法第
九条改正に関する請願(二件) (委員長報告)

第六九 在外財産処理促進に関す
る請願 (委員長報告)

第七〇 引揚者の在外財産補償に
関する請願 (委員長報告)

第七一 福島県立たばこ試験場の
国立移管に関する請願 (委員長報告)

第七二 対日平和条約発効前の沖
縄における米軍使用による土地
等の損失補償の請願 (委員長報告)

第七三 信用保証協会に国家財政
資金導入等の請願 (委員長報告)

第七四 鹿児島県桜島噴火降灰に
よるたばこ耕作被害対策の請願 (委員長報告)

第七五 在外財産の補償に関する
請願 (委員長報告)

第七六 岩手県盛岡市附近に国立
たばこ試験場設置の請願 (委員長報告)

第七七 岩手県大船渡市に設置さ
れる東北製塩株式会社に製塩許
可促進の請願 (委員長報告)

第七八 紅、おしろい等の物品税
軽減に関する請願 (委員長報告)

第七九 北海道滝川町滝川電報電
話局庁舎新築に関する請願 (委員長報告)

第八〇 新潟県にテレビジョン放
送局設置促進の請願 (委員長報告)

第八一 茨城県久慈川改修工事に
関する請願 (委員長報告)

第八二 宮城県広瀬川筋仙台市評
定河原橋災害復旧工事費国庫補
助金早期交付等に関する請願 (委員長報告)

第八三 京都府大野大ダム建設に伴
う損害補償等の請願 (委員長報告)

第八四 茨城県横根川ひ門開放
に関する請願 (委員長報告)

第八五 一級国道三号線中久留
米、八女阿市間舗装工事施行に
関する請願 (委員長報告)

第八六 放射第一号路線中五反田
駅ガード築造等に関する請願 (委員長報告)

〇副議長(寺尾豊君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

昨日議長において、左の常任委員の
辞任を許可した。

大蔵委員 西田 隆男君
同 郡 祐一君
商工委員 西川弥平治君

通信委員 館 哲二君
同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

大蔵委員 西川弥平治君
同 館 哲二君
商工委員 西田 隆男君
通信委員 郡 祐一君

同日議長から左の議案を提出した。
よつて議長は即日これを社会労働委員
会に付託した。

慰老年金法案(竹中勝男君外五名発
議)

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よつて議長は即日こ
れを委員会に付託した。

港務労働者の雇用安定に関する法律
案(多賀谷眞登君外五名提出)

社会労働委員会に付託
中小企業安定法の一部を改正する法
律案(中村高一君外三名提出)

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

地方競馬会法案(小林政夫君外一名
発議)

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

物品税法の一部を改正する法律の一
部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員木村精一郎君提出筑豊炭
田地帯の鉱害と遠賀川の維持保全に
関する質問に対する答弁書

〇副議長(寺尾豊君) これより今日の
會議を開きます。(議長、議事進行に
ついて)と呼ぶ者あり。

一言申し述べます。昨夜の會議で休
憩しましたのは、開會に当り、手違い

があった点もあるからであります。
(何が手違いだ)と呼ぶ者あり

〇副議長(寺尾豊君) 日程第一、事務
総長芥川治道不信任決議案(江田三郎
君発議)を、前會に引き続き議題とい
たします。

〇副議長(寺尾豊君) 川村松助君外五
名から、賛成者を得て……(議事進
行)議長、議事進行についてと呼ぶ
者あり、その他発言する者多く、議
場騒然 発言は後ほど……(何が後
ほど)と呼ぶ者あり(議長、議事進行に
ついて)発言に対しては後ほど……(後
ほどとは何だ)議事進行を許さぬ
か)と呼ぶ者あり、その他発言する
者、離席する者多く議場騒然

川村松助君外五名の賛成を得て……
(何を言うんだ、議事進行が優先じゃ
ないか)進行々々(開會の瞬間に要
求しているじゃないか)議事進行は最
優先だ)と呼ぶ者あり、その他発言す
る者多く議場騒然

川村松助君ほか……(議事進行の
発言を許さなさい)と呼ぶ者あり、そ
の他発言する者多く議場騒然

(重盛壽治君発言の許可を求む)
〇副議長(寺尾豊君) 重盛壽治君、登
壇を求めます。

(重盛壽治君登壇、拍手)
〇重盛壽治君 議事進行について一言
発言をさせていただきます。存じます。

まず最初に、どのような問題で議事
が停頓しておるかを申し上げなければ
なりません、当面いたします第一点
は、昨夜来のこの會議の席上におきま
して、(発言する者多し)静寂に聞い
ただきませんと、諸君のヤジの時間
だけは延長することを、前もってお断

わりをいたしておきます。(拍手)松野
議長の取り計らった態度がきわめて不
明朗であり、しかも、その釈明に至っ
ては、言語道断であり、私どもはただ
にこの釈明が、われわれ社会党に対し
て、いな、私どもに対しての釈明であ
るならば、あるいは認容することがで
きるかもしれません、参議院議員全
体の将来を考えます場合に、いかに
ルールのない場合といえども、このよ
うな釈明によつて容赦することは断じ
てでき得ないのであります。なおま
た、このような混乱を何ゆえ引き起し
たかの原因を考えてみなければならぬ
のであります。

さらに言うならば、いま一点基本的
な問題は、なぜ一体開國會をやらなけ
ればならぬか、また開國會はあつても今日の
段階において、開國會をやらなければ
ならないような事態がどこから生じた
かという問題は、諸君が十分知っている
はずだ。私は、この開國會を開か
なければならぬ原因を考えてみます
ならば、いわゆる議長の不手際は当然
でありますけれども、より肝心な問
題は、今日の政府の考へてゐる考へ方
に原因が基因しているのではありません。

(拍手)その原因とは一体何であるか、
この開國會までして、しかも、この騒
擾の中において決定をしようとする法
案が、どの法案が一体国民のために必
要な法案でありましょうか。教育二法
案が、国民の生活の安定のために必要
でありましょうか。あるいはまた健康
保険の改悪があるいはまた国防會議
法が、その一つ一つを考へてみます
場合、主権在民であります今日、九
千万国民が、この議案のうち一点で
も、ぜひ一つ作つて下さいという議案

ち出したものを読んでみましょう。「一言申し述べます。昨夜の会議で休憩しましたのは、開会に当り、手違ひがあつた点もあるからであります」と、いろいろな文章が日本の国の文章にあり

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号 事務総長片山治君不信任決議案(前会の続)

ますか、一体。(何だ、それは)と呼ぶ者あり「あつた点もあるからであります」と書いてあるが、私は河野君にもあつた事、この事が、もう少し明確にされ、そして、謝罪をすべきものは謝罪をして、その後、副議長の寺尾君がするべきである。寺尾君また党の要請によつて、党利党略の片棒をかついて議長席に着いたとするならば、私は、この議長のもとにおける審議は、必ずや停頓するであらう。従つて、何ゆゑに私は、いわゆる議事進行を発言したかといふ事ならば……

○副議長(寺尾君) 重盛君、時間が来ました。時間です。

○重盛君(治君) 当然議長が出て参りまして、議長が事故があるというところが明瞭になり、われわれが議長の態度を了とし、しかる後に寺尾君がするならば、これは了承し得るのであります。けれども、この手続ができておらぬということ、まだ余す会期があるのに、昨国会を開かねばならぬという、こゝろした二点が議長によつて明快にされない限りにおきましては、私は今日の会議を進めて行くことはでき得ないと考えるのであります。(拍手)そのような意味合いに立つて、寺尾議長が盛んにベルを鳴らして下さるから、私は、議事進行をするためには、この文章を議長の手によつて明確に書き直しなさい、われわれが納得する姿の文章をここに提出しを願うということが、一点、昨国会を何ゆゑやらねばならぬかというところが、明確に御答弁願つた上で議事に参与をいたしたいと考えておる次第であります。(議長答弁しろ)「いかなる事故があるのか、議長は」と呼ぶ者あり

○副議長(寺尾君) 昨夜の休憩の事情は、先ほど申し上げた通りであります。ただいま本会議を開いているのは、会期末を明日に控えている事情によるわけでありまして。(拍手、議場騒然)

○副議長(寺尾君) ……(議場騒然、聴取不能) ……賛成者を得て、本日の議事における発言時間は、委員長報告及び趣旨説明については二十分、短かい」と呼ぶ者あり「質疑、討論その他の発言については一人十分に制限することの動議が提出されております。これより本動議の採決をいたします。本動議の表決は、記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長(寺尾君) お早く御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。(こゝろという言論の統制をするようなのはなかなか応じられませんか)と呼ぶ者あり「お早く御投票をお願いします。(反対の投票がそんなにやすやすできるものか)と呼ぶ者あり「お早く御投票をお願いします。(いやな投票がそろやすやすとできるか)と呼ぶ者あり「お早く御投票をお願いします。(はい)と呼ぶ者あり「すみやかに御投票をお願いします。(まだ四十七時間あるでしよう)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し「お早く御投票をお願いします。(はい)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

早く御投票をお願いします。(はい)と呼ぶ者あり「すみやかに御投票をお願いします。(昨国会ならゆつくりやるぞ)と呼ぶ者あり「お早く御投票をお願いします。(はい)「四十七時間あるぞ、四十七時間」と呼ぶ者あり「お早く願います。(はい)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し「すみやかに御投票をお願いします。(どうした、監視を呼んでおいで、監視を)と呼ぶ者あり「お早く御投票をお願いします。(はい)と呼ぶ者あり「すみやかに御投票をお願いします。

ただいま行われております投票は……(発言する者多し、議場騒然、聴取不能)……十分に制限をいたします。(何だ、三十分か)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し「お早く御投票をお願いします。(発言する者多し)「お早く御投票をお願いします。(投票くらいゆつくりやらせろ)「昨国会までやっていじやないか)と呼ぶ者あり「すみやかに御投票をお願いします。(議長、もう少し変化のあることを言ってくれ)と呼ぶ者あり「あと八分でございます。(芸がこまかいぞ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し「お早く願います。(寺尾副議長にしては筋が通らぬ)と呼ぶ者あり「お早く御投票をお願いします。(生命の保障に関する緊急動議を出さなければいかぬよ)「睡眠時間確保に関する緊急動議)と呼ぶ者あり「お早く願います。(議長にそんな権限ないよ)と呼ぶ者あり「お早く御投票をお願いします。(睡眠時間も食事の時間も無視するといふことは、たとえあつたが会期切れだつて許されぬ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し「御投票をお願いします。(何時までやるか聞かせろ)と呼ぶ者あり「お早く願います。(寺尾さん、投票くらいいけちけちなさんな)「昨国会までして)と呼ぶ者あり「お早く御投票をお願いします。(おいおい何を聞いたのだ)「はつきりせいで、何か知恵つけたな)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し「監視が引つ込むまで投票するな)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し「お早く御投票をお願いします。(投票漏れはごさいませんか。……投票漏れはないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長(寺尾君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十二票
白色票 百二十八票
青色票 六十四票

よつて、本日の議事における発言時間は、委員長報告及び趣旨説明については二十分、質疑、討論その他の発言については、一人十分に制限することと決しました。(拍手)

〔参照〕

賛成者白色票の氏名 百二十八名
上林 忠次君 柏木 庫治君
井野 碩哉君 山川 良一君
赤木 正雄君 森田 義衛君
森 八三一君 村上 義一君
溝口 三郎君 三浦 辰雄君
廣瀬 久忠君 早川 慎一君
野田 俊作君 中山 福蔵君
豊田 雅孝君 常岡 一郎君
田村 文吉君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高木 正夫君
島村 軍次君 佐藤 尚武君
河野 謙三君 後藤 文夫君

雨森 常夫君	西川 弥平治君
白井 勇君	横山 フク君
深川 タマユ君	長島 銀藏君
宮本 邦彦君	最上 英子君
寺本 廣作君	小龍 彬君
青山 正一君	紅露 みつ君
山本 米治君	秋山 俊一郎君
石川 榮一君	石村 幸作君
剣木 亨弘君	加藤 武徳君
高野 一夫君	松岡 平市君
長谷山 行毅君	野本 品吉君
平井 太郎君	川村 松助君
堀 末治君	西郷 吉之助君
堀木 鎌三君	那 祐一君
吉野 信次君	笹森 順造君
黒川 武雄君	小林 英三君
一松 定吉君	木村 篤太郎君
高田 なほ子君	久保 等君
清澤 俊英君	山本 経勝君
山口 重彦君	岡 三郎君
海野 三朗君	河合 義一君
三輪 貞治君	三木 與吉郎君
新谷 寅三郎君	小西 英雄君
田中 一君	永井 純一郎君
上條 愛一君	島津 忠彦君
岡崎 眞一君	重政 庸徳君
東 隆君	荒木 正三郎君
三橋 八次郎君	小笠原 三三郎君
入交 太蔵君	小柳 牧衛君
川口 爲之助君	平林 剛君
竹中 勝男君	内村 清次君
赤松 常子君	山下 義信君
木下 源吾君	山田 節男君
藤原 道子君	井上 知治君
栗山 良夫君	村尾 重雄君
相馬 助治君	佐多 忠隆君
市川 房枝君	須藤 五郎君
羽仁 五郎君	堀 眞琴君
木村 禧八郎君	鈴木 一君

若木 勝蔵君	千田 正君
江田 三郎君	亀田 得治君
小林 孝平君	矢嶋 三義君
菊川 孝夫君	片岡 文重君
重盛 壽治君	吉田 法晴君
大和 与一君	加瀬 完君
藤田 進君	湯山 勇君
千葉 信君	近藤 信一君
田畑 金光君	大倉 精一君
永岡 光治君	阿具根 登君
天田 勝正君	松浦 清一君
秋山 長造君	棚橋 小虎君
曾根 益君	松澤 兼人君
中田 吉雄君	森下 政一君
小酒井 義男君	戸叶 武君

反対者(青色票)氏名
上林 忠次君 井野 碩哉君
山川 良一君 赤木 正雄君
三浦 辰雄君

【副議長(寺尾豊君)】これにて休憩いたします。
午前一時五十九分休憩
午前三時四十五分開議

【副議長(寺尾豊君)】休憩前に引き続き、これより会議を開きます。(発言する者多く議場騒然)
天田勝正君から賛成者を得て、多数……(醜態だぞ)警察の管理のもとに行うのか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く議場騒然)念のためにやり直します。(何を言っているのか「あわてるな」と呼ぶ者あり)
天田勝正君から、賛成者を得て、多数の議員が賛成はなはだしいため、直ちに休憩し、十三時に再開せられんこと、この動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。表決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。(議長、こゝろい所に警察官を多数控えてどうして「なんで、そんなところをこちよこちよあけるんです」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

【議場閉鎖】
【参事氏名を点呼】
【投票執行】
【副議長(寺尾豊君)】すみやかに御投票をお願いします。……お早く御投票をお願いします。「警察官がきているからゆっくりにやれよ」と呼ぶ者あり)すみやかに御投票をお願いします。(投票なんかできるかい)と呼ぶ者あり)すみやかに御投票をお願いします。(警察を呼べば進行すると思つてゐるのか「警官を待つてゐるまで待つてゐるよ」と呼ぶ者あり)すみやかに御投票をお願いします。(すみやかにやらなくたっていいじゃないか、時間を切るんじゃないか)と呼ぶ者あり)すみやかに御投票をお願いします。(警察を入れるというこはいいじゃないよ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

ただいま行われております投票については、自後十分間に制限をいたします。(何でもいよいよ、何でもおやりなさい)「いまだかつて警察官に取り巻かれて投票したことはない」「教育の法律を通すのに警察を使うというこは、後世の歴史が批判しますよ、教育の問題じゃないか」「時間々々」廊下をのぞいてみる「一ぱい来ているから」「警察官を屋外に出さないよ」と呼ぶ者あり、

その他発言する者多し)すみやかに御投票をお願いします。(「できるかい」「警察官に取り巻かれて自由投票ができますか」「議長、投票しないから、こんなものはあずける」「時間」「時間の問題じゃない」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、議場騒然)

時間が参りました。投票箱閉鎖。(拍手)

【投票箱閉鎖】
【副議長(寺尾豊君)】これより開票いたします。(拍手)投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】
【参事投票を計算】
「警官を動員した国会が、これが正常化された国会か」これが投票というのか「警官を動員しなければ議事の運営ができないのか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、議場騒然)

【副議長(寺尾豊君)】投票の結果を報告いたします。

投票総数 百三十九票
白色票 二票
青色票 百三十七票
よつて本動議は否決せられました。(拍手)

【参照】
賛成者(白色票)氏名 市川 房枝君 二名
高田 なほ子君

反対者(青色票)氏名 百三十七名
上林 忠次君 加賀山之雄君
堀原 茂嘉君 柏木 庫治君
井野 碩哉君 山川 良一君
赤木 正雄君 森田 義衛君
森 八三一君 村上 義一君

溝口 三郎君	三浦 辰雄君
廣瀬 久忠君	早川 慎一君
野田 俊作君	中山 福蔵君
豊田 雅孝君	常岡 一郎君
田村 文吉君	竹下 豊次君
高橋 道男君	高瀬 莊太郎君
高木 正夫君	杉山 昌作君
島村 軍次君	佐藤 尚武君
河野 謙三君	小林 武治君
後藤 文夫君	伊能 繁次郎君
武藤 常介君	大谷 登潤君
白波 瀧米吉君	松原 一彦君
西岡 ハル君	井上 清一君
伊能 芳雄君	小澤 久太郎君
青柳 秀夫君	佐藤 清一郎君
酒井 利雄君	有馬 英二君
仁田 竹一君	滝井 治三郎君
関根 久蔵君	吉田 萬次君
白川 一雄君	木村 守江君
菊田 七平君	岡田 信次君
中川 幸平君	田中 啓一君
柳原 亨君	高橋 進太郎君
上原 正吉君	大矢 半次郎君
藤野 繁雄君	木島 虎蔵君
西川 甚五郎君	宮田 重文君
植竹 春彦君	谷口 弥三郎君
三浦 義男君	左藤 義詮君
館 哲二君	石原 幹市郎君
中川 以良君	池田 宇右衛門君
鶴見 祐輔君	青木 一男君
野村 吉三郎君	泉山 三六君
津島 壽一君	苦米 地義三君
大野 秀次郎君	斎藤 昇君
佐野 廣君	小幡 治和君
宮澤 喜一君	大谷 賛雄君
石井 桂君	雨森 常夫君
西川 弥平治君	白井 勇君
横山 フク君	高橋 衛君
松平 勇雄君	深川 タマユ君

- | | |
|--------|--------|
| 長島 銀藏君 | 宮本 邦彦君 |
| 最上 英子君 | 寺本 廣作君 |
| 小瀧 彬君 | 青山 正一君 |
| 紅露 みつ君 | 山本 米治君 |
| 秋山俊一郎君 | 石川 榮一君 |
| 石村 幸作君 | 加藤 幸弘君 |
| 加藤 武徳君 | 高野 一夫君 |
| 横川 信夫君 | 松岡 平市君 |
| 長谷山行毅君 | 鈴木 強平君 |
| 野本 品吉君 | 川村 松助君 |
| 堀 末治君 | 西郷吉之助君 |
| 堀 鐵三君 | 吉野 信次君 |
| 篠森 順造君 | 黒川 武雄君 |
| 小林 英三君 | 一松 定吉君 |
| 木村篤太郎君 | 大屋 晋三君 |
| 石坂 豊一君 | 三木與吉郎君 |
| 新谷實三郎君 | 小西 英雄君 |
| 井村 徳二君 | 島津 忠彦君 |
| 岡崎 眞二君 | 重政 庸徳君 |
| 安井 謙君 | 入交 太蔵君 |
| 小柳 牧衛君 | 川口爲之助君 |
| 木内 四郎君 | 深水 六郎君 |
| 古池 信三君 | 井上 知治君 |
| 山縣 勝見君 | 重宗 雄三君 |
| 草葉 隆圓君 | |

○副議長(寺尾豊君) 三十分間休憩をいたします。

午前四時七分休憩

午前四時四十七分開議

○副議長(寺尾豊君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。
事務総長(芥川治君) 不信任決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。木下源吾君。

【木下源吾君登壇、拍手】

○木下源吾君 非常にこの圧迫感が強く、自由にどうも発言ができそうにな

いので、議長にその警察権の退去を一つ求めたいと思います。どうですか、議長、警察をのけてもらえませんか。
○副議長(寺尾豊君) 御討論を願います。

○木下源吾君(続) その前に、非常に強迫感を持ち、威圧感を持っている。自由に発言させる気持で退去してもらえませんか。

○副議長(寺尾豊君) 御討論を願います。

○木下源吾君(続) 何よりも私は警察がいるので非常に強迫感を……(笑) 自由な討論はなかなかできそうにはないのです。こういう事態を引き起していること、それ自身が芥川君、またその背後にある議長や、こういう人たちの信任をできないという、昨晩同僚の江田君から事務総長の不信任案が出た。これは、私は賛成します。表面上は、いろいろこの間から重なっておいて、事務総長としての信任、これはできません。これはもう皆さんごらんの通りであります。加賀山君、何とかいう、文教委員長ですか、問題があるからというところで質問決議案を出そう、一方でそういう相談がわが党の代表によつて行われておるときに、副議長を使喚して、そしてあのようなやり方をやる。これはまことにだれが見ても、事務総長の適格者ではないことは明らかであります。また次から次へと起る事態が国会らしくない、一つも。これは形の上に現れたただけでも、もうそであるばかりでなく、本質的には、彼はいわゆる反動資本家の手先になつて、大衆労働者人民を抑えつける有力な翼になつておる。こういうような

役人、とてい国民の名において信任することはできない。やめてもらわねばならぬ。

皆さん、今私は非常に強迫感を感じておる。議場の周囲には警察予備隊が入つております。戒厳令下における……これが民主国家のありさまであります。これが、こういうところから自由の言論ができませんか。保守党の諸君は、これらを召使のごとく思つておるではありません。けれども、やがてこの人々が自覚したときに、どういふ事態が起る。この人々が自覚したときに、ストライキのような形を起したときには革命であるでしょう。このような態度を、この国会の中でお互いの論議を聞き、実際にこの予備隊の諸君が体験したならば、だれの一味味方をしていいかを、あの人たちははっきり見きわめるのである。(拍手)そのときには、諸君が頼みにしておると思つておつたら、もつてのほかでありませう。今諸君がやられることは、日本の民主主義があの大きな戦争の革命によつてでき上つたとするならば、今諸君がこの反革命の任務を遂行しつづけるのです。日本の歴史の歯車を逆転させようとしつづける。このようなきに對する抵抗が、この国会の中に先般来現われておるの、その姿なのだ。(拍手)このようなき抵抗が、だれがしておるの、である。諸君は考えるか。巷に飢えておる大衆、あの自分たちの骨肉を太平洋に、大陸に埋めたこの人々を諸君は忘れたか。その成果でできた民主主義が、今諸君の手によつて逆転させられようとしているし、そしてこの人々の固まりが、今諸君に抵抗しておる。その抵抗の姿は、あの投票の姿であ

り、われわれの戦いの姿であるのだ。(拍手)諸君は、われわれを暴力とか、狂暴とかいうことをしておるけれども、その根本は、どこにあるかを諸君みずからも知つておるはずである。知つておつて、そしてそういうことをしておるということは、ごまかしておることである。諸君、お互いは、しかし悲しむべき状態にある。わが国は、今どういふ状態にあるか、独立をしなければならぬのだ。民族の独立を要請されておるのである、どこから独立するのであるか。あのアメリカの大きな手からのがれようとするのである。

(拍手)われわれは、今国内において互いに戦つておる。大きな手は何であるか。アメリカの帝国主義のあの手じゃないか、見えないか、諸君には。この独立を勝ち取らなくては日本の民族の繁栄も何もありやしない。私は九年前この議場でやつて参りました。今、明日この議場から私は、「消える」と呼ぶ者あり) 消えるのであります。諸君、この最後に、過去九年間を顧みて、私ははつきり言うことができるのは、何と無力な指導者によつて指導されておるわが国民であるかということである。(拍手)この現状を見なさい。私どもの先輩が民主主義を勝ち取りとして、どういふ一休苦しみと戦いをやつてきたかを。

これは断固として排撃する。(拍手)三十一年度予算は諸君の手によつて通過した。今現に行われつつある。そしてあの予算は何を……、まごうかたなくアメリカを守る。国民の血税をもつてアメリカを守る、それを献納したあれは予算であつたらう。そしてこの軍事予算を裏づけるために、この国をあらゆる統制の中にぶち込もうとする、その法案が次々と出ている今の重要法案であるのだ。(拍手)教育の内容を統制し、教育行政を統制し、だれかの手に思うがままに、われわれの子孫を引き戻そうとする意図が今始まろうとして

いるのである。われわれは手をこまねいてこれに抵抗しないでおられるか。ばかげた話だ。このようなき予算をわれわれは歯ぎしりをかんで抵抗したけれども通つた。それと同じ考え、同じ決意をもつて、今これらの法案を阻止するために必死の戦いを続けておるのである。諸君、諸君は今警察に……(時間満了と呼ぶ者あり)
○副議長(寺尾豊君) 木下君、時間でありませう。

○木下源吾君(続) 守られて何事かを遂行しようとし、そして暴力をもつて国民の自由を奪おうとしておる。反省しませう。反省するならば芥川君の不信任案に賛成することをもつてこれを表現しなさい。このようなき議事の運営は、あなた方は率先して指導せられておるのです。国会には議運という、一つのやり方をちゃんときめておるのであります。議運を持ち得ずして、議長の職権をもつてやるということは、これは民主主義でしうか。子供でもわかるであります。何のためにそういうことを強行しておるの

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号 事務総長芥川治君不信任決議案(前会の続)

八五四

あります。そういふことを強行するからこそ、もんちやぐが起きるのではありませんか。

○副議長(寺尾豊君) 木下君、時間があります。

○木下源吾君(続) 教えておるのです。(拍手) このようなことを諸君が喜んでやっておるが、その議長がどういふことをやっておりましたか。自分自身の自主的な考えでこの議会の運営をやることはできないで、ただ議長職権とはいふものの、背後の諸君のあやつりによって仕事をしようとするから、どじばかり踏んでおるのではないかと。そうして失敗をすれば、反対党の暴力であるとか、狂暴だとか、何を言っておるか。そういふばかげたことをおやめなさい。そうして夜も寝ないでこういふことをやることもやめなさい。諸君は今……(時間々々々と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) 鈴木一君。(鈴木一君登壇、拍手)

○鈴木一君 もう時間は五時を過ぎております。私も全く疲れました。皆様もお疲れだろうと思ひます。私たちはなぜ、個人々々は、一人々々は、りっぱな良識を持ちながら、今日こういふような、子供でさえ笑うような会議をしなければならぬかというところに困りまして、お互いに反省をしてみたいと思うのであります。

私が申し上げたのでは、皆様たちもお聞き苦しいと思ひますので、ちょうど五月三日、衆議院で小選挙区の法案が問題になりましたときに、自由民主党の幹部でありましたところの三木武夫氏の、五月三日の読売新聞に、「二大政党下の国会運営」「共通の広場へ努力を」「世論は政界安定望む」という記事が載っておりまして。私は、今これからこれを朗読いたします。決して私は議事を引き延ばししようとか、そういう意図はございません。お互いにこの三木武夫氏の言われていることをよく吟味、そしてよくいたしまして、今日のこの非常事態の解消を、今からでもおそくはないのでありますから、はかりたいと、そういう意図でございます。

○木下源吾君(続) 清瀬君を呼んできておつて、何をやる。言わずと知れた、暴力でもって、あの教育法を今無理やりに上程しようとしておるじゃないか。それは国民の意思によつてではなく、警察権を乱用して、「(時間)」と呼ぶ者あり) そうしてこの法律を作り上げようとしておる。今まで数々の反対があった。それは言葉であつたが、諸君は今実行、行動によつてこれを行なうとしておるではないか。(拍手、「時間」と呼ぶ者あり) あらゆる反動立法のうちでも、最も悪質であるこの教育法、私は諸君に対して、まじめに真剣に訴える。(降壇々々と呼ぶ者あり) それは諸君だけではなく、諸君だけのことは捨てて、自分の子供、自分の

の孫、そうして日本の将来のために、もう一度胸に手を当ててゆつくり考えて、そうして行動しなさい。さよなら。(拍手)

い。先ず第一に指摘すべきことは、世論の力を、これほど感ぜさせられたことはないといふことだ。社会党が、あれほど執着して議事引延し作戦に出ても、世論は必ずしも社会党を非難しなかった。社会党の作戦が功を奏したかとみえるのは、一つに、世論のうしろだての結果である。

世論は、小選挙区制度そのものには、大して反対ではないようだが、区割りの仕方や、連座規定の削除や、立会演説会の廃止には強い不満の意を表明していた。こうした世論の批判に謙虚に耳を傾ける態度が民主政治には必要である。世論を無視し、ただただ「数の力」に頼つて押しきつて行くことは、民主政治のためにとるべきではない。

第二に、世論が何ゆゑに批判的であつたかが問題である。区割りのやり方にして、もしも「調査会案」をそのまま採択していたならば、世論はおそらく大して反対はしなかつたであらう。

世論が、連座規定や立会演説会を重視したのは、小選挙区制に不可避の弊害を直感している証拠だと思ふ。

現在ですら、議員は、選挙区の「面倒をみる」ことで多くの時間と費用を費している。この慣習は、選挙区が小さくなればなるほど一層強まると思ふ。冠婚葬祭から就職の世話にいたるまで、三百六十五日、選挙区の「めんどう」を見ることになりかねない。また、それを議員の側から積極的にやれば、三百六十五日の選挙運動である。世論は、こういう点を直感して取締規定の強化を求めたものと思ふ。しかし、問題を紛糾させた原因は、こうした小選挙区制や、その実施方法をめぐり、論議ばかりではない。もつとさかのぼれば、二大政党制のあり方そのものにも触れなくてはならない。

そこで、第三の問題として、自由民主党と社会党とによる現在の二大政党制が、期待通りに運営されているかどうか。もし、そうでないとしたら、その欠陥はどこにあるかを検討してみなければならぬ。

政党政治の理想型が二大政党制だからといって、その前提条件も中身も整わないのに、形ばかりの二大政党にしてみても、なかなかその長所が発揮されがたい。あたかも、小選挙区制の長所も、前提条件がそろわなければ発揮できないのと同様である。

二大政党制は、二つの政党の間に、ある程度の「共通の広場」なり「共通の言葉」がない限り円滑な運営を期待することはむづかしい。

自民党が、小選挙区制度を是とし、社会党がそれを非とする。自民党が憲法改正を是とし、社会党がそれを非とする。もしも、こういつた工合に、それぞれの問題をはさんで二つの政党が、常に対角線的な対立を続けるのであれば、そこから何ら建設的なものは生まれてこない。それは政治のあるべき姿ではない。

政治の領分では原則論だけでなしに、もつと実際の態度で議論しなければ「共通の広場」は見出せるものではない。選挙法の改正にしても、目標は、結局もつと公平に、選挙民にもつと便利に、そして、よい議員がもつと出やすくなるようにということである。それが小選挙区制と銘を打った形式に整理されなくても、目標により近づけば、それでよいのだと思ふ。

世論が二大政党制を強く求めたのは、政局安定を要望したからであつた。小選挙区制も、初めはこれによつて政局を二大政党に整理し、そして、政界安定をはかるというので世論にうけたのである。

しかし、現実には二大政党に整理されてみても、政界が絶対的に安定したとはだれも思つていない。「数の力」は多くとも、それだけの威力を発揮できないからであるが、さらに問題なのは、数の威力を発揮すべき目標が、世論の要望と合致しているかどうかである。

世論が政界の安定を求めたのは、現状維持的な安定を求めたからだと思ふ。国民に将来への希望を持たせ得る政治力を求めたからだと考える。それを、漸進的な革新によつて実現することを保守同盟に求めたのだと私は信じている。だから私も、人事問題よりも、政策問題がより多く話題になるような党風を養わなければいけないと思ふ。また、その政策問題も原則論の抽象論議の形でなしに、もつと現実的に即した具体的な問題として取上げられるべきである。その点で一番重要視されなければならないのは、国民生活に直接関係のある政策問題について、われわれは、もつともつと深い関心を示さねばならぬ。

これを要するに、今度の国会紛糾事件の意味するものは、①世論の動向を無視して政治は行へぬということ、②二大政党制は、形ばかりで、いまだその体をなしていないということである。

そこで、われら何をなすべきかといへば、自由民主党も社会党も、双方と

も歩みよって「共通の広場」を持つべく努力することである。しかし、そのためには、まず阿党内部で、それぞれ脱皮、成長の過程をたどる必要があるであらうし、また、その前提としては、今日の政治の目標に關する再認識である。今日の政治のモットーは「富国強兵」から「生活水準の向上」に移っているのである。

こういふことを保守党の三木さんが申しております。全くこういふことが議論されず、また、こういふことが実施されないで、幾ら小選挙区制をやってみたところで、あるいはまた教育委員会法を通過して見たところで、私は日本の政界は決して安定するものではないと思ふのであります。

今日、私たちが常日ごろ何かとお世話になっておりますところの芥川さんが事務総長としての不信任案を出されております。もちろん私は、芥川さんの事務のやり方にも、個人としてはりっぱであつたかと思ひますけれども、常日ごろおつき合ひしておりました、あるいは議連の理事、あるいは議院運営委員、あるいはまた現在オプザバーとして芥川さんに接しておりました、どこことなく事務総長としての才能に欠けるところがあるのではないかと、かといふような氣もいたします。しかしそれは必ずしも責むべきことではないと思ひます。幾ら芥川君を責めてみたところで、私は決して、われわれが今日ここで警察官包囲の中で国会を運営しなければならぬ、こういふような非常事態は、決して芥川君一人を責めてみたところで解決しない。むしろ問題はほかにある。私はさういふふうな意味合ひから、この芥川君の本日の不

信任決議案に對しまして反対の意を表しまして、諸君とともにこの事態を、今からでも決しておそくはないのでありますから、あと、きょうとあすとの二日間、お互いが保守とか革新とかという、さういふイデオロギー以前の良識に歸つて、この事態を取捨せられんことを、特に皆様切望いたしまして、私の反対討論を終るものでござります。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 吉田法晴君。

「いつ眠らせるのだ議長」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

〔吉田法晴君登壇、拍手〕

○吉田法晴君 私は、ただいま議題となつております参議院事務総長芥川治君不信任の動議に對して賛成の討論をするものであります。

ところがこの討論を、院の中にまで入つてきて参議院の審議を威圧しようとする情勢の中で、しかもこの討論自身が、あつたやうに立っておりまして、その背後にある警察力によつて、その監視は今不信任案が提出せられております芥川君の下にありまして職員であります。こゝろした実力によつて、本来自由であるべき議員の言論が抑圧せられるという姿の中で討論をしなければならぬといふことを、きわめて遺憾に思ふものであります。(拍手)

芥川君の不信任の動議に賛成をいたします理由の第一は、芥川治君が自民党の道具と化して、議院政治を終わらせしめようとするからであります。眞の議院政治に終りを告げさせようとするからであります。たまたま手元にござりました中央公論六月号の小松春雄君の「今更ながら議院政治の常

識」といふ文章、一文の中に、こういふ文字がござります。議院政治は、政権を握る多数派と、その反対者たる少数派とが平和的に共存する政治制度である。すなわち、少数派は陰謀者ないし反逆者の集団とはみなされず、公認の反対派として同居を許されてゐるのである。また議院政治は、多数派と少数派とが、平和的に共存するばかりか、ともに相携えて政治を行つ統治形態でもある。すなわち多数派は、政治的意見が多元的であるといふ前提に立つて、少数派の批判の声を耳を傾け、両派に通じる最大公約数が何であるかを考慮することになつてゐる。いわば、議院政治においては、多数派にとつて少数派は不可欠のパートナーとされてゐるのである。さらに議院政治は、多数派と少数派とが交互に政権の座を交替するといふ仕組みをとつてゐる。すなわち、世論、特に選挙の結果が、少数派を多数派にするならば、すみやかにかつ平和裏に政権担当者がかわることとなつてゐる。このように本来不倶戴天の敵ともいふべきものが同居し、しかも一定のルールに従つて、最も手放しがたい権力の座を譲り合ひといふことは、人間の醜惡面のみを考へるものにとつては、信じ得べからざることであらう。しかし、人類の文明は、ついにこの奇跡を実現し、比類のない政治制度を生み出したのである。」

よく聞いておきなさい。「人類の文明は、ついにこの奇跡を実現し、比類のない政治制度を生み出したのである。」

初めて維持されるものである。すなわち、多数派が多数をたのんで、少数派に對し野獸のような支配を行い、弱肉強食のジャングルの法則が支配することになれば、議院政治は成り立たない。かつてイギリス保守党員L.S.アメリーが「多数派は、それがたゞ多数であるという理由で、十分な討論も行わずに、自分の欲するどんな法案でも、それがもたらす変化についてはおかしな、またそのような変化に對する激しい反対を無視しても、押し通す資格があるといふ考え方、つまり多数派の布告、すなわち法律であるといふ考え方、わが憲法の認めないところである」と述べたが、まさに、これが議院政治を成り立たしめてゐる基本原則なのである。途中で、これは私の言葉であります。この最後の部分はまさに今自民党が参議院においてやろうとしてゐるところであります。(そのものだ)と呼ぶ者あり。もう一度繰り返して読み上げますが、かつてイギリス保守党員L.S.アメリーが「多数派は、それがたゞ多数であるといふ理由で、十分な討論も行わずに、自分の欲するどんな法案でも、それがもたらす変化についてはおかしな、またそのような変化に對する激しい反対を無視しても、押し通す資格があるといふ考え方、つまり多数派の布告、すなわち法律であるといふ考え方、わが憲法の認めないところである」と述べたが、まさに、これが議院政治を成り立たしめてゐる基本原則なのである。」

全部を讀み上げる煩を省略いたしますが、「ジャーナリズムや公聴会に代表される有力な世論は完全に無視され、また少数派の激しい批判の声を聞き入れられずに、重大な法案が續々と強引な多数決戦法によつて押し通されて行く、これは眞の議院政治ではなく、単なる多数派政治である。このよう議院政治の運営の仕方、言葉は強めて言へば、立憲的手段による独裁であり、また武器なきクーデターにもひとしいものである。これはまさに重大な議院政治の危機である。」さう小松春雄氏は言つておられます。かつて十八世紀末葉のイギリスにおいて、ジョージ三世が、腐敗行為によつて御用党に多数を占めさせて立憲的独裁を行い、そのため政界が混亂の極に達したとき、あの保守主義の哲學者エドモンド・バークは、次のような憂慮の叫びを發してゐる。「善良な人々は、悲しみと怒りをもち、この混亂の姿を眺めてゐる。彼らには、民衆の権力と政府の権力とを融和させる力はすべて、奪ひ取られてゐる。ここにおいて、彼らは非常に困難な選択に直面する。もし、同じ苦難を選ばなければ、永久の奴隸状態にあるよりは、一時的混亂の方を希望する。その間、法の声は聞かれない。民衆の激越な行為は、これに對し政府側からの暴力的な弾圧を生じ、かくて軍隊の武器が唯一の頼みとなり、ついにこれは何が統治することになる。剣の統治は、すなわち議院政治の終えんのである。」と書いてあります。最後の「善良なる人々は悲しみと怒りをもち、この混亂の姿をながめてゐる。彼らには民衆の権力と政府の権力とを融和させる力はすべて奪ひ取られてゐる。ここにおいて彼らは非常に困難な選択に直面する。しかし同じ苦難を選ばなければ、永久の奴隸状態にあるよりは、一時的混亂の方を希望す

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号 事務総長芥川治君不信任決議案(前会の続)

る。そしてそのときの多数派あるいは政府は暴力的な弾圧を生ずる。かくて軍隊の武器が唯一の頼みとなり、ついに剣が統治することになる」と書いておられますが、内心じくじたるものがあり、腹の底にみずから顧みてやましいところがあるから、みずから良心の影におびえて、警察力を使わなければ多数の暴力を押し通すことができない。それが今の自民党の姿ではありませんか。そして警察力の行使によつて議会政治が今や死滅に瀕せんとしておる。真の議会政治、民主政治が今や死に瀕しようとしておる。その議会政治の扼殺を、議会政治の終えんを告げさせようとする役割の一つを、参議院事務総長芥川治君が自民党の道具となつて、今、議会政治の終りを告げさせようとする一つの役割を果しておるではありませんか。憲法調査会法案、国防會議構成法案、教育委員会法案、教科書法案、臨教審の法案……。

○副議長(寺尾豊君) 時間が参りました。

○吉田法晴君(続) 小選挙区制に関する選挙法改正案、あるいは三等郵便局長すらも、自民党の組織として選挙に利用しようとする法案さえも、この国会に出してある。あるいは必要であるならば、特設店のおやじさんをも自民党に組織することの法律を作る。そういうむちやささもあえてするでありましょう。しかもその無謀を、民主主義と民主憲法を扼殺する法案を、一つずつこわして行く法案を、この国会を通じて、多数にものを言わして強引にやろうとするその役割の一つを、芥川事務総長は果そうとするならば、それは私どもの断じて許すことのできないものであります。

○副議長(寺尾豊君) 吉田君、時間があります。

○吉田法晴君(続) 第二に、芥川治君は、参議院を殺そうとするこの自民党の横暴に対して「社会党ではないか」と呼ぶ者あり。共同正犯あるいはむしろ教唆的な役割を果そうとしておるからであります。議会政治は、先ほど引きましたように、少数派の尊重の上から、従来の参議院の伝統の中に生きてきた。無理が通つて道理が引込むのではなく、無理のかわりに道理が通つて行くというこの民主主義のルールの中で、議会政治の参議院の使命も初めて果され得るべきであります。参議院は、私が言うまでもなく抑制機関として、衆議院における多数派の横暴を抑制し、押えるのが参議院の使命であります。

○副議長(寺尾豊君) 吉田君、時間があります。

○吉田法晴君(続) もしも、参議院が衆議院における自民党の与党の横暴をそのまゝここで押し通そうとするならば、何で参議院の存在の価値がございましょうか。それは党派をこえて私どもが考えなければならぬ重大な問題であります。ところが、きよりの昼の休憩後のこの参議院の開会にしよう参議院の議長あるいは副議長というよりも、むしろ衆議院の圧力によつて開かれたというではありませんか。(拍手)先日来、衆議院の自民党の諸君は、あるいは国会の開会や運営についても、あるいは警察権の導入についても強大な圧力を加えておるではありませんか。

○副議長(寺尾豊君) 吉田君、時間があります。

○吉田法晴君(続) あした夕べに議長室に押しつけて来て、あるいは自民党の部屋に押しつけて来て強圧を加えておるではありませんか。こういう衆議院における多数派の横暴が参議院においては是正されることなくして、あるいは議長、副議長、あるいは事務総長を通じて、諸君を通じて参議院の使命を果させようとする、無理を押し通そうとするならば、どこに参議院の存在の価値がございましょうか。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) 吉田君、時間があります。

○吉田法晴君(続) 私は参議院に昭和二十五年一月当選させてもらつて以来、六年半の日子が経過いたしました。私は参議院に出て参りました当時、参議院の当時の実情に対して……。

○副議長(寺尾豊君) 降壇を命じます。

○吉田法晴君(続) 降壇を命じます。参議院の使命を発揮する基礎があるのであります。(拍手)先ほど来、昨日においても、指摘がございましたけれども、イギリスにおいても、アメリカにおいても、民主政治のもとにおいて、発言の制限がございまして、初めて……。

○副議長(寺尾豊君) 降壇を命じます。

○吉田法晴君(続) 議会政治が……参議院の使命を発揮する基礎があるのであります。(拍手)先ほど来、昨日においても、指摘がございましたけれども、イギリスにおいても、アメリカにおいても、民主政治のもとにおいて、発言の制限がございまして、初めて……。

○副議長(寺尾豊君) 降壇を命じます。

○吉田法晴君(続) 先例あるいは法令にもかかわらず、自民党の意思を迎えて、あらゆる動議に先んじて何々とするという動議が、院の構成に関する不信任動議にも先んずるというような解釈を下そうとしたしております。かくのごとき……。

○副議長(寺尾豊君) 降壇を命じます。

○吉田法晴君(続) 一方的な解釈は、これは参議院を殺すものであり、参議院を殺す役割をする芥川君には、私も信任するわけには参りません。

あるいは個人的にも、芥川君の経歴、人物から申しまして、参議院事務総長として不適当であると考えますが、その経歴、あるいは人物、あるいは本日における議員の使用法等について、何百人の議員、あるいは婦人の議員の深夜禁止の国際的な慣行を無視して働かせるような事務総長を、私どもは信任するわけには参りません。(拍手)

かくてここに……

○副議長(寺尾豊君) 降壇を命じます。

○吉田法晴君(続) 江田君より提出されました参議院事務総長芥川治君の不信任の動議の賛成の討論をなすものであります。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 川村松助君はか五名から、成規の賛成者を得て、討論終局の動議が提出されております。

これより本動議の採決をいたします。本動議の表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長(寺尾豊君) すみやかに御投票をお願い申し上げます。(まだ早い)「何をあわてる」議長、警察はどう

した」と呼ぶ者あり)すみやかに御投票をお願い申し上げます。(休憩しろ休憩を)「警察はどうしました、警察は」と呼ぶ者あり)すみやかに御投票を願います。

ただいま行われております投票については、十分間に制限いたします。(警察はどうした、警察は)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)すみやかに御投票を願います。(警察官包囲のもとにはかばかしくて投票ができるか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)投票をすみやかに願います。(警察を使わなければ運営ができないか)と呼ぶ者あり)あと五分であります。(こんなのは国会の運営ではありませんか)と呼ぶ者あり)あと三分であります。(自由な投票ができせん)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)時間が参りました。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長(寺尾豊君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長(寺尾豊君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百四十二票
白色票 百三十三票
青色票 九票

よつて討論は終局することに決しました。

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百三十三名
上林 忠次君 加賀山之雄君
梶原 茂嘉君 柏木 庫治君
井野 碩哉君 山川 良一君

横山 フク君

赤木 正雄君 森田 義衛君
森 八三三君 村上 義一君
溝口 三郎君 三浦 辰雄君
廣瀬 久忠君 早川 慎一君
野田 俊作君 中山 福蔵君
豊田 雅孝君 常岡 一郎君
田村 文吉君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高瀬 莊太郎君
高木 正夫君 杉山 昌作君
島村 軍次君 佐藤 尚武君
河野 謙三君 小林 武治君
後藤 文夫君 伊能 繁次郎君
武藤 常介君 大谷 登彌君
白波 瀬米吉君 松原 一彦君
西岡 八郎君 井三 清一君
伊能 芳雄君 小澤 久太郎君
青柳 秀夫君 佐藤 清一郎君
酒井 利雄君 有馬 英二君
仁田 竹一君 滝井 治三郎君
関根 久蔵君 吉田 萬次君
白川 一雄君 木村 守江君
菊田 七平君 岡田 信次君
中川 幸平君 田中 啓一君
榊原 亨君 上原 正吉君
大矢 半次郎君 藤野 繁雄君
木島 虎蔵君 西川 藍五郎君
宮田 重文君 植竹 春彦君
谷口 弥三郎君 三浦 義男君
左藤 義詮君 館 哲二君
石原 幹市郎君 中川 以良君
池田 宇右衛門君 鶴見 祐輔君
青木 一男君 泉山 三六君
津島 壽一君 吉米 地義三君
大野 秀次郎君 斎藤 昇君
佐野 廣君 小橋 治和君
宮澤 喜一君 大谷 實雄君
石井 桂君 雨森 常夫君
西川 弥平治君 白井 勇君
横山 フク君 高橋 衛君

松平 勇雄君 深川 タマエ君
長島 銀蔵君 宮本 邦彦君
最上 英子君 寺本 廣作君
小瀧 彬君 青山 正一君
紅露 みつ君 山本 米治君
秋山 俊一郎君 石川 榮一君
石村 幸作君 石川 幸弘君
加藤 武徳君 高野 一夫君
松岡 平市君 長谷山 行毅君
鈴木 強平君 野本 品吉君
鈴木 松助君 堀本 末治君
川村 松助君 堀本 謙三君
西郷 吉之助君 笹森 順造君
吉野 信次君 小林 英三君
黒川 武雄君 六村 錦六郎君
一松 定吉君 石坂 豊一君
大屋 晋三君 小西 英雄君
三木 與吉郎君 島津 忠彦君
井村 徳二君 重政 庸徳君
岡崎 眞一君 入交 太蔵君
安井 謙君 川口 爲之助君
小柳 牧衛君 深水 六郎君
木内 四郎君 井上 知治君
古池 信三君 重宗 雄三君
山縣 勝見君 草葉 隆圓君

反対者(青色票)氏名 九名
高田 なほ子君 安部 キミ子君
上條 愛一君 赤松 常子君
山下 義信君 木下 源吉君
市川 房枝君 棚橋 小虎君
曾根 益君

○副議長(寺尾豊君) これより本案の採決を行います。本案の表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長(寺尾豊君) お早く御投票をお願いいたします。(何だかの一つ覚えみたいだな)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)すみやかに御投票を願います。(警察を撤去させたまえ、われわれは早く投票するよ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)お早く御投票を願います。

ただいま行われております投票については、以後十分間に制限いたします。(早い早い)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)時間が参りました。投票箱を閉鎖……

〔投票箱閉鎖〕

○副議長(寺尾豊君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

投票総数 百三十七票……間違いました。

投票総数 百三十七票……間違いました。

投票総数 百三十七票……間違いました。

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 四十九名
高田 なほ子君 久保 等君
山本 経勝君 山口 重彦君
海野 三朗君 河合 義一君
三輪 貞治君 田中 一君

八五七

昭和三十一年六月二日 参議院会議録第五十九号 事務総長芥川治君不信任決議案(前会の続)

八五八

大谷	伊能繁次郎君	小林	佐藤	杉山	高瀬	竹下	常岡	中山	早川	三浦	村上	森田	山川	柏木	上林	別者(青色繫)氏名
螢潤君	武治君	尚武君	昌作君	太郎君	豐次君	一郎君	禊藏君	慎一君	辰雄君	義一君	義衛君	良一君	庫治君	忠次君	百二十八名	
	後藤	河野	島村	高木	高橋	田村	豊田	野田	廣瀨	溝口	森	赤木	井野	加賀山之雄君		
白波瀬米吉君	文夫君	謙三君	軍次君	正夫君	道男君	文吉君	雅幸君	俊作君	久忠君	三郎君	八三一君	正雄君	頤哉君			

る者多し）あと四分でございます（いつ寝かしてくれるのです）と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）あと三分でございます（時計の番人になつたか）もうあと四十時間がなければいい、たつた四十時間「すわり込み戦術はなれてゐる」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）あと一分でございます（何が一分だ、汽車が出るよといふことを言ってくれるなよ、全く）「居眠りしたら注意してやれ、休憩に反対の連中には、居眠りしたら一々注意してやれよ」「疲勞困憊しているというのだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

投票漏れはございませんか。（ある、ある）「四十八時間、全然寝せぬということがあるか」と呼ぶ者あり）投票漏れはございませんか。……投票漏れないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長（寺尾墨君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百六十九票
白色票 四十四票
青色票 百二十五票

よつて本動議は否決せられました。（拍手）「議長」不信任案だ、不信任案だ」と呼ぶ者あり）

〔参照〕

賛成者 白色票氏名 四十四名
高田なほ子君 久保 等君
清澤 俊英君 山本 經勝君
山口 重彦君 安部キミ子君

伊能	西岡	白波瀬	武藤	後藤	河野	島村	高木	竹下	豊田	野田	廣瀬	溝口	森	赤木	井野	梶原	上林
芳雄君	ハル君	米吉君	常介君	文夫君	謙三君	軍次君	正夫君	豐次君	雅孝君	俊作君	久忠君	三郎君	入三一君	正雄君	碩哉君	茂嘉君	忠次君
小澤久太郎君	井上清一君	松原一彦君	大谷瑩潤君	伊能繁次郎君	小林武治君	佐藤尙武君	杉山呂作君	高橋道男君	常岡一郎君	中山福藏君	早川愼一君	三浦辰雄君	村上義一君	森田義衛君	山川良一君	柏木庫治君	加賀山之雄君

反對者(青色票)氏名 百二十五名

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号

青柳 秀夫君	佐藤清一郎君
酒井 利雄君	有馬 英二君
関根 久蔵君	吉田 萬次君
木村 守江君	菊田 七平君
岡田 信次君	田中 啓一君
神原 亨君	上原 正吉君
大矢次郎君	藤野 繁雄君
木島 虎藏君	西川 甚五郎君
宮田 重文君	植竹 春彦君
谷口弥三郎君	三浦 義男君
左藤 義澄君	館 哲二君
石原幹市郎君	中川 以良君
鶴見 祐輔君	青木 一男君
泉山 三六君	津島 壽一君
菅米地蔵三君	大野木次郎君
斎藤 昇君	佐野 廣君
小幡 治和君	宮澤 喜一君
大谷 實雄君	石井 桂君
雨森 常夫君	西川 弥平治君
白井 勇君	横山 フク君
高橋 衛君	松平 勇雄君
深川タメ君	長島 銀藏君
宮本 邦彦君	最上 英子君
寺本 廣作君	小龍 彬君
青山 正一君	紅露 みつ君
山本 米治君	秋山俊一郎君
石川 榮一君	石村 幸作君
剣太 亨弘君	加藤 武徳君
高野 一夫君	横川 信夫君
松岡 平市君	長谷山行毅君
野本 品吉君	堀 末治君
西郷吉之助君	吉野 信次君
笹森 順造君	黒川 武雄君
小林 英三君	一松 定吉君
木村篤太郎君	大屋 晋三君
石坂 豊一君	三木與吉郎君
新谷寅三郎君	小西 英雄君
井村 徳二君	島津 忠彦君
岡崎 眞一君	重政 庸徳君

安井 謙君 入交 太蔵君
小柳 牧衛君 川口爲之助君
木内 四郎君 深水 六郎君
古池 信三君 井上 知治君
山縣 勝見君 重宗 雄三君
草葉 隆岡君

○副議長(寺島豊君) 森下政一君から、委員会審査報告要求書を付して、副議長不信任決議案が提出せられました。(拍手)

これより直ちに……(議場騒然、聴取不能)……でございますが、私の一身上に關するものであり、なお、議長にも事故があらうので、このまゝ議事を進めようとするには、まず副議長を選挙することに相なります。(必要なしと呼ぶ者あり)

よって、この席を事務総長に譲ります。(拍手、「御苦勞さん」と呼ぶ者あり)

○副議長退席、事務総長議長席に着く

○事務総長(芥川治君) 議長及び副議長に、ともに事故が生じたので、これより仮議長の選挙を行います。

念のため申し上げますが、この投票は、無名投票でございます。議席に配付してございます白色の単記無名投票用紙に被選挙人の氏名を記入して、白色の……(議場騒然、聴取不能)名刺とともに、御登壇の上、御投票願います。

氏名点呼を行います。

【参事氏名を点呼】

【投票執行】

【時間制限】時間制限だなんて、殺生なことを言うな」と呼ぶ者あり

○事務総長(芥川治君) 投票漏れはございませんか。(まだまだ、これからだ)「何を言っているのだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)すみやかに御投票願います。(われわれの投票を制約することができると呼ぶ者あり、その他発言する者多し)すみやかに御投票願います。(警察を入れて管理したらどうだ」と呼ぶ者あり)すみやかに御投票願います。(女子の深夜業はないはずだ)「何時警察官が国会の廊下で立ちこんだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)すみやかに御投票願います。(投票するぞ)「あまり何度か言う」と、また荒れるぞ)「事故の理由を言いなさい」議長は今どこにおるか」と呼ぶ者あり)すみやかに御投票願います。(はい)「事務総長、心臓が苦しくなった、医者呼んでくれ」議長を連れてこい、議長は寝ているんだぞ)「副議長もいないよ」不信任を受けたらいたくないいいじゃないか)「休憩々々」苦しくてだれに投票していいかわからぬ)「おい医者呼んでくれ、声の出るようにしてくれ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)すみやかに御投票願います。(議長を出しなさい)「六十何人しかいない、定数不足だ」羽仁さん顔色が悪い)「時間々々」芥川副議長、時間を制限せよ)「あまりいじめるな」これから仮議長を選挙するんだぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)すみやかに御投票願います。(議長どこへ行つた、議長をいれろ」と呼ぶ者あり)すみやかに御投票願います。(今、病人が

悪いのだから、よけいなことを言うな)「医者を入れて早くやりなさい」休憩しよう)「休憩だ、休憩だ」と呼ぶ者あり)すみやかに御投票願います。(はい、はい)午後一時くらいまで休憩するのならいいけれども、三十分くらいじゃだめだ)議長、出て来い)病人が出てくるのだ)「わからぬのか、私の方は松本さんが倒れ、岡田さんが倒れ、さらに羽仁さんが倒れました、事務総長、あなたの御決意を聞きたい、事は人命に關することです、これでも投票なさいますか、これでも強行なされますか)「早く投票したらどうですか)投票すれば次から次へやるじゃありませんか)「警察を先に出したさい)「投票しないのでそうやってがんだって

いたつてしょうがない)休憩動議出しでも諸君は反対するじゃないか)一人でも倒れたらどうするのだ)議長、時間制限)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)すみやかに御投票願います。(はい)「早く投票しろ」と呼ぶ者あり)すみやかに御投票願います。(だまって)「生命の問題だ)「その通り)と呼ぶ者あり)すみやかに御投票願います。(せめて休憩くらいに賛成しろよ)「朝飯の時間だ)「時間制限)何を言っているんだ)「特にたのまれれば入れない)ともないが、警察を先に出したさい)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)すみやかに御投票願います。(はい)休憩をしよう)と呼ぶ者あり)すみやかに御投票願います。(発言する者多し)すみやかに御投票願います。(少しこの辺で寝ろよ)交渉する相手がいらないんだ)議長を連れてこい、議長は今寝ているのだよ)議長、休憩

しろ、休憩を)と呼ぶ者あり)すみやかに御投票願います。(議長ではないのだから、えらそうなことを言う資格はないのだぞ)と呼ぶ者あり)すみやかに御投票願います。(事務総長は何を言うか、その席を下りなさい)「三十分がなければ)これくらいのこと、われわれの消極的な抵抗なんだ)警察入れたときの元氣はどうした)「事務総長、しっかりしろ)六年間もやってきた人の最後の別れをこんな別れ方で別れたらどうする)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)すみやかに御投票願います。すみやかに御投票願います。……すみやかに御投票願います。(睡眠時間、入時間休憩)「与党席少いぞ)「社会党が全部入口のところまで出たら定数不足なし)と呼ぶ者あり)すみやかに御投票願います。(早くやれ、早く、みんなのために)「休憩に反対されたんだから仕方がない)と呼ぶ者あり)

○事務総長(芥川治君) 議長が出席されましたので、仮議長の選挙の投票を中止いたします。(拍手)

○事務総長退席、議長着席

○議長(松野鶴平君) ただいままで病気のため事故がございましたが、これより議事を主宰いたします。

議長が出席いたしましたので、仮議長の選挙は必要がなくなりました。

副議長の不信任案は、一事不再議の原則により上程いたしません。(拍手、議場騒然)

○議長(松野鶴平君) 川村松助君はか……(議場騒然、聴取不能)……教育行政の……(離席する者多し)議場騒然、聴取不能)……運営に關する……(座

八五九

に着け「全然わからない、議長、わからない」と呼ぶ者あり、その他離席する者、発言する者多く議場騒然、聴取不能……賛成の諸君は白色票を……(議場騒然、聴取不能……議場の閉鎖を命じます。)

〔議場閉鎖〕

「全然聞えない」「何を言っているんだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然……

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

「何をやっているんだ」「何を上程されましたか」「何の投票だ」「おい君たち聞きたか」「はっせり明らかにしておけよ、速記は、何をやっているか」「議長不信任が出た、不信任案」「すぐ不信任案を」「不信任案が出てくるじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く議場騒然……

言する者多く議場騒然……

○議長(松野鶴平君) すみやかに御投票願います。(拍手、何の投票ですか、議長)「投票の意味がわかりません」と呼ぶ者あり、議場騒然……すみやかに御投票願います。(何の投票だ)「何も聞えない」と呼ぶ者あり、ただいま行われております投票は、自後五分間に制限いたします。(拍手、議場騒然)すみやかに御投票願います。(何と

いうことをするか、議長)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然……すみやかに御投票願います。(投票はできない、私たちは「審議中の案件を破棄してしまつたじゃないか」「警察を直ちに退去させなさい」と呼ぶ者

あり、その他発言する者多く議場騒然……すみやかに御投票願います。「何だ」「不信任案が出てくるじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く議場騒然……

〔投票箱閉鎖〕

投票箱を閉鎖いたします。(審議中の案件をどうしたのだ)「明らかにせい、明らかに」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く議場騒然……

〔投票箱閉鎖〕

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。(拍手)

〔参事投票を計算〕

「何だ、めっちゃくちゃじゃないか」「うしろの監視は何している」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く議場騒然……

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百十六票
白色票 百十六票
青色票 なし

よって文教委員会において審査中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について、直ちに文教委員長の中間報告を求めることに決しました。(拍手、議場騒然)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百十六名
山川 良一君 赤木 正雄君
森田 義衛君 森 八三三君
村上 義一君 溝口 三郎君
三浦 辰雄君 廣瀬 久忠君

中山 福蔵君 豊田 雅孝君
土田 國太郎君 田村 文吉君
高橋 道男君 高瀬 莊太郎君
高木 正夫君 島村 軍次君
佐藤 尚武君 河野 謙三君
後藤 文夫君 伊能 繁次郎君
武藤 常介君 大谷 登酒君
白波 瀧吉君 松原 一彦君
西岡 八郎君 伊能 芳雄君
小澤 久太郎君 青柳 秀夫君
佐藤 清一郎君 酒井 利雄君
有馬 英二君 仁田 竹一君
滝井 治三郎君 関根 久蔵君
吉田 萬次君 木村 守江君
菊田 七平君 岡田 信次君
中川 幸平君 田中 啓一君
柳原 亨君 上原 正吉君
藤野 繁雄君 木島 虎蔵君
宮田 重文君 谷口 弥三郎君
三浦 義男君 左藤 義詮君
館 哲二君 石原 幹市郎君
中川 以良君 池田 宇右衛門君
鶴見 祐輔君 青木 一男君
野村 吉三郎君 泉山 三六君
津島 壽一君 苦米 地義三君
斎藤 昇君 佐野 廣君
小橋 治和君 宮澤 喜一君
大谷 賛雄君 石井 桂君
雨森 常夫君 西川 弥平治君
白井 勇君 高橋 衛君
松平 勇雄君 深川 マエ君
長島 銀藏君 宮本 邦彦君
最上 英子君 寺本 廣作君
小瀧 彬君 青山 正一君
紅露 みつ君 山本 米治君
秋山 俊一郎君 石川 榮一君
石村 幸作君 剣木 幸弘君
加藤 武徳君 高野 一夫君

横川 信夫君 松岡 平市君
長谷山 行毅君 野本 品吉君
平井 太郎君 堀 末治君
西郷 吉之助君 寺尾 豊君
吉野 信次君 笹森 順造君
黒川 武雄君 小林 英三君
一松 定吉君 木村 篤太郎君
大屋 晋三君 石坂 豊一君
三木 與吉郎君 新谷 寅三郎君
小西 英雄君 井村 徳二君
島津 忠彦君 岡崎 眞一君
重政 庸徳君 安井 謙君
入交 太蔵君 小柳 牧衛君
川口 爲之助君 木内 四郎君
深水 六郎君 古池 信三君
山口 勝見君 重光 雄三君

○議長(松野鶴平君) これより文教委員長の中間報告を求めるのであります。が、荒木正三郎君から、委員会の審査省略要求書を付して、文教委員長加賀山之雄君解任決議案が提出されておる、本案は中間報告……(議場騒然、聴取不能)……に關するものでありますから、まず、本案の委員会審査省略要求についてお諮りいたします。

右、要求の通り委員会の審査を省略し、日程に追加して、直ちに本案の審議に入ることにして、これより採決をいたします。(何の採決か)「議長の不信任案はどうした」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く議場騒然……表決は記名投票をもつて行います。(発言する者多く議場騒然、聴取不能)……の通り委員会の審査を省略し、日程に追加して、直ちに本案の審議に入ることに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。(拍手)

氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

「めっちゃくちゃじゃないか」「参議院規則も何もないじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く議場騒然……

○議長(松野鶴平君) すみやかに御投票願います。(投票ができるか)と呼ぶ者あり)すみやかに御投票を願います。(形式的なものだけじゃないか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く……ただいま行われております投票については、五分間に制限いたします。

(拍手、それが正常化を約束した議長の態度か)「議長は不信任されているのだぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く議場騒然……すみやかに御投票願います。(途中からこつ然と現われて、一切の議事を無視して、何をやっているのか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)時間が参りますれば、投票箱を閉鎖いたします。(何を言っている)と呼ぶ者あり)

制限時間に達しました。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

「議長不信任案を踏みにじるとは何事だ」「議長不信任案は何ものにも優先するはずだ」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百二十五票
白色票 百二十五票
青色票 なし

よつて発議者要求の通り、委員会審査を省略し、日程に追加して、直ちに本案の審議に入ることに決しました。
(議長不信任案が出ていたのをどうするのだ、と呼ぶ者あり)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百二十五名

上林 忠次君 加賀山之雄君
柏木 康治君 山川 良一君
赤木 正雄君 森田 義衛君
森 八三三君 村上 義一君
溝口 三郎君 三浦 辰雄君
廣瀬 久忠君 中山 福藏君
豊田 雅孝君 土田 國太郎君
田村 文吉君 高橋 道男君
高瀬 太郎君 高木 正夫君
島村 軍次君 佐藤 尚武君
河野 謙三君 後藤 文夫君
伊能 繁次郎君 武藤 常介君
大谷 雪洞君 白波瀬 米吉君
松原 一彦君 西岡 ハル君
井上 清一君 伊能 芳雄君
小澤 久太郎君 青柳 秀夫君
佐藤 清一郎君 酒井 利雄君
有馬 英二君 仁田 竹一君
滝井 治三郎君 関根 久藏君
吉田 萬次君 白川 一雄君
木村 守江君 菊田 七平君
岡田 信次君 中川 幸平君
田中 啓一君 柳原 亨君
上原 正吉君 大矢 半次郎君
藤野 繁雄君 木島 虎藏君
宮田 重文君 谷口 弥三郎君

三浦 義男君 左藤 義詮君
館 哲二君 石原 幹市郎君
中川 以良君 池田 宇右衛門君
鶴見 祐輔君 青木 一男君
野村 吉三郎君 泉山 三六君
津島 壽一君 苦米地 義三君
斎藤 昇君 佐野 廣君
小橋 治和君 宮澤 喜一君
大谷 實雄君 石井 桂君
雨森 常夫君 西川 弥平治君
白井 勇君 横山 フク君
高橋 衛君 松平 勇雄君
深川 タマエ君 長島 銀藏君
宮本 邦彦君 最上 英子君
寺本 廣作君 小瀧 彬君
青山 正一君 紅露 みつ君
山本 米治君 秋山 俊一郎君
石川 榮一君 石村 幸作君
剣木 幸弘君 加藤 武徳君
高野 一夫君 横川 信夫君
松岡 平市君 長谷 山行毅君
野本 品吉君 平井 太郎君
川村 松助君 堀 末治君
西郷 吉之助君 堀木 鎌三君
寺尾 豊君 吉野 信次君
笹森 順造君 黒川 武雄君
小林 英三君 一松 定吉君
木村 憲太郎君 大屋 晋三君
石坂 豊一君 三木 與吉郎君
新谷 寅三郎君 小西 英雄君
井村 徳三君 島津 忠彦君
岡崎 眞一君 重政 庸徳君
安井 謙君 入交 太蔵君
小柳 牧衛君 川口 爲之助君
木内 四郎君 深木 六郎君
古池 信三君 山縣 勝見君
重宗 雄三君

○議長(松野鶴平君) 文教委員長加賀山之雄君解任決議案(荒木正三郎君発議)を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。荒木正三郎君。……まず、発議者の荒木正三郎君。……「ちよつと休憩しよう」「不信任案取り扱いを先にやりなさい」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○議長(松野鶴平君) これにて、暫時休憩いたします。

午前九時五分休憩
午前九時五十分開議
午前十時五十分開議

○副議長(寺尾豊君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。
これより文教委員長加賀山之雄君解任決議案の発議者の趣旨説明を求めます。荒木正三郎君。

文教委員長加賀山之雄君解任決議案
右の議案を決議する。

昭和三十一年五月三十日
発議者 荒木正三郎

賛成者

赤松 常子 阿具根 登
東 隆 安部キミ子
天田 勝正 内村 清次
海野 三朗 江田 三郎
大倉 精一 岡 三郎
岡田 宗司 小笠原 三男
加瀬 完 片岡 文重
加藤 シヅエ 上條 愛一
亀田 得治 河合 義一
菊川 孝夫 木下 源吾
清澤 俊英 久保 等
栗山 良夫 小酒井 義男
小林 孝平 小林 亦治

小松 正雄 近藤 信一
佐多 忠隆 重盛 壽治
曾根 益 高田 なほ子
竹中 勝男 田中 一
棚橋 小虎 田畑 金光
千葉 信 戸叶 武
中田 吉雄 永井 純一郎
永岡 光治 成瀬 暢治
野澤 勝 羽生 三七
平林 剛 藤田 進
藤原 道子 松浦 清一
松澤 兼人 松本 治一郎
三木 治朗 三橋 八次郎
三輪 貞治 森崎 隆
森下 政一 矢嶋 三義
山口 重彦 山下 義信
山田 節男 大和 与一
山本 経勝 湯山 勇
吉田 法晴 若木 勝藏

参議院議長松野鶴平殿

文教委員長加賀山之雄君解任決議案は、文教委員長加賀山之雄君を解任する。
右決議する。

理由

加賀山委員長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の審議に際し、多くの問題と疑問点を残すにもかかわらず、ただ質疑の終了のみを策し、委員会を開会して十分なる審議を行う何等の誠意を示さないことは、公平なるべき委員長の態度として許さるべきではない。よつてわれわれは、

加賀山君を文教委員長の職より解くべきであると考えます。

〔荒木正三郎君登壇、拍手〕

「大臣来ていないぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○荒木正三郎君 私は、ただいま議題となりました文教委員長加賀山之雄君の解任決議案の趣旨説明をいたします。

私はこの趣旨説明に入る前に、一言申し上げたいことは、休憩前における松野議長のとりました態度につきましましては、全く国会法を無視し、じゅうりんするものであつて、私どもの断じて許容することができないということであり、(拍手)すでに、副議長の不信任動議は成立をいたしましたとして議題になつておつたのでございます。しかるにもかかわらず、松野議長は、一方的にこれを破棄するといふやうな態度に出たのであります。さらに、われわれは松野議長に對しましては、不信任案を提出いたしましたので、すでに議長の手元に届いておつたのであります。しかるにもかかわらず、松野議長はこの不信任案を無視いたしました。その後の議事進行をはかつたといふことであります。これをもつて国会法を無視しておらないといふことは断じて言えないのであります。(拍手)私どもは今日まで激しい戦いを続けて参りましたけれども、その基本的な態度は、国会法に基く闘争であつたのであります。(笑聲、拍手)私どもはこの国会法を無視し、じゅうりんした松野議長の態度について、断じて許容できないばかりでなく、今後ともあくまで追及するものであります。さらに、松野議長はこの

神聖なる議場に警察官を導入し、わが参議院の歴史を汚したという事は、何と申しましたも、われわれの許すことのできない痛恨事でありました。(拍手)私どもは国会法を無視し、参議院の歴史を汚したこの松野議長に對して、あくまでも責任を追及するものであるということをこの際明言をいたしまして、議題の趣旨弁明に入りたいと思ふのであります。

決議案の内容は、皆さんにもお配り申しましたように、「本院は、文教委員長加賀山之雄君を解任する。右決議する。」というのでございます。私がここに於て加賀山委員長を解任する動議を提出いたしましたのは、個人的な情においては忍びないものがございます。しかし、私どもは今日まで新教育委員会法の重要案件を文教委員会で審議して参りましたその過程において、加賀山委員長は重大なる過誤を犯しておるのであります。私どもが最も重視いたしました点は、この法案は参議院においては慎重審議すべきである。このことが国民の要望でもあり、またわれわれに課せられたる最大の使命であつたのであります。なぜならば、衆議院におけるこの法案の審議の経過を見ましても、わずかに第七条までしか質疑が行われておらないのであります。しかも中間報告という形において衆議院を通過し、参議院に送られて参つたのであります。われわれのみならず、国民のあらゆる人々が、この法案に對して参議院に期待するゆえんのもは、慎重審議という四字の言葉で尽きると申しても差しつかえないと思ふのでございます。(拍手)このことは、加賀山委員長が四月二十日文教委員長に

就任せられて、われわれにあいさつをなされた勢頭の言葉においても、この法案は慎重審議したいと、みずから言われたのであります。われわれもこの委員長の言を了とし、相ともに携えて、悔いなき審議をしたいという心がまえでこの審議を進めたのであります。しかし結果において、自由民主党の諸君は、この法案の審議ということに重点を置かないで、この法案をいつあげるかということに重点を置かれたために、ついに最終段階において衆議院と同様な結果を見るに至つたのであります。

私どもは五月二十二日、一般質疑を終了いたしました。いよいよ逐条審議に入る段階になつたのであります。その際、自民党の諸君とわれわれ社会党との間に、審議日数を幾らに定めるかというところについて協議をいたしたのであります。その際、自民党の諸君は、逐条審議を廃し、直ちに質疑打ち切りを行い、討論、採決をすべきであると主張したのであります。しかし、私どもは五日間の要求を最小限度のものとして要求したのであります。このときに加賀山委員長は、ついに与党の要求に屈服して、われわれの主張であるこの逐条審議の五日間の要求を一蹴して、委員長職権によつて文教委員会を開催、強行せんとしたのであります。

しかし皆さん、われわれが法案を審議するということとは、これは議員として最高の使命であると思ふのであります。私は今、先ほど申し上げましたように、議長に取扱ひについて幾多の不満、あるいは幾多の不平があるものであります。あえての増上に立つておるゆえんのもの、われわれ議員は、いかなる事態においても審議権を放棄することはできない、この信念であります。(拍手)もしわれわれが審議権を放棄する、これは議員を放棄するということでありました。(拍手)その意味において、いかなる状態のもとにおいても、最後まで私どもは審議権をあくまでも守り、その職責を尽さなければならぬ。かかる考えのもとに、ここに立つておるのであります。教養法案に對して、私どもが最小限度五日間の要求が通らなければ、私はここに満足して、今日のような波瀾、こりいう経過を経ないで十分な審議が尽され、ここに平常なルールにおいて結末を見るに至つたことは疑いをいれないのであります。わずかに五日間、二十三日から五日間は二十七日であります。このことは私が言わなくても自民党の諸君もよく知つておられます。緑風会の諸君もよく知つておられます。具体的に私どもは五日という提案をいたしたのであります。これが取り上げられるに至らず、ついに私どもは第九条までしか審議していません。ここにおいて質疑打ち切りを行われることは、われわれの審議権を剝奪されるものであると考へたのであります。(拍手)ここに私は、いかなることもあつてもこの審議権を守らなければならぬと、かたく決意をするに至つたのであります。ここに至りました根本の理由は、文教委員長として加賀山君が、与党の圧力に屈服して、ついに野党の要求を無視したというところにあるのであります。(拍手)私はこの一点において、多くのことは申しません。この一点において、加賀

山委員長は解任に値するものであると確信するのであります。(拍手)ここに加賀山委員長が見えておられます。一言私は申し上げたい。それは、私は加賀山委員長に對して、文教委員会を通じていろいろ友情を受けております。個人的には信頼をしております。しかし二十六日、二十七日に新聞に掲載せられた記事を見まして、私はがく然としたしました。(拍手)私は今日なお加賀山君の潔白を信じていたのであります。しかし、これは決算委員会において、佐藤施設局長が説明をしておるところであります。それによりますと、私が今さら申し上げるまでもないのでございますが、国鉄總裁をやめられてから、相当長きにわたつて總裁公邸にお住まいをせられたということでありました。しかも、この公邸を将来にわたつて使つたために、他に家を買い求め、これを交換せられたのでございまして、その自宅といふものは三十七万円で購入されて、一月月たつたたなで、これは国鉄に二百万円の評價で売られておるといふ事実であります。(拍手)これは何としても、加賀山君のために私は身の潔白を解明すべきであると考へておるのであります。しかるに決算委員会がこのことが問題になりましたときに、社会党の諸君は、加賀山委員長の出席を求めて、この問題について秋明の機会を与えようと申したのにもかかわらず、自民党並びに緑風会の諸君は、多数をもつてこれを押さえた。これは何と云ふことでありましょるか。疑惑を永久に疑惑として残しておくと云ふことは、果して加賀山君のためになるのでありましょるか。私は、もし加賀山君がほんとうにこれが誤まり

であるというならば、みずから自党の委員を通じて秋明の機会を求むべきであつたと思ふ。このことは私は多くは申しません。なぜかと申しますと、文教委員会であるからであります。審議されておる法案が、教育に関する重大な問題であるからであります。この問題については全国の父兄が注視をしております。全国の教職員が注視しております。全国の学生や生徒が注視しております。この中において、法案が十分審議されないで、しかも非常な疑惑を受けた加賀山委員長が中間報告をなし、それによつてこの法案が成立した、こ

ういふことが純真なる子供にどういふ影響を与えるか、私が申し上げるまでもないのであります。このことを考へるときに、加賀山君は、みずから退いて、この中間報告は他の理事に譲らるべきであると私は信ずるのであります。(拍手)

ここに加賀山委員長解任決議の趣旨を申し上げるとともに、善処を要望いたしまして、趣旨説明を終りたいと存じます。(拍手)

○副議長(寺尾盛君) 本案に對し、質疑の通告がございまして、順次発言を許します。秋山長造君。

「議長、ちよつと議事進行について」と呼ぶ者あり」

○副議長(寺尾盛君) 訂正いたしました。成瀬晴治君。

「成瀬晴治君登壇、拍手」

○成瀬晴治君 ただいま、同僚荒木議員から提案されました問題は非常に重大でございます。人が人をさばくという問題でございますから、慎重の上にも慎重を期さなければならぬと思ひます。私は、たとえば五番町事件に見

賀山委員長が四月二十日文教委員長に

るがごとき誤まりを犯しては大へんな問題だと思つておられます。しかし、承知いたします。十分間に私の質疑を制限されておるのでございます。このういふことは、私たちは多数の暴力、多数の横暴と言ふよりはかに道はないと思つておられます。しかし、与えられた時間が一応十分間であるというならば、一応それを私たちは守ります。

そこで、解任決議案の趣旨を承知しておきます。第一の理由は、委員長は、一法案を審議することが任務なのか、法案を上げることが任務なのか。任務を間違えて、審議することよりも、何か法案を先に上げざるべし、それが任務であるのか、ごときお考えになつておられるわけでございます。この趣旨の趣意に承知してございませうが、これは間違ひございませうか、これが第一点でございます。

先日衆議院の運びを見ておりました。私はここで論議をすべきことをやるのが議長なんです。ただそれを、でくの坊じゃありませんけれども、ボタンだけ押すとか、早く御投票願ひます。これしかよう言わないよう議長は、議長じゃない、参議院の参議院に課せられたところの任務をいかに遂行して行くか、国民がわれわれに負託したそれに、いかにたえて行くかというの、議長の任務であるとともに、文教委員長の任務も、法律案を上げるだけではない、十分論議を尽して、そうしてその上においてやるのが、これが任務であるというふうな荒木君は主張されておるのでございませうが、一体、しかりとすれば、何か承知するところによりますと、衆議院にお

いても、この法律案は中間報告によつて上つてきておるのでございませう。しかも参議院におきまして逐条審議等を伺いますと、何か百六条ある法文のうち、たつた九条しかやらなかつたの、ございませうが、われわれは、文教委員の人たちが五日間を主張されたそれに對して、これをのまなかつたとおつしやるのでございませうが、なぜそういうものに對して受け入れられなかつたか、私はその間の事情をいさ少し明らかにしたいと思つておられます。第二点に伺いたい点は、参議院においても、あるいは衆議院においても、いづれも参議院を呼んで意見等を求めたいと思つておられます。私は戦前戦後といふものが、そういう人たちが戦後においても、また何か生まれかわつたやうなことを言つておられますが、そういう人たちは尊重はいたしません。戦前においては、教育を守り、學問を守る、警官等の弾圧の中に守つてきたやうな人たちの意見というものは、ほんとうに尊重されなければならぬのだと思つておられます。第三点に承知したい点は、加賀山委員長は、いづれも住宅の問題でございませうが、これは私たちはあまりにかれこれ深く申し上げることも、こ

う問題が出たときに、加賀山委員長は、御自身の口からか、あるいは同僚緑風会の方の口を通して、たとえは社会党の文教委員の理事の諸君に對して、何らかの意思表示がなされておるかどうかいふこと、少くとも自分分は文教委員長として、少くとも疑いの暗れたものでは何かするとか、どうとかといふやうな意思表示が全然なされずに、ただ単に、盗人たけだけしい格好で、ほかかむりで過ごされるやうな私は加賀山委員長ではないと確信するわけでございますが、この点はいかがであつたか。これが、三番目の質問でございます。

第四点として伺いたい点は、五月十二日の公聴会におけるところの、横浜市の教育委員の林知義君の公述内容をめぐりまして何か食い違ひがあつた。しかも、あらためて十七日に林知義君その他を参考人として喚問をしてお見えになるの、ございませう。こゝういふことは参議院においても衆議院においても前例のないこと、ございませう。この前例のないことが、あえて繰り返されておるのでございませうが、その間の経緯とその処理結果について詳細承知したいと思つておられます。

第四番目に伺いたい点は、いづれも清瀬暴言をめぐるところでございますが、何か三月八日に全教委の代表の人たちと清瀬文相とが会見をされた。あるいは電話で話があつたとかいふ話でございませうが、そういうことよりも、一体、教育委員のお方たちが、こゝう重要な法律案に對して改正をするやうな場合には、なぜわれわれに對しても意見を求めてくれなかつたか、こゝう要望されたことに對しまして、清瀬文部

大臣は、宴会があつて自分が酒に酔つておられる、そしてその場へ出て、電話で出たか、あるいはその場に居合せたか、そこは私はわかりませんが、とにかく、監獄法の改正をするやうなときには、一々服役者の意見等を聞いてやらねばならぬ、こゝういふやうな暴言を吐かれたと聞いております。それを、いづれも五月二十一日に、こゝういふことを究明するために、東京都の教育委員長松沢一鶴君を文教委員会は呼んでお見えになります。しかもこれは秘密会において呼んでお見えになるわけでございますが、一体どういふ経緯なのか、その間の私は事情を一つ皆さんの口から承知したいと思つておられます。

以上、私は四点について承知いたしました。なお時間が二分余つておるやうでございます。一番最初に申しましたように、人が人をさばるのでございませう。もし間違つて加賀山委員長に對して相済まない結果が出ては、私は、単に加賀山委員長個人の問題ではなく、でも、もちろんその家族にも非常に問題でございませう。あるいは緑風会に對しても大へん申しわけない問題だと思つておられます。一つ提案者より明確な御答弁を承知したいと思つておられます。これは私の見解でございます。

次に、この法案はどの程度審議されたか。これは先ほど申しましたように、この法案の性質からいって、逐条審議が非常に重要な使命を持つておることは文教委員会でも確認をしたところでございます。しかし、事実においては、第九条までしか質疑が行われなかつた。しかもこの九条の質疑の中においても重大な疑義がたゞさん出てきたといふことであります。これは詳しく申し上げることはできませんが、政府の答弁も前後矛盾する、あるいは文部省あるいは法制局の見解が一致しない、こゝういふこともしばしばあります。この範圍内においても疑義の解明ができなかつたのであります。さら

○荒木正三郎君 ただいま成瀬議員から五點にわたつて御質問がございしました。私は、与えられた時間の範圍内では、この全部の問題にお答へせん。相当内容の豊富な問題が含まれておるからであります。しかし私はで

きるだけ率直にお答へを申し上げたいと存じます。

で、この法律の審議に當りまして、文教委員長がどういふ態度で審議に當つたか。私も加賀山委員長に一番要望した点は、十分に法案を審議する、そのために結果として会期内に上らないといふ場合もあり得るのだ、こゝういふ態度で臨んでもらいたい。しかし私どもは具体的な提案をいたしました。会期内に上らないやうな提案は一回もありませんでした。しかも事実においては教科書法案もくることである、これも会期内に上げなければならぬ、だからもう法案の審議は相当したのである、六十何時間したのである、こゝういふ数字をあげて、しやにむに法案を上げるという方向に私は努力が集中せられたと考へておつて、この点は同僚の委員とともに非常に遺憾に感じておつた点であります。これは私の見解であります。

次に、この法案はどの程度審議されたか。これは先ほど申しましたように、この法案の性質からいって、逐条審議が非常に重要な使命を持つておることは文教委員会でも確認をしたところでございます。しかし、事実においては、第九条までしか質疑が行われなかつた。しかもこの九条の質疑の中においても重大な疑義がたゞさん出てきたといふことであります。これは詳しく申し上げることはできませんが、政府の答弁も前後矛盾する、あるいは文部省あるいは法制局の見解が一致しない、こゝういふこともしばしばあります。この範圍内においても疑義の解明ができなかつたのであります。さら

て、一応見解を表明したのでござい
ます。同じ総辞退であり、総辞職とい
うような、言葉は一字ないし二字違つた
だけでございしますが、しかし持つてい
る意味というものは、全然違ふのでご
ざいます。公選されたところの教育委
員の諸君が辞任するということは、辞
職するということは、重大な問題であ
る。この点について、文教委員会は適
切なる論議をしたかどうか、文教委員

の法案の取扱ひについての、文教委員長としての取扱ひに、今日非常に遺憾の意というよりか、この数日來の参議院の混乱を見るに、加賀山氏の委員長としての責任は最も追及したい一人であります。これが荒木さんから委員長解任の決議案が出されて、そのお話があり、その意思を私は伺つて、もとより満足するものであります。が、今申し上げましたように、この加賀山さんが、たとえば与党の理事の理解なき申し出を、十分に自分の良心によつてこれを克服して、もう三日、長くて四日の審議をやつた場合において、こうしたわが国、民主政治、特に参議院において警察官の国会進入というよりな、こうした事態を起さずして、私は参議院の良識を守り得たと残念に思ふのであります。(拍手)私はいろいろ意味合いにおいて、加賀山さんの私は個人的な人格はもとより知りませんが、私は加賀山さんの人格そのものには非常に敬意を持っており、すなわちこの法案の取扱ひ方というものに對して、文教委員長として加賀山さん自身の責任というものは、非常に私は重要なものがある、こう思ふのであります。こういう点から、単に文教委員長解任という程度で、提案者は事足りたとお考えになつてゐるか。私はもつと重大な、この数日來、日本の民主政治のあり方、暴力を排し、独裁政治への傾向を絶対に防ごうと思つておられる人々が、参議院の数日來のあり方を見て、私は非常に悲しく思つておられると思ひます。また私自身今日の状態を見て、われわれも考えなければならぬと思つております。反省も

いたしておりますが、しかしこの責任というものは、一にこの法案を取り扱つた委員長加賀山さんの責任最も重大だと思ふのであります。(拍手) いろいろ点から、単に解任程度のことと済まざるべきものかどうかということ、もつと議員としての責任を、政治的責任を追及すべきでないかと思ふのですが、提案者はどうお考えになるかというのを一点お尋ねいたします。(拍手) 〔荒木正三郎君登壇〕

○荒木正三郎君 村尾議員から非常に重大な質問があつたわけでございまして。この問題は、結論としてお答えするといふ筋合いの問題でないように私は考えます。ただ、この文教委員会にかつた教委法案が、この審議の経過が、今日まで参議院においていろいろ事態を起したといふことは未だかつてなかつた、このことについて、これはお互いに批判検討される問題であると思ひます。しかし、その経緯について、私はこの解任の決議案において申し述べましたように、この法案の審議が尽されなかつた、しかも第九条までしか行われなかつた、こういう点がその原因になつてきてゐる。しかるに加賀山委員長は、委員長職權で文教委員会を強行する、しやにむにこの法案を上げてしまふ、こういう態度が出發点になつてきておつた。この意味において、私は委員長の責任は非常に重大であると思ふのであります。しかもこの法案は、私から申し上げるまでもなく、日本の良識が指摘しておりますように、日本の教育を官僚統制のもとに置く、政党支配のもとに置く、そ

ういふ心配が非常に多い、このことが指摘されておるきわめて重大な内容を持つた法案であります。これが審議も尽されなかつた、そして国会で成立せしめよう、こういう考え方が、私は、今日の事態を引き起す源となつておる、こういう点において、その責任は非常に重いと思ふのであります。しかしこれには、私は、加賀山委員長だけではない、自民党に對し大きな責任があるといふことをこの際言わなければなりません。(拍手)自民党は多数による力によつてしやにむにこの法案を通せうと、審議が残つておるが、残つておるまいが、何でもかんでも押し通せうと、ここに一番大きな理由はあつたと考えるのであります。この二、三日來、この本会議場を通じて現われた警察権の導入、これは直接の責任は議長にありますが、その背後にある自民党の責任であると言わなければなりません。(拍手)

私は、この意味において加賀山委員長の責任を追及するとともに、さらに議長、自民党の責任は重大であるといふことを申し上げて答弁にかえたいと思ひます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 川村松助君外五名から、成規の賛成者を得て、質疑終局の動議が提出されております。これより本動議の採決をいたします。

本動議の表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕 すみやかに御投票願ひます。……お早く御投票願ひます。(議長、議場はまだ包圍されておるようでございまして、そういう所から、私の投票権は行使するわけにはいきません。私は棄権いたします)と叫ぶ者あり、(拍手) お早く御投票願ひます。……お早く御投票願ひます。(やつてゐるじゃないか)と呼ぶ者あり

投票漏れはございませんか。……(ある、ある)と呼ぶ者あり) お早く御投票願ひます。(議長、何分以内か)といふ、今まで何分以内と言つたじゃないか)と呼ぶ者あり) すみやかに御投票を願ひます。(すみやかに)といふことではないじゃないか、今まで何分と言つておつた。慣習的に言うておつたじゃないか、言うて下さい)と呼ぶ者あり) お早く御投票願ひます。(何分以内)と言ひなさい、今まで必ず言つた、その通り、議長の言う通りにしますよ)と呼ぶ者あり) すみやかに御投票下さい。(何分以内です。何分以内と言つて下さい)と呼ぶ者あり) すみやかに御投票下さい。(時間が書いてあるでしやう、あなたのところに)と呼ぶ者あり)

御投票がなければ、投票箱を閉鎖いたします。(投票はありますよ)と呼ぶ者あり) お早く御投票下さい。投票漏れはございませんか。……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十二票
白色票 百三十三票
青色票 三十九票

よつて質疑は終局することに決しました。

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名	百三十三名
土林 忠次君	梶原 茂嘉君
奥 むめお君	井野 碩哉君
山川 良一君	赤木 正雄君
森田 義衛君	森 八三君
村上 義一君	溝口 三郎君
三浦 辰雄君	廣瀬 久忠君
早川 慎一君	野田 俊作君
中山 福藏君	豊田 雅孝君
常岡 一郎君	土田 太郎君
田村 文吉君	竹下 豊次君
高木 正夫君	杉山 昌作君
島村 軍次君	佐藤 尚武君
小林 武治君	後藤 文夫君
伊能繁次郎君	武藤 常介君
大谷 登潤君	白波瀨米吉君
松原 一彦君	西岡 八郎君
井上 清一君	伊能 芳雄君
小澤 久太郎君	青柳 秀夫君
佐藤清一郎君	酒井 利雄君
有馬 英二君	仁田 竹一君
滝井治三郎君	関根 久藏君
吉田 萬次君	森田 豊壽君
白川 一雄君	菊田 七平君
岡田 信次君	中川 幸平君
田中 啓一君	榎原 亨君
上原 正吉君	大矢半次郎君
藤野 繁雄君	木島 虎藏君

西川甚五郎君	宮田 重文君	谷口弥三郎君
植竹 春彦君	左藤 義詮君	
三浦 義男君	石原幹市郎君	
館 哲二君	中山 壽彦君	
中川 以良君	鷗見 祐輔君	
池田宇右衛門君	野村吉三郎君	
青木 一男君	津島 壽一君	
泉山 三六君	大野木秀次郎君	
苦米地義三君	佐野 廣君	
斎藤 昇君	宮澤 喜一君	
小幡 治和君	石井 桂君	
大谷 實雄君	西川弥平治君	
雨森 常夫君	横山 フク君	
白井 勇君	松平 勇雄君	
高橋 衛君	長島 銀藏君	
深川タマエ君	最上 英子君	
宮本 邦彦君	小瀧 彬君	
寺本 廣作君	紅露 みつ君	
青山 正二君	秋山俊一郎君	
山本 米治君	石村 幸作君	
石川 榮一君	加藤 武徳君	
劍木 亨弘君	横川 信夫君	
高野 一夫君	長谷山行毅君	
松岡 平市君	野本 品吉君	
鈴木 彌平君	川村 松助君	
平井 太郎君	西郷吉之助君	
堀 末治君	遠藤 柳作君	
郡 祐一君	笹森 順造君	
吉野 僧次君	小林 英三君	
黒川 武雄君	木村篤太郎君	
一松 定吉君	石坂 豊一君	
大屋 晋三君	新谷寅三郎君	
三木興吉郎君	島津 忠彦君	
井村 徳二君	重政 庸徳君	
阿崎 嵐一君	小柳 牧衛君	
入交 太藏君	木内 四郎君	
川口爲之助君	古池 信三君	
深水 六郎君		

岩沢 忠恭君、重宗 雄三君
草葉、隆圓君

反対者(青色票)氏名 三十九名

高田なほ子君	久保 等君	山本 經勝君	山口 重彦君	加藤シヅエ君	岡 三郎君	河合 義一君	田中 一君	永井純一郎君	上條 愛一君	東 隆君	三橋八次郎君	平林 剛君	赤松 常子君	山下 義信君	木下 源吾君	山田 節男君	村尾 重雄君	市川 房枝君	須藤 五郎君	石川 清一君	千田 正君	小林 孝平君	片岡 文重君	小林 亦治君	吉田 法晴君	藤田 進君	田畑 金光君	大倉 精一君	永岡 光治君	阿具根 登君	天田 勝正君	棚橋 小虎君	羽生 三七君	會 益君	中田 古雄君	森下 政一君	小酒井義男君	戸叶 武君	
--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	-------	--

○副議長（寺尾豊君） 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。有馬英二君。

「有馬英二君登壇、拍手」

○有馬英二君 私はただいま議題となりました加賀山文教委員長解任の決議案に対しまして、反対の意を表明するものであります。

先ほど来、提案者の荒木氏から提案理由の説明をされました。いかにも加賀山氏がへんばなやり方をやり、自民党の意を迎えて、そうして日をじんぜん過したかのように、また質問の自由をいかにも束縛したかのごとき説明が

ありました。これは全く事実と反しているものであります。加賀山氏の質疑に対する態度はまことに公明正大、中正でありまして、不偏不党でありました。これは私が自民党であるからそういうことを申すのではありません。その意味は、加賀山氏自身が絶えず言われておったのであります。私が、私どもは、かえって加賀山氏がわれわれの意見を少しも聞いてくれないということ、を、たびたび、私もまた同僚の吉田君も申したくらいであります。加賀山氏は絶えず野党である社会党の委員の言われることをおもに聞いて、審議の日をきめ、また時間をきめてきたくらいであります。でありますから公聴会等も加えてまして審議の時間は、衆議院において四十八時間にすぎなかつたものが、わが参議院の文教委員会は七十一時間という長きにわたっておるのであります。(拍手)しかも、われわれの審議日は、御承知のように五月の一日から五月の六日までという、俗にいわれるゴールデン・ウィークをその中に含めておりましたので、はなはだしい時日のロスがあつたのであります。しかも社会党の諸君は、五月一日メーデーは、これは祝日であるかのごとく言われるので、私どもも、その言う通りに加賀山さんに話をいたしました。この日を休むことにいたしました。その前の日とそのあとの日くらいは、ぜひ審議をやりたいと申ししたのであります。が、社会党諸君の非常な熱心なる御申し出によりまして、加賀山委員長はこれ聞き入れられたのであります。私どもはこれは、はなはだ不当というのではありません。けれども、時日が非常に少いの

この三日を失うということは審議、非常な損失であると思つたのであります。でありますから、この一日から……一日じやない、その前の日の三十日を加えて六日まで完全に休んだ。その中、一日、四日がありましたけれども、ほとんど一週間の空白を替へなければならぬような、時日の非常な損失を來たしたのであります。でありますから、しかも最終日、五月の十七日、これが初め与えられた最終日でありますから、加賀山委員長は、その間のこの審議に要する日をよく勘案されまして、大よそ二十日前くらいまでは、この文教二法案の審議を終らなければならぬというよりなことを、後に考えられたのであります。ところが、初めのうちは、どうしてもあとから上つてくるところの教科書法案のために、少くとも十日ぐらいの日を要するであらうそれを五月十七日までの間に繰り入れまして、その前の日をこの文教二法案に充てられたのであります。これらの日の割当について、委員長としていかに苦心をされたかということ、私は理事の一人として、絶えず加賀山氏と交渉を持ちました関係者の一人として、まことに同情したのであります。しかも野党の人は、常に日が足りない、そのワクの中で操作するといふことに不満を抱いておられたやうでありますが、これは委員長としては当然の苦心のあるところであらう。従いまして、私どもは後には毎日朝十時、正確に十時から夜の七時あるいは七時以後までも委員会を持つたのであります。かように精勵な委員会、おそろく十数の委員会がありまし

でも、ほかには決していない。私は明瞭してはばからない。(拍手)

その委員会の精勵格勤であつたと、私どもは毎日、朝、少くとも私の政黨に關する限り、文教委員はすべてその時半に登院をいたしまして、それからいろいろ研究をいたしまして、十時かつきりには委員室に出頭しておつたのであります。しかも、この時間を正確にするといふことは、委員長の非常な熱心なる努力で、その委員長の時間の正確さに私どもは引きずられました。絶えずこれに追従して、そうしてこののことに努力をしたのであります。これは一に委員長の精勵格勤のためものであつた。(拍手)このことは、はつきり私はここで申し上げることが出来る。

この法案の内容が非常に充實した複雑なものであるといふことは、初めからよくわかつておつたのであります。けれども、いかんせん衆議院から送付されましたのが、少しくおくれました關係上、われわれ參議院の委員会としては非常にその間不便であり、また苦慮を要したところであるのであります。この点は私どもも手黨の委員としては、手党でないところの加賀山氏の御苦心のことを絶えず推測いたしました。同氏のやり方に賛意を表しておつたものであります。しかるに提案者は、何か私どもの意を迎えて、加賀山氏が上げることのみを急いで審議を行つたかのごとく、加賀山氏の悪口を言われるといふことは、私は全くこれは承知ができません。(拍手) そういうことは全くないといふことを、私ははっきり申し上げることが出来るのであります。

なお、公聴会のこともお話がありましたが、公聴会において、横浜の地方教育委員会の一人である林氏が公述人として参加されたのであります。その公述が、社会党の諸君が期待されたのと全く正反対であったというために、いかにも林君の公述の内容を政府がしたというように疑いを持ちまして、そうして特にそのあとに一日の参考人の公聴会を開きましたが、これは全く……。

○副議長(寺尾豊君) 有馬君、時間が参りました。

○有馬英二君(続) 林君の自身の意思によつたものであるということが、あとからつきつきわかつたから、先ほどお述べになつたようなことはないと私は思います。

なお、一言つけ加えておきますが、文部委員会と何ら関係のない加賀山氏個人の事件を、文部委員会のことに何らか関係のあるかのごとき口ぶりでお話になつたという事は、全くこの問題に関係のないことをもつて、人をしいるものであると私は思つて、反対するものであります。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 近藤君、時間が参りました。

〔近藤信一君登壇、拍手〕

○近藤信一君 私は、同僚荒木正三郎君の発議によりまする加賀山之雄君の解任決議案に對しまして、賛成の意見を申し上げるものでございます。(拍手)

私も、本院の決算委員会におきまして、今日問題になつておりまする国鉄の国有財産整理並びに管理について、元大蔵省の印刷局長でございまして、井上君が住宅を不当取得をした、こ

のような問題が本院の決算委員会において審議されておつたのでございまして、私もこの問題を審議してございまして、これと同じようなケースが、ここに問題になつておりまする加賀山之雄君のところにも疑いが来たのでございまして。(拍手)そこで私も、去る二十四日の本院決算委員会におきまして、私も国鉄の資材局長の出席を願つて、どういふ経路で、この国民の血税である国有財産が不当に処置されてゐるかという事を、私も質問をしたのでございまして。そこで私も、最初、これは日ごろ人格高潔の評の高い加賀山之雄君のことであるから、私も、私も一そんなことではない、こう思つておりました。国鉄当局の施設局長を呼んでたゞして、すると、徐々になつて来たのでございまして、これはどういふふうになつてゐるのだという事で、いろいろ審議をして行きますと、施設局長は、私ははつきり根本的な問題はわかりません、本人の加賀山君に聞いていただきたい、こういうお話でございます。そこで私も、当時、文教委員会で委員長という重要な役割をやつておられて、いろいろ忙しかつたのでございまして、から、本院の決算委員会に、わずか五分三分でもよろしいから出席を願つて、どういふ経路で自分の家を入手して、そして国鉄の公舎と交換したかという、この点を明らかにしてもらいたい、こう私も委員会が主張いたしました、いわゆる与党の自民党の議員、さらに録風会の議員諸君は、これに徹底的に反対いたしました、ついに決算委員会へ私も来て

いただくことはできなかったのでございます。ところが、翌日の新聞を見てみますと、大きな家の見出しと、小さな家と、両方大きな写真が入りまして、事実のような新聞が出てきたのでございまして。そこで私もさらに国鉄当局に、この真相を明らかにするために資料を出していただきたいといふ、資料を要求したのでございまして。そこで私は、以下申し上げます。これは、新聞の記事でなくして、私も、私も国鉄に要求いたしました資料の実際の面から、この点を明らかにしたいと思つたのでございまして。(拍手)

最初に申し上げたいことは、現在の住んでおられまする加賀山君の住宅は、松原町の住宅で、土地が二百三十三坪、これは国鉄の公舎でございます。さらに建坪が六十二坪、そこで下代田町の家は、これは借地でございます。土地は七十三坪、住宅の建坪は、これがわづか四十四・七坪、ところが、これにおもしろい現象をいたしました。現われて参りましたのは、(笑)加賀山君が住宅を買い取りましたここに証明書が出ております。これによりまして、下代田町の住宅は、借地権によりまして三十七万四千五百円、ところが、この三十七万四千五百円が、この日付は昭和二十七年の十一月五日、これがわづか翌月の十二月となりまして、一体どれほど値上りしているかと、いふことでございまして、驚くべきことです。この家が二百万と百十八円でございます。一方におきまして、国鉄の公邸は一体どうなつてゐるか。この国鉄の公邸は、土地が三倍も広くて、家も広くて、これはわづか、価格によりまして土地が二百万と九千九百七

十一円でございます。その差額がわづか十萬九千円、このわづか十萬九千円で、土地は三倍の、家も大きいこの家が、国鉄の持物と加賀山君の下代田町の家がわづかえられてゐるのでございまして。

皆さん、一体加賀山君は国鉄の公舎に入つておられまして、下代田の家に入るために買われたのかどうかといふことが、さらに一つ疑問でございまして。国鉄をやめられたのが、退任をされたのが、二十四年の……、これは違ひ。(笑)二十六年の八月だ(呼ぶ者あり)国鉄をやめられたから、一年数カ月間、国鉄の公舎におられました。その間わづか六百円をこその家賃でございました。それといふよい国鉄から請求されたもので、何とか自分の家を作らなければならぬといふことで、そして自分が国鉄の公舎に、やめてからおりながら、下代田の家を買つたのでございまして。自分の家には一日も入つていなかったといふ事実も、ここに出てきたのでございまして。それといたしまして、この下代田町の住宅というものは、自分の私邸といひまして、これは単に国鉄にすりかえるために買ったとしか、われわれ断言できないのでございまして。国鉄当局もこれを認めております。国鉄の幹部諸君は、私もそうだと考へております。しかし、この点は加賀山君に聞いていただかなければわかりません。そこで私も、加賀山君に、わづか三分五分でもよろしいから、一つ返事をしてもらいたいと言つたが、ついに与党の諸君によつてこの実現ができずして、今日に至つております。

すのは、まことに残念なことだと思つたのでございまして。さらに、私が驚かしたことは、(まだあるのか)と呼ぶ者あり)ある、ある。ちょうど五月の二十九日に、さらに私も資料を要求いたしましたところが、その朝の新聞に、十河総裁が、こんなに大きな記事によつて、森田参議院議員、あそこにおられる(笑、拍手)方でございますが、「森田参議院議員告発か」といふ見出しのもとに出て、私はびっくりいたしました。こんなことはないだらうと思つて、委員会に出てみますと、委員会に出された資料の中に、明らかにこれが載つております。

○副議長(寺尾豊君) 近藤君、時間が参りました。

○近藤信一君(続) この中に森田義衛君、東京鉄道管理局局長を二十八年の三月の一日に退任して、今日なおその家に居つてゐるというの、あの森田義衛君でございまして。この点、私も今日追及をしております。私もこの点につきましては、まだ国民の前にばつきりしなければなりません。さらに資料の要求をしております。さらに、ここに天坊前副総裁も載つております。これに對しまして、さらに何か、今年の選挙に出られるやに聞いておりますが……。

○副議長(寺尾豊君) 近藤君、時間が参りました。

○近藤信一君(続) そのために、いろいろ選挙運動が続けられております。(拍手)私も調べたところによりますと、この天坊前副総裁の選挙運動のために、関東資材部の橋本某なる人が、国鉄の各機関に多額の旅費を配分してゐるのことでございまして。

(「もう時間だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) そうして大きな穴を国鉄にあけてしまった。そこでこの穴を埋めるために、勝保印刷所と結託しまして、ここからせの領収証、請求書を出して、この穴埋めにしていくやに聞いているのでございます。

○副議長(寺尾豊君) 近藤君、時間が参りました。

○近藤信一君(続) このことは、われわれが本院の決算委員会におきまして、さらに追及の手を休めません。私のただいまのこの賛成演説に對しまして、そこで六へんヤジが出ました。が、私は同類の方だと推測しても誤まりがないと思うのでござります。

(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 竹下豊次君。

〔竹下豊次君登壇、拍手〕
○竹下豊次君 私は緑風会を代表して、加賀山文教委員長解任決議案に反對の意を表するものであります。

加賀山君が、去る第十九国会において、教育の政治的中立確保に関する教育二法案の審議に当り、強い信念に基づいて大いに活躍されましたことは、先ほど村尾君からお話のありました通りでありまして、諸君のよく御存じのところでありまして。昨年はまた、本決議案の提案者であります。大阪出身であつたかと思ひますが、荒木正三郎君と協力して、大阪市立大学におけるアメリカ駐留軍の施設撤去問題解決に努力をいたし、ついにその目的を達せられる等、かねて文教に多大の熱意と努力を払つてこられたのであります。しこうして、本国会に教育関係法案が提出せられますや、わが緑風会

におきましては、これらの法案が従来の教育制度の欠陥を是正し、わが国教育の正常なる発達を築く上において、きわめて重要な法案であると考えまして、同君の人物を信頼し、かつ従来の実績に鑑み、文教委員長としての最適任者として、その就任を要請した次第であります。

私は文教委員として、教育関係法案が委員会に付託されて以来、理事會にも出席し、審議日程の計画等にも参与をしたのであります。委員長は、常にきわめて公正な立場に立つて、与野党の主張を冷静に判断し、その調整を保つことに甚大な努力をなされ、議事の円滑なる運営をはかつてこられました。かくて委員会においては、実に八十時間になんなんとする長時間にわたる審議を重ねることができたのであります。しかるに、会派間の意見は最後まで対立し、二十四日午後の委員長理事會に、ついに決裂のやむなき状態に至りましたので、委員長は、法案の審議を正常に進めて行くためには、委員会を開く以外に道はないと判断されましたが、廊下で阻止されて、ついに室に入る事ができなかったものであります。加賀山君は、かかる状態が継続することは、国会の威信を失墜すること、まことにほだましいものがあると考え、一身の危険を顧みず、翌日、二十五日も数回にわたり委員会開会を試みましたが、またまた非常なる抵抗をもつて入室を阻止され、二十六日以後も同じ事態が繰り返され、ついに委員会で議事を進めることができない、ついに議長から中間報告を要請され

れることになった次第であります。

(拍手)
以上申し述べましたように、加賀山君は、文教委員長として最善の努力を払つて、委員会の公正な運営をはかつてこられたのであります。

しかるに、今突如として解任決議案が提出されるに至ったことは、何としても私の了解に苦しむところであります。(拍手) 私は、加賀山君が長く長く委員長の職にとどまつて、わが国文教のために活躍せられるより、心から念願してやまないものであります。以上をもつて私の反対討論をいたします。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 湯山勇君。

〔湯山勇君登壇、拍手〕
○湯山勇君 私は、ただいま荒木議員の演説による文教委員長加賀山之雄君の解任決議案に賛成をいたすものでござります。(拍手)

今日このような暴力的な警官の包囲の中で、警官の力を背景として文教に關するこの法案が、このような形で上げられようとしておるその最大の責任は、やはり文教委員長としての加賀山君が負わなければならないのでござります。私はこの点につきまして、皆さんの御理解のいくように、経緯を追つてお話し申し上げたいのであります。

この法律は、衆議院におきまして、荒木議員の提案にありまして通り、中間報告という形をとつて上つて参りました。新しい制度を実施するために、新たに設けられた制度や機構がたぐさん入っております。これを十分審議して行くことが、われわれの役目だといふことで、ずいぶんきつひ審議

日程にも応じて参りました。加賀山委員長も、倒れて後やむ、そういう気持ちで審議してもらいたい、こういうことでございまして、委員長は、審議する委員にはこゝういふ要求をしておられましたが、最後の段階になりました。自民党と私どもの意見が対立した段階に、つまり五月二十四日の朝、理事會はとうてい開いてもまともな見込みがない、今から無協約で行くといふことを宣言したのでござります。倒れて後やむまで審議せよとわれわれに要求しておきながら、両派の調整をはかつて行く努力を最後まで続けることなく、無協約の宣言をしたところに、今日のこの事態の原因があるのでござります。(拍手) つまり、われわれが理事會を要求いたしましたところ、自民党との間の話がつけば委員長としては理事會に應ずる、こゝういふ要求をされたに、われわれは審議に應ずるために、審議を続けるために、自民党の理事代表の方に会いましたところ、委員長が無協約の宣言をした以上、あとは数の力でやつて行く、数にものを言わせようといふので、自民党の理事各位から出された条件は、次のような過酷なものであつたのでござります。つまり、委員会において、いつ上げる、委員会の討論採決をいつ終る、こゝういふことでは話に應ずるわけにはいかないのでなければ、理事會開会に應ずることができない、こゝういふ条件でござりました。この条件に應ずるためには、とうてい一文教委員会のよくない得るところではござりません。われわれは、これを会派の問題として、会派の責任者からお答え申し上げる、こゝういふお

約束をしたのでござります。この不当な自民党の要求が、会派間の問題となり、さらにそのことが今日の大きな事態を起す要素となつたのでござります。委員に審議を要求しながら、しかも、みずから審議を続けるための努力を怠つた委員長の責任は、今日のこの事態においてきわめて重大なものであるでござります。(拍手) さらに私が申し上げなければならぬことは、この法律には、委員長みずから委員会に列席しておつて、確認しておる不備、欠陥、疑義が幾多あるのでござります。これらを疑義をたださずして、これを法律として施行することは、国民を誤るものでござります。このようない行為は、院の権威を傷つけ、議員たるの自分を忘れた行為になるのでござります。このようない点が指摘されているにもかかわらず、委員長は、あえて質問を打ち切ろうとする自民党の人の要求に應じて、委員長みずからの職責においてこれを解決する、説明する、そゝういふ努力を続けたのでござります。今、自民党の方や緑風会から、審議時間が七十時間、日数が何日、朝早くから夜おそくまでと、こゝういふ話がありましたけれども、時間の長いことをもつて、あるいは日数の多いことをもつて職責を尽したことはならぬのでござります。(拍手) 法案の内容が究明され、問題点が解明され、あやまちがただされてこそ、われわれの本分が尽されたことになるのでござります。これを怠つたことは、まさに議員の本分に反するものであると言わなければなりません。

さらに、私が指摘したい点は、あの公聴会の問題でござります。公聴会を

委員長職権をもって決定いたしましたので、その手続を倉皇の間にしてしまったのでございます。このようなり方の中から、先ほど荒木議員指摘の通り、きわめて不明朗な行政府の立法院閣下の問題、あるいはまた文部大臣が、衆議院におきましては公述人あるいは公述内容変更の申し出をする、そういう事実も出て参つたのでございます。こゝろに法律を上げる、期間内に法律を上げる、これが委員長の本分である、こゝろに誤まつた考え方を持つた委員長の運営によるものでございまして、おそれく本院始まつて以来、あゝいゝ形の公聴会は、また全会一致で定められなかつた公聴会は、かつてその例を見ないのでございまして。こゝろに不明朗な、一方的な運営をしたところに、今日の要案がやはり胚胎しておることを否定することはできません。(拍手)

最後に、また指摘したいことは、先ほど近藤議員から、決算委員会の実情をこの壇上において発表されたのでございまして。今、私も審議いたしております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中には、教育委員は人格高潔、かつ教育に識見を有するものと明記されております。もし近藤議員指摘の通りであるとすれば、この法律を主宰して審議する資格が、果して加賀山委員長にありやなしや。(拍手)さらにまた、求められた中間報告をこの壇上においてなす資格ありやなしや、(拍手)このことを私は国民、児童、生徒、父兄、すべての名において申し上げたいのでございます。

願わくば、委員長は、このことによつて、全国の父兄、児童生徒、その人たちの、この法案審議の過程におけるあらゆる不安と、あらゆる疑惑と、あらゆる不信を挽回するために、この演壇に立つことのないようにされることを、心から祈つて私の賛成討論にかゝる次第でございます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 川村松助君外五名から、成規の賛成者を得て、討論終局の動議が提出されております。これより本動議の採決をいたします。

本動議の表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

○副議長(寺尾豊君) お早く御投票をお願いします。(始まつたばかりじゃないか「あつてな」と呼ぶ者あり)すみやかに御投票をお願いします。……お早く御投票をお願いします。(はい「と」呼ぶ者あり)ただいま行われております投票については、以後五分間に制限いたします。(何を「と」呼ぶ者あり)お早く御投票をお願いします。(時間言うたら黙つていなさい「どうして議長不信任案をやりませんか」「こゝろに前例をこしらえて」「これが前例ですか、悪例じゃないか」と呼ぶ者あり)その他発言する者多し)お早く御投票をお願いします。(こゝろに審議の方法があるか「先議案件をやらないうで、あとで弁解の余地があるか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)お早く御投票をお願いします。(出

したまへ、警官を「このまわり警官で一ぱいだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)お早く御投票をお願いします。(警察官を撤退せよ「議長、監視がうしろにないければ議事ができないのか」「議長の方へ不信任案を届けたのに、なぜそれを下げるのですか、国会法をあなたはどう考えているのですか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)投票漏れはございませんか。……投票に心がありませんか、もう「こゝろに意味の投票ですか、監視に守られなければ運営がでないのじゃないか」「監視はもつと離れていなさい」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)……投票漏れはないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

〔国民は国会法のじゅうりんを知らないのだ「諸君はわれわれを暴力とか何とか言うけれども、あなたの方のやつてゐることが暴力じゃないか」「こゝろにことをやるから混乱が起るのですよ」「議長不信任はどつしたのだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)投票の結果を報告いたします。

○副議長(寺尾豊君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百六十三票
白色票 百三十票
青色票 三十三票

よつて討論は終局することに決しました。

〔参照〕
賛成者(白色票)氏名 百三十名

上林 忠次君	河井 彌八君	白井 勇君	横山 フウ君
梶原 茂嘉君	柏木 康治君	高橋 衛君	松平 勇雄君
奥 むめお君	井野 碩哉君	長島 銀藏君	宮本 邦彦君
山川 良一君	赤木 正雄君	最上 英子君	寺本 廣作君
森田 義衛君	森 八三三君	小瀧 彬君	青山 正一君
村上 義一君	薄口 三郎君	紅露 みつ君	山本 米治君
三浦 辰雄君	廣瀬 久忠君	秋山俊一郎君	石川 榮一君
野田 俊作君	中山 福藏君	石村 幸作君	細木 亨弘君
豊田 雅孝君	常岡 一郎君	加藤 武雄君	横川 信夫君
土田 國太郎君	田村 文吉君	松岡 平市君	長谷山行毅君
竹下 豊次君	高橋 道男君	鈴木 強平君	野本 品吉君
高瀬 莊太郎君	高木 正夫君	平井 太郎君	川村 松助君
杉山 昌作君	島村 軍次君	堀 末治君	西郷吉之助君
佐藤 尚武君	河野 謙三君	堀太 鎌三君	郡 祐一君
小林 武治君	後藤 文夫君	遠藤 柳作君	吉野 信次君
伊能 繁次郎君	武藤 常介君	黒川 武雄君	小林 英三君
大谷 豊潤君	白波瀬米吉君	一松 定吉君	木村篤太郎君
松原 一彦君	西岡 ハル君	大屋 晋三君	石坂 豊一君
伊能 芳雄君	小澤久太郎君	三木與吉郎君	新谷寅三郎君
青柳 秀夫君	佐藤清一郎君	井村 徳二君	島津 忠彦君
酒井 利雄君	有馬 英二君	岡崎 眞一君	重政 庸徳君
仁田 竹一君	滝井治三郎君	安井 謙君	入交 太藏君
関根 久藏君	吉田 萬次君	小柳 牧衛君	川口爲之助君
森田 豊壽君	白川 一雄君	木内 四郎君	深水 六郎君
木村 守江君	菊田 七平君	古池 信三君	岩沢 忠恭君
中川 幸平君	榊原 亨君	山縣 勝見君	草葉 隆圓君
上原 正吉君	大矢半次郎君	久保 等君	山本 經勝君
藤野 繁雄君	木島 虎藏君	山口 重彦君	安部キミ子君
宮田 重文君	谷口弥三郎君	岡 三郎君	河合 義一君
三浦 義男君	左藤 義隆君	三輪 貞治君	永井純一郎君
館 哲二君	石原幹市郎君	上條 愛一君	東 隆君
中川 以良君	中山 壽彦君	三橋八次郎君	平林 剛君
池田宇右衛門君	鶴見 祐輔君	赤松 常子君	山下 義信君
青木 一男君	野村吉三郎君	山田 節男君	栗山 良夫君
泉山 三六君	津島 壽一君	村尾 重雄君	相馬 助治君
苦米地義三君	大野木秀次郎君	市川 房枝君	小林 孝平君
斎藤 昇君	佐野 廣君	矢嶋 三義君	菊川 孝夫君
大谷 賛雄君	石井 桂君		
雨森 常夫君	西川弥平治君		

せるな」と呼ぶ者あり）お早く御投票を願います。（議長不信案を取り上げろ」と呼ぶ者あり）お早く御投票を

龜田 得治君	小林 孝平君
矢嶋 三義君	菊川 孝夫君

中川 幸平君 榊原 亨君
上原 正吉君 大矢半次郎君

川口爲之助君	木内	四郎君
深水、六郎君	古池	信三君

に計算させます。議場の開鎖を命じ

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の中間報告

八七二

〔議場開議〕

〔参事投票を計算〕

「成規の手続をなせ取り上げないんだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

○副議長(寺尾豊君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百八十四票

白色票 五十三票

青色票 百三十一票

よって本動議は否決せられました。

(拍手)

「議事を正常に戻さない」「休憩動議を取り上げて、議長不信任案を取り上げないで議事を進めるのはどういふわけか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、議場騒然

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 五十三名

高田なほ子君 久保 等君
山本 経勝君 山口 重彦君
安部キミ子君 岡 三郎君
河合 義一君 三輪 貞治君
永井純一郎君 上條 愛一君
東 隆君 荒木正三郎君
三橋八次郎君 平林 剛君
竹中 勝男君 赤松 常子君
山田 節男君 栗山 良夫君
相馬 助治君 佐多 忠隆君
市川 房枝君 羽仁 五郎君
堀 眞琴君 木村晴八郎君
鈴木 一君 成瀬 鶴治君
千田 正君 江田 三郎君
小林 孝平君 矢嶋 三義君
菊川 孝夫君 片岡 文重君
小林 亦治君 小松 正雄君
吉田 法晴君 大和 与一君

反対者(青色票)氏名 百三十一名

上林 忠次君 河井 彌八君
加賀山之雄君 梶原 茂嘉君
柏木 庫治君 奥 むめお君
井野 碩哉君 山川 良一君
赤六 正雄君 森田 義衛君
森 八三三君 村上 義一君
溝口 三郎君 三浦 辰雄君
前田 久吉君 廣瀬 久忠君
早川 慎一君 野田 俊作君
中山 福藏君 豊田 雅幸君
常岡 一郎君 土田 國太郎君
田村 文吉君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高瀬 莊太郎君
高木 正夫君 杉山 昌作君
島村 軍次君 佐藤 尚武君
河野 謙三君 小林 武治君
後藤 文夫君 伊能 繁次郎君
武藤 常介君 大谷 豊潤君
白波瀬米吉君 松原 一彦君
西岡 八郎君 伊能 芳雄君
小澤久太郎君 青柳 秀夫君
佐藤清一郎君 酒井 利雄君
有馬 英二君 滝井治三郎君
関根 久藏君 吉田 萬次君
森田 豊壽君 白川 一雄君
木村 守江君 菊田 七平君
中川 幸平君 神原 亨君
上原 正吉君 大矢半次郎君

藤野 繁雄君 木島 虎藏君
宮田 重文君 谷口弥三郎君
三浦 義男君 左藤 義登君
館 哲二君 石原幹市郎君
中川 以良君 池田幸右衛門君
鶴見 祐輔君 青木 一男君
野村吉三郎君 泉山 三六君
津島 壽一君 吉米地義三君
大野木秀次郎君 斎藤 昇君
佐野 廣君 石井 桂君
雨森 常夫君 西川弥平治君
白井 勇君 横山 フタ君
高橋 衛君 松平 勇雄君
長島 銀藏君 宮本 邦彦君
最上 英子君 寺本 廣作君
青山 正一君 紅野 みつ君
山本 米治君 秋山俊一郎君
石川 榮一君 石村 幸作君
高野 一夫君 加藤 武徳君
松岡 平市君 横川 信夫君
鈴木 強平君 野本 品吉君
平井 太郎君 川村 松助君
堀 未治君 西郷吉之助君
堀木 鎌三君 那 祐一君
遠藤 柳作君 吉野 信次君
黒川 武雄君 小林 英三君
一松 定吉君 木村篤太郎君
大屋 晋三君 石坂 豊一君
三木與吉郎君 新谷寅三郎君
井村 徳二君 島津 忠彦君
岡崎 眞一君 重政 庸徳君
安井 謙君 入交 太蔵君
小柳 牧衛君 川口爲之助君
木内 四郎君 深水 六郎君
古池 信三君 岩沢 忠恭君
井上 知治君 山縣 勝見君
草葉 隆圓君

○副議長(寺尾豊君) 暫時、このまま休憩いたします。

午後二時三分休憩

午後四時三十二分開議

○副議長(寺尾豊君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

これより地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の中間報告を求めます。文教委員長加賀山之雄君。(離席する者、発言する者多し、議場騒然)

〔加賀山之雄君登壇、拍手〕

○加賀山之雄君 ただいま議題となりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案につきまして、御報告申し上げます。

まず、初めに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(発言する者多し、議場騒然、聴取不能)……採用実施された制度でありまして、……(議場騒然、聴取不能)……検討を加えなければならぬ問題を含んでおり、公私の機関または団体から、種々この制度に対する改正意見が述べられて来たのであります。

かねてから、これら……(議場騒然、聴取不能)……研究し、教育委員会……(議場騒然、聴取不能)……検討を……(聴取不能)……政府は、この際現行制度のとるべきはと、改むべきは改め、加えるべきは付加して、新たな立法を行い、地方公共団体における教育行政と一般行政との調整を進めるとともに、教育の政治的中立と教育行政の安定を確保し、都道府県及び市町村一体としての教育行政制度を樹立する必要があるということとその前提の理由をいたしております。

本法案は、この目的を達成いたすために、第一に、教育委員会の……(聴取不能)……選任方法は、現行の直接公選の制度を改めまして、地方公共団体の長が議会の同意を得て……(議場騒然、聴取不能)……教育委員会と知事や、市町村長との間の権限に調整を加えて、いわゆる予算案、条例案の二本建制度を廃止いたします。……教育委員会の権限の一部を知事や市町村長に移すこととして、両者の関係を調整し、地方公共団体における教育行政の運営とその振興をはかることとしたしております。

第二に、国、都道府県、市町村一体としての教育行政制度を樹立し、国の教育としての必要水準を保持し、あるいは各都道府県内の教育運営の調整をはかるための措置として、文部大臣や、都道府県教育委員会の積極的な指導的地位を明らかにし、教育行政における中央と地方との相互連絡関係の保持をはかつております。なお、現行制度からの移行を円滑ならしめるために、本法の施行期日を本年十月一日といたしております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に関連して、多数の関係法律との調整をはかる必要が生ずる

るというのが本法案提出の理由であります。本法案において整理いたしました法律は、その数二十に及んでおります。

本法案は、去る三月十二日に参議院本会議において、内閣からその趣旨の説明があり、これに対して質疑応答が行われました上、同日、本委員会に予備付託され、四月十日に政府から提案理由の説明を聞きまして、四月二十日に本付託と相なりまして以来、本委員会におきましては、ほとんど連日わたりて委員会を開きました。しこうして、本法案に対する世論のきわめて強い関心にもかみ、その審議は格段の慎重を期したのであります。すなわち、この間、五月十一日、十二日の両日公聴会を開きまして、十二名の公述人によつて、学界を代表する学識経験者の両法案に対する意見を聴取いたしました。また、五月十四日には、地方行政委員会と連合審査を行なつております。なお、五月十七日には、公聴会における公述人の公述と関連して、三名の参考人より意見を聴取いたしました。委員会におきましては、文部当局はもちろん、総理大臣、自治庁長官、内閣法制局長官、内閣官房副長官等の出席を求め、あらゆる角度から周到、慎重な審査を行なつて参りましたが、本委員会及び連合審査会の質疑過程において問題となりました主要点は、およそ次の諸点であります。

第一には、「現行教育委員会法第一条に目的として掲げられておる、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接責任を負つて行われるべきである云々の字句は、教育基本法の精神にのっとるものであるが、新法

の目的には、教育基本法の精神を現わす字句が全然省かれておる理由いかん」という質問に對しましては、「教育に関する法令は、基本法の条文を一一引用せずとも、すべて基本法に由来し、その精神にのっとるものであることは、学校教育法の例にも見られることである。本法案も、もちろん教育基本法の趣旨にのつとつて立法されたものである」と一旨の答弁でありました。

第二に、「教育委員の選任は、直接公選による現行制度こそ、教育委員会制度の本質的要素であると思うが、これを本案のごとき任命制に改めれば、地方公共団体の首長の権限が拡大され、教育委員会の自主性は著しく阻害されるのではないか、また、首長の政党色いかによつて、教育の中立性を守ることはきわめて困難となるのではないか」という質問に對しまして、政府から、首長の公選制を變える考へはない、民意を代表することと教育の中立性とは、本来命題を異にするものであつて、将来二大政党の発展対立が予想されるわが国において、教育を政治のちから外に置き、これが安定をはかることはきわめて重大である。本案においては、公選による首長が公選による議会の同意を得て教育委員を任命するものであるから、民主主義の理念に反するものではなく、教育委員会の独自の権限は保持されているから、その自主性はそこなわれない。また、同一政党に所属する委員が定員の過半数を占めることは許されず、かつ政党に所属する委員に對しては、積極的政治活動と政党その他の政治団体の幹部たることを禁ずる制限規定も設けられていることゆゑ、これによつて教育の中立性は確保し得るものと信ずる」と一旨の答弁がありました。

次に第三には、「都道府県の教育長の任命に當り、文部大臣の承認を要することは、一面には、地方公共団体の自主性を阻害するものであり、他面、文部大臣の権限拡張により、教育の中央集権化を招来するものではないか」との質問に對しましては、教育の目的を達成し、国としての一定の水準を維持せんがため、その中軸を文部大臣に置いたのであつて、このことは英國のバトラ法にもその例を見るところであり、国、都道府県、市町村を貫くものがあることにより、中央と地方との相互連絡を保つことが、教育行政上必要であると考えた次第である」との答弁がありました。

第四に、「教育委員会の予算案の送付権、支出命令権等を地方公共団体の長に移すことは、教育委員会の権限を縮小し、その自主性を犯すものである、ひいては教育費の削減を来たすおそれはないか」との質問に對しましては、「二本建予算による紛糾を避けることにより、教育行政と一般行政との調整をして和合をはかり、地方財政の再建に資せんとするものであつて、教育委員会の執行機関としての職務権限は、依然として教育委員会に残されておる、議案の作成に當つては、地方公共団体の長が教育委員会の意見を聞かなければならないことになつてゐるから、その自主性が犯されるものではない。また、知事や市町村長の教育に對する熱意に徴しても、予算案の送付権の有無によつて教育費のみが削減されるものとは考えられない」と一旨の答弁がありました。

第五には、「文部大臣が地方公共団体の長または教育委員会に對し措置要求権を持つことは、文部大臣の独断に陥るおそれがあるのみならず、背後にある政党の力の影響をも度外視することはできないから、適当な諮問機関を設けて、このことを取り扱う考えはないか」という質問に對しまして、「この措置要求は、教育本来の目的達成を阻害し、教育基本法に違反しておる場合等に限つて、これを是正するために行われるものであつて、文部大臣が総理大臣に協議して行われるものであるから、文部大臣の独断に陥るおそれはない」と一旨の答弁でありました。

第六に、「教科書以外の教材について、一々教育委員会に届け出させて承認を求めさせることは、やがて言論の自由、思想の自由も圧迫する前提となるものではないか」との質問に對しましては、「教育委員会がその規則を定める場合に、必要と認めないものは規則の中から除外すればよいのであつて、その規定は各教育委員会の自治にまかすものである、決して言論の自由を圧迫するものではない」と一旨の答弁がありました。

第七といたしまして、「市町村教育委員会の教育長は委員のうちから任命することになつておるが、委員が教育長を兼務することは、合議制の執行機関としての機能に支障を来たすことが予測されるのではないか」との質問に對しまして、「機構の簡素化を目的として、あわせて財政の節減をもはかつたものである」と一旨の答弁がありました。なお、以上のほか、教員の研修、社会教育の振興、指導主事の命令、監督権等に関し、きわめて熱心に質疑応答が行われました。

これらの詳細については、いずれも会議録に譲りたいと思ひます。かくして、本案の審議に費しました時間は、すでに七十九時間をこえました。この段階に至りまして、多数の委員から、本案の主要点はほとんど解明されたと思量されるから、質疑を結了すべきであるという要請がなされました。しかるに、質疑はまだ終了してないもので、さらに続行すべきであると主張する少数委員の意見がこれに對立し、両者の一致を見ることが困難となりました。しかして、五月二十五日には、委員長は四回にわたり委員室へ入室を阻止されましたため、委員会を開会するに至りませんでした。二十六日後も、引き続き本日までのような状態は解消せず、委員会は連日、開会に至らずして流会となりました。

右のような事態でありますため、委員会の審議を継続することができず、いまだ討論、採決に入ることが不可能な状況にありますことは、本委員会といたしまして、まことに遺憾とする次第であります。(拍手)

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾聖喜) ただいまの中間報告に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。秋山長造君。(秋山長造君登壇、拍手)

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の中間報告

八七四

○秋山長造君 私は、本朝来の本議場が、警察官の重囲の中に、あたかも戒厳令下のごとき、まことに芝居がかった、ものものしい雰囲気のもとに、きわめて一方的、党利党略的な議長国会法並びに議事規則を全く無視したところの、きわめてへんばな、しかも強引な議事運営によって進められつつあることを、衷心より遺憾とするものであります。(拍手)

第一、今、議長席に着いておられるところの寺尾副議長に對しましては、けさほど、わが党から不信任案が提出され、そして事務総長が議長席に着かれまして、そして仮議長の選挙をやっておったのであります。従いまして、副議長の不信任案は、すでに審議の途中にあった。そこに、このこと議長が入ってきたとして、交代したものだと思つたら、いきなり、すでに審議中の副議長不信任案を破つて捨てて、そして独断的にわれわれの不信任動議というものは、うやむやに破棄されてしまつた。さらにまた、その次にわが社会党から、松野議長に對する不信任動議を提出いたしました。不信任案というものは、およそ一切の案件に先だつて先議せらるべきものであることは、国会法におきましても、議事規則におきましても、これは明々として、一点疑り余地のない大原則なんです。(拍手)しかも、混乱の中に、手から手に手渡されたとしようのないものでなくて、周到なる手続を経て、そして事務から事務総長へ、そして事務総長の手から、静養裏に、平和裏に、成規の手続をとつて松野議長の手元に手渡されておるのであります。にもかかわらず、松野議長も、これをもみくちやにして、

あえて取り上げないし、さらに、これに代つて議長席に着いたところの、議事運営のベテランなりと称せられているところの寺尾副議長も、また成規の手続をもつて議長の手元に提出されているところの、当然、松野議長から申し送られているところの議長不信任案は、いまだにこの期に及んで、どういふわけか、言を左右にして、あえて議事規則に従わず、国会法を無視して、そして与党自民党の一方的なる議事運営のコースに乗つて行こうとするのであります。そういう国会法を全く無視した、議事規則を頭から無視したところの、きわめて横暴的な議長のやり方に対して、私どもは衷心より痛憤を感じるものであります。(拍手)

従いまして、こういうむちゃくちゃな議長のもとで、私はものを言うのは、はなはだ不愉快でありますけれども、しかしながら、ものを言わねば、ますます皆さんは多数を頼んで、図に乗つて、一瀉千里にこういう重要な問題を、重要法案を片づけてしまわれると困るから、やはりお互い、かわいの子供を持った親である、国民の一人一人の立場に立つときに、あえて私はこの不愉快な感情をかみ殺し、議長の前暴なやり方に対する痛憤を腹の中におさめて、あえて登壇をして、この重要な教育法案の法律の問題について、ただいまの加賀山委員長の間報告なるものに對して、若干の質疑をいたさんとするものであります。(拍手)

まず、第一に申し上げたいことは、一体今回のこの教育法案なるものは、私どもの子弟を預かるべき日本の教育行政の基本を定めておるところの法案で

あることは申すまでもございません。きわめてこれは重要な法案です。日本の百年の運命を左右するほどの重要性を持った法案なんです。こういう教育の基本を定めるところの法律案の審議は、およそ教育とは似ても似つかぬところの制服で、あひもをかけたところの、ものものしい警察官の重囲のもとに、戒厳令下のごとき、ものものしいこの空気の中で審議されるというところが、一体日本の教育のために喜ぶべきこととごさいましょいか。私はこういう空気の中で、この重要な教育法案が審議されるということは、とりもなおさず、この教育法案なるものは、すでに生まれる前から、何か警察権力的ないくつ因縁につきまといわれておるところの、きわめて不明朗な法案であるかの印象を濃くさせるを得ないのであります。(拍手)まさに本法案は、後ほど言及いたしますごとく、すでにその生みの悩みの当初におきまして、きわめて陰惨な不明朗な影を宿しておる。いわば、のろわれたる運命になつておる法案ではないかと断言しても、あえて過言ではないと思つております。(拍手)

警察と教育、おそこれほど相隔たつた概念はございません。ところが、故意か偶然か知らぬけれども、今度の教育法案の内容を、べらべらとめくってみますと、見のがすことのできないところの、今日までの制度のうち、小学校、中学校の校長先生、あるいは地方の教育行政の事務を預かつておられるところの教育長、こういう人たちの任用には、教育公務員特例法によつて一定の資格要件というものを必要としたのです。だれでもはなれな

かつた。ちよつと警察署長を、教員を取り締まるのに便利だからといって引つぱつてきて、教育長にしたり、校長にしたりすることはできなかったのです。やはりそれ相當の教育的な素養、資格要件を持った人でなければならなかつた。ところが今度の法律案を見ますと、とうとう、そういう資格要件は一切外されておるのです。従いまして、校長にだれをもつてこようと、教育長にどういふ人をもつてこようと、一にかかつて教育委員の胸三寸にある、大いの方針ならば、警察署長上りの人を持ってきたてもよろしい、あるいは、昔、特高警察をやつておつたような人を連れてきててもよろしいのです。しかも従来は、地方の教育委員会が独自の権限で任命できておつたところの教育長といふものは、市町村の教育長は、都道府県の教育委員会が承認をしなければ任命できない、そこで一つくくられておる。また都道府県の教育長の任命には、文部大臣の承認が必要というところ、首根っこを一つ押えられていて、これはもう、体のいい、上意下達というところが戦争中言われましたが、全く上意下達の下教育行政なんです、今度、しかも今度の法案の審議に當つて、特に問題となりましたところの五十二条という条項があるのではありません。これは、文部大臣の地方教育委員会あるいは地方公共団体の長に對する措置要求権というものを規定した条文なんです。どういふことかと言いますと、地方の府県知事や市町村長、あるいは地方の府県の教育委員会や市町村の教育委員会が、教育的に見て適當でないことをやつておると認めたときには、

文部大臣がこれを是正しろという措置要求ができる。事によつたらみずからやれると、こういうきわめて強力な権限を文部大臣に与える規定なんです。先ほど私が申し上げました点、あるいは今申しました点、さらにまた、三十三条というところで、しばしば問題になつております学校で教員が教材を使用するときに、一々教育委員会の許可を得なければならぬという条文がございます。これも非常に問題なんです。教材というものは森羅万象すべてが教材なんです。昔の教育のよう、まるで木か石のよう、木石のよう、死んだ灰のよう、味もすっぱもない教材ではないのです。今日の教育はきわめてバラエティに富んだ、生氣あふる、豊富な、森羅万象すべてのものを教材に使つて行くという教育になつておる。その日の学校放送、その朝の新聞その他あらゆるものを使う。一々教育委員会に届け出て、許可を得なければならぬというところで、この豊富なバラエティに富んだ新教育というものができますか。(拍手)たちまちにして、これは枯木のごとく枯れてしまふことは火を見るごとく当然なんです。その他いろいろな点を総合的に見ますと、いふと、どうも今日まで、横と横との関係で、教育行政が地方分権と地方の自主性というものが建前になつて行われておつたのが、文部大臣、そして府県の教育委員会、市町村の教育委員会、そして現場の教員、全く上意下達、上から下への命令監督、指揮服従という関係においてつながれようとしておるのであります。で、こういう点は、幾らここで繰り返して強調いたしま

文部大臣がこれを是正しろという措置要求ができる。事によつたらみずからやれると、こういうきわめて強力な権限を文部大臣に与える規定なんです。先ほど私が申し上げました点、あるいは今申しました点、さらにまた、三十三条というところで、しばしば問題になつております学校で教員が教材を使用するときに、一々教育委員会の許可を得なければならぬという条文がございます。これも非常に問題なんです。教材というものは森羅万象すべてが教材なんです。昔の教育のよう、まるで木か石のよう、木石のよう、死んだ灰のよう、味もすっぱもない教材ではないのです。今日の教育はきわめてバラエティに富んだ、生氣あふる、豊富な、森羅万象すべてのものを教材に使つて行くという教育になつておる。その日の学校放送、その朝の新聞その他あらゆるものを使う。一々教育委員会に届け出て、許可を得なければならぬというところで、この豊富なバラエティに富んだ新教育というものができますか。(拍手)たちまちにして、これは枯木のごとく枯れてしまふことは火を見るごとく当然なんです。その他いろいろな点を総合的に見ますと、いふと、どうも今日まで、横と横との関係で、教育行政が地方分権と地方の自主性というものが建前になつて行われておつたのが、文部大臣、そして府県の教育委員会、市町村の教育委員会、そして現場の教員、全く上意下達、上から下への命令監督、指揮服従という関係においてつながれようとしておるのであります。で、こういう点は、幾らここで繰り返して強調いたしま

しても、強調し過ぎるということはないと
思います。

そこで私は、加賀山文教委員長に對
してお尋ねしたいことは、加賀山文教
委員長は、従来から文教委員といたし
まして、この教育問題に對しては相当
の抱負と自負を持ってこられたやに
聞いておるのでありますが、ただいま
の御報告によりますと、加賀山委員長
御自身も、今日までの、現行の教育委
員会制度よりも、今度の教育委員会制
度の方がいいようなお話がございました
が、加賀山委員長御自身は、この点
につきまして、いかようにお考えに
なっておるかということ、まず御質
問したいと思っております。

第二は、ただいまの加賀山委員長の
報告によれば、大體政府与党の線をそ
のまま受け売りされて、ただいま
提供されておるところのこの法案が、
あたかも金科玉条であるかのごとく
おっしゃったけれども、われわれ漏れ
聞かぬところによれば、緑風会におきま
しては、この法案には、ただいま私が
申し上げた点を含めて、いろいろと
非常な危険性がある。そこで、これを相
当大幅に修正をしたいという話があつ
たやに承つておる。そして現実に、
その修正点を盛り込んだところの相当
大幅な修正案さえも準備されたやに聞
いておるのでありますが、その修正案
なるものが事実あつたのかどうか。そ
うしてまた、その内容はどういふ点
だつたのか、そしてまた、それがもし
事実とするならば、緑風会自身です
ら、良心的に考えた場合には、この法
律をこのまま素通りさせたのでは、非
常に日本の教育のために危険である
ということをお認めになっておること

なると思つておられますが、その点は
いかがお考えになっておるのでござい
ましょいか。(拍手)

さらにまた、聞くところによれば、
緑風会が立案されたところの修正案に
ついて、政府与党との間にも、いろい
ろ意見の調整が行われたやに聞いてお
ります。そして緑風会の最初の原案通
りではなかつたけれども、緑風会の原
案に盛り込まれた幾つかの問題点の中
の、その中の幾つかについては、自由党
の方もこれをもうという腹を一度はき
められたやに聞いておられますが、も
しそういう点も、委員長から承られる
ならば、この際われわれは参考のために
承りたい。そしてまた、それが事実
であるとすれば、これをしやにむに多
数の力をもって強行されようとしてお
るところの政府与党の部内ですら、こ
の法案をこのまま素通りさせたので
は、ちよつと行き過ぎではないか、
ちよつとこれは危ないぞというこ
とをお気づきになっておるこれは証拠だ
と思つておられますが、その点につい
ても、一つ率直に御意見を伺ひした
いと思つておられます。

さらに、ただいまの中間報告におき
ましては、きわめて事務的な報告に終
始されて、何ら今回のこの大きな
法律案のはらんでおるところの重大性
というものが盛り込まれていなかった
のであります。

そこで、お伺ひしたいのであります
が、今春來、この法案をめぐるまし
て、各方面にどういふ世論が巻き
起つておることは、加賀山委員長御存
じの通りであります。特に三月十九日
に、東大の矢内原總長初め十人の大学
総長クラスの學者の方々が、文教政策

の傾向に關する声明という共同声明を
發表されて、そしてこれが一つの
のきつかけになって、全国至るところ
の教育関係の団体あるいは大学教授の
団体、さらにまた婦人団体、青年団
体、PTA、さらにまた全国の新聞社
説、こゝろのものが、もう筆をそろえ
て、この法案に對する疑問と不安と憂
慮の情を表明されておるのであります
が、これらの点を加賀山委員長は、委
員長個人として、また文教委員会の審
議の過程において、どのように批判檢
討をされたかどうか、この点につい
ても詳細お承りしたいと思つてお
ります。

さらにまた、この法案が衆議院から
参議院へ回つて参りましたときに、世
間の声は、衆議院では、いろいろな問
題でござつたために、この法案の
審議がごく上つただけに終つて、ほ
んと内容に入つた、實質に入つた
ところの審議というものは、ほとんど
なされていなかった、現に逐条審議の
ごとき、わずかに第七条までしかや
つていない、この法案は、本法が八十六
カ条、そして付屬法律、この法律の施
行に伴うところの、関係法律の整理に
伴うところの法律案、つまり付屬法規
が二十カ条、合せて百六十六カ条とい
う膨大な法案、きのう來の皆さんのお
話によりますと、あの破防法は、これ
はごくわずかな条文です。あのわずか
な条文の破防法ですら、当時八十数日
の審議日程をかけたというところを
聞いたのであります。でございますか
ら、この大きな法案、しかも、ただい
ま端的に申し上げましたやうな、日本
の將來を左右するところの、この重大
な内容を含んでおるところのこの法案

の審議でございますから、衆議院のよ
うなやり方では、これはとても世論が
満足しない。そこで世論は、衆議院の
審議によつて裏切られたところの期待
を、すべて今後参議院の慎重審議に集
中して参りました。そしてその世論の
期待のさなかにおいて、加賀山委員長
が脚光を浴びて文教委員長として登場
されてきたのであります。加賀山委員
長も、相当な抱負を持って就任された
と思つて、四月二十日に、私も文教
委員会において、加賀山委員長のごあ
いさつを受けました。非常に加賀山委
員長は張り切られて、そして参りて
皆さんともどもに、手を握り合つて、
皆さんの批判と指導とをよく聞いて、
謙虚な気持ちで自分は自己反省をしつ
つ、この法案の慎重審議、世論の期待
にこたえてこの法案の慎重審議に、一
般質問から逐条審議、徹底的にやりた
い、やりましょうということだつた。

○副議長(寺尾豊君) 時間です。
○秋山長造君(続) ところが、その後
の経過といふものを今振り返つてみま
したときに、けさはど荒木正三郎議員
から御指摘があつた通り、私も是非
常に不満足な審議しかやれなかつたの
であります。これはもちろん加賀山委
員長だけの責任であるとは私は申しま
せん。むしろ加賀山委員長をして、何
が彼をして参らせさせたかといふところ
までさかのぼつて追及するのでなければ
、この問題はほんとうには理解でき
ない。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 秋山君、時間で
す。
○秋山長造君(続) そこで加賀山さん
にお伺ひしたいことは、この慎重審議
をやろう、逐条審議は徹底的にやろう
と

と言つておつたのにもかかわらず、
わずかに第九條、衆議院の七條に對し
て九條まで、もうそのあとをほうつ
てしまつた、たな上げにしてしまわ
れたといふのは、一体どのような御心
境と、どのような御事情があつたので
あります。これも、こゝろの御聖な
議場でありまして、一つ私情は
抜きにして、私どもの前に御披露をお
願ひしたいと思つておられます。(拍
手)

さらにまた、その次にお伺ひしたい
ことは……
○副議長(寺尾豊君) 秋山君、もう時
間が参りました。

○秋山長造君(続) さらに伺ひした
いことは、けさはちよつとどなた
かお触れになりましたけれども、あの
文教委員会の公聴会における横浜市教
育委員の林知義氏の公述内容をめぐ
りまして疑問が起りました。そして
その疑問を解くために、あらためて関
係者三人の方を参考人として呼んで、
いろいろと調査をいたしました。そ
うしてその結果に基いて、さらに事柄は
うやむやにしないで、はっきりと結論
をつけるという約束になつておつたの
であります。これもまた、いつの間
にか、うやむやになつてしまつたやう
な気がいたしますのであります。委員
長として、この問題はもうこれぎり
でほうつておかれるのか、さらに今後
どのように始末をつけられるのか、こ
の点をお伺ひしたい。

さらに、これと関連いたしまして、
これまでけさは成瀬議員から質問が
出ておりましたが、清瀬文部大臣の、
あの監獄法の改正に囚人の相談は要ら
ない云々といふ、きわめて不謹慎なあ

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の中間報告

八七六

の発言、東京都教育委員長の松澤一鶴氏を相手とするところの、きわめてあ

の不謹慎な発言に關連し、さらにその

発言に關連して、四月七日の衆議院の

公聴会において、松澤公述人の公述前

に、清瀬文部大臣がわざわざ松澤一鶴

氏のところへ来て、頭をべこんと下げ

て、あれだけは言つて下さるなど、こ

う言つて頼んで、そうしてまた、公述

が済んだあとでは、またわざわざこら

れて、どうもありがたうござんしたと

言つて礼を言われたという問題があ

る。この問題についても、私どもは五

月二十一日に松澤さんに御足勞願つ

て、秘密会を開いて、そうしてその真

相を究明いたしました。そうして、そ

の真相の究明をいたしたとともに、こ

の問題は、やはりこれは重要な審議過

程において起つた問題ですから、必ず

や、うやむやにはいたしません。委員長

として、何とかこれをはつきり結末を

つけましようというところを、再三再四

私にも約束をされ、また委員会の席上

でも約束されたにもかかわらず、これ

も今の中間報告には全然入つておらな

い。そこで、この問題についても一つ

あわせてお伺いをしたいと思うのであ

ります。さらに……

○副議長(寺尾豊君) 秋山君、もう大

へん時間が過ぎました。

○秋山長造君(続) もう一点お伺いし

たいことは、これは結論的にお伺いし

ます。もう一点お伺いしたいことは、

加賀山委員長に對しましては、はなは

だこれは失礼な申しにくい御質問でござ

いますけれども、しかし、すでに世

間にはこれは出ていることであります

し、また先ほどわが党の近藤議員から

も、決算委員会における調査結果の御

発表があつたことでもございますか

ら……

○副議長(寺尾豊君) 秋山君、時間が

参りました。

○秋山長造君(続) 一つこれは、私は

端的に、加賀山委員長がこの点につい

て詳細なる御釈明をなさつてしまるべ

きだろうと思つております。特に今

度のこの地方教育行政の組織及び運営

に關する法律の第四條には、地方教育

委員は……

○副議長(寺尾豊君) 秋山君、時間

が……

○秋山長造君(続) 「人格が高潔で、

教育、學術及び文化に關し識見を有す

るものから、一選どういふこと

が書いてある。地方一町村、一町村の

教育委員ですら、人格が高潔でなけれ

ばならぬといふことをこの法律にあえ

てうたつてある。(拍手) もちろん国会

の文教委員長は、教育委員とは立場が

違ひます。性格は異なりまうけれど

も、しかし、そのよつてもつて立つて

おるとこの基本的な意味合いという

ものは、何ら変わりはないと思ふ。(拍

手)むしろ考えようによつては、この法

律そのものを生かす殺すの権限を持つ

ておるとこの国会の文教委員長で

ありますから、これは地方教育委員の

場合よりは、もつともつと高い尺度に

おいて、高い程度において、人格高潔

といふことが要求されることは、これ

は当然過ぎるほど当然であると思ふの

であります。

○副議長(寺尾豊君) 秋山君、時

間……

○秋山長造君(続) にもかかわらず、

その任に當つておられるところの

願ひます。

○秋山長造君(続) 加賀山さんの身辺

について、いろいろと疑惑の雲がか

かつておるのでありますから、これは

文教委員長の責任において、また加賀

山さん個人の責任においても、この公

開の席上において、国民に對してこの

点について詳細な御釈明をし、そうし

てその真相を明らかにされ、もしこれ

が事実であるならば、国民の前にこ

うべをたれて、おわびになつてしまるべ

きだと思つておりますが、この点に

ついても、あえて失礼を承知し、お伺

いをいたす次第でございます。(拍手)

○加賀山之雄君 秋山君の御質疑に對

しまして、私として答えられる範囲の

ことをお答えいたします。

○委員長の御質疑に對しましては、委員会

で申し上げました通り、努めて委員長と

しては、自分の意見を早く述べたり、

この法案について意見を發表したりす

ることは委員長の努めでない。ただ委

員長といたしましては、各委員が合理

的に、能率的に、しかも精力的にこの

重要法案を取組んで、そうしてよく

この結論をお出し願ふことに努めるの

が委員長の務めである。かように感じ

てやつて参りました次第でございます

し、ここにその内容について、現行法

と改正法とがどちらがいいか、あるい

は修正点があつたんじゃないか、今、

個人としての意見を求められたのでござ

います。これは、ここで委員長が

自分の意見を申し上げても、これは個

人の意見として価値のないものであ

る。かように考えますので、先ほど御

報告申し上げたのが委員会の御意見、

しかもこれは単に、委員長の意見は

入つておりません。委員長報告と申し

ますものは、あくまでもそこに現われ

た客観的な質疑応答の状態、それから

委員会の運営につきまして御報告申し

上げて、判断は各議員にお願ひするも

のであると、私は考えておるのでござ

います。(拍手) もちろん世のごうご

うたる世論のあることはよく承知してお

りまして、私の先ほど御報告申し上げ

ました中間報告にも、これをこのゆゑ

に、あくまでも慎重を期したというこ

とは述べております。

それから次に、逐条審議が足りな

かつたのではないかと御意見でござ

います。これは先ほどの報告にも

申し上げました通り、委員長の見解で

なく、これは多数意見と少数意見が

対立されて、委員長は不敏にしてこの

意見を調整することができなかった。

これはあくまでも私の不敏のゆゑと

思いますけれども、どうしてもそれが

できなかった。その点をお答えいた

したいと思つております。

なお、公聴会における林知義君の公

述に、あるいはその後、公述人林君を

参考人として呼んだといふことについ

て、何ら結論は得てないではないか。

それから松澤一鶴君のことにも触れら

れたのでございまして、これは私の考

えといたしましては、公聴会と申しま

すものは、あくまでもその後の審議

に、有力な方々の御意見を承つて審

議に資するべきものである、そうして

その点で、公述人の公述とか、それか

ら政府がどういふことを言つたとい

ふことが問題となるいたしました。す

ば、これは公聴会の合法性または公述

人の公述の信憑性の問題の判断にあ

る

うと考えるのでございまして、その判

断はそれぞれの私は委員がなすつたら

よろしい。従つて裁判所と違ふので、

これを証人として、しかも名譽ある、地

位ある方々を對決させるというふうな

ことは、私はとるべきでない、かく

信じたゆゑに、かく方針をとつ

た次第でございまして。(拍手)

最後に、私の私事にわたりまして御

言及されました。私の私事につきま

しては、ただいま本院の決算委員会

で御審査をなすつておられるのでござ

いますので、十分なる御審査をお願い

いたします。私としては、はつきり申し上

げられますことは、私として今日ま

で自分の利益だけを考へて、そうして

やつて参つたつもりはございません。

(拍手)「利益だけをとは何だ、利益をも

考へておつたのだな」今の言ひ方はお

かしいじゃないか、私の利益だけを考

えたのじゃないというのはおかしい

ぞ」と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) 相馬助はる君。

「副議長、私の名前が一部違つ

ている」と呼ぶ者あり

○副議長(寺尾豊君) 訂正いたしま

す、相馬助治君。

「相馬助治君登壇、拍手」

○相馬助治君 加賀山さん、文教委員

長としての加賀山さんに、今、私は国

民の声を、僭越ではございますけれ

ども、代表するつもりで、国民全般が

持つ疑念をお尋ねしたいという心境を

もつていささか承わりたい、かよう

に思ひます。

事、冷静であるべき教育が、事情は

ともあれ、かかる喧嘩のもとに審議さ

れ、全く議事規則を無視した中におい

て、この法案が今やまさに議決されようとするのは、まさに重大でございませうけれども、このことを私はあなたに今とやかやく言うものではございせん。私はあなたに對して質問の予定をしておりませんでした。私の手元にあるのは、同僚湯山君から借りたわずか六枚の新聞の切り抜きだけでありまして、私はあなたの報告を聞いて、どうしても尋ねなければならぬという氣持をもつて、あえてみずから党の同僚諸君の了解を得てこの壇上に立たしていただきました。私の手元にあるところのある雑誌に、緑風会のことについていろいろ書いてある。一緑風会の存在が再び思い出され、その動きが注目されている。それは小選挙区法案や教育二法案について緑風会がどの程度の修正を試みるかが大きな問題だからである。緑風会は、かつて破防法案を修正したし、今度の教育二法案でない、以前の教育二法案にも修正を加えた。その修正はどちらかといつて十分であり、不徹底なものではあつたけれども、原案の行き過ぎを押さへて世間は拍手を送った。これに對してあなたは「さうしてこの拍手を送られた中心の方であつた。川村文教委員長のもとにおいて、同僚鈴木君や荒木君とともに、あなたも理事の一人として、この修正には実に熱意を持たれたことを私は記憶してゐる。しかし今日のあなたのこの報告をした態度と、その見解というものがきつて重大である、私は言わなければならぬ。またこの問題について、このものはこう書いてある。よく聞いていただきたい。『緑風会は選挙に先立つてお

の存在を鮮明にし、世間の注目を引きこらしてゐる。廣瀬君たちは憲法改正の鬼となると自称しながら、憲法改正の旗じるしをもつて緑風会の存在をはっきりさせようとして努力してゐる。だがこれは利口な方法ではない。緑風会が国民の支持を得る道はもっともつと近いところにある。それは小選挙区法案や新教育二法案が持つ矛盾を、さうして、自民党との違いをいささかでも明らかにすることだ。国民は自民党のイメージ・ションには投票をしないであらう。五月、緑風会の名にふさわしうて再出発が望まれる。』と書いてある。(拍手)私はあえてこの引用を引用したといふのは、緑風会を私は攻撃したためではありません。自民党の諸君は失笑をもつて迎えているけれども、今、日本人が真剣に考えなければならぬことは、かつて誤られるあの戦争は、軍閥、官僚の罪といふことと並び稱して、教育者の負うべき責任は実に重大であると言われてきた。(拍手)そしてそれは実に教育者個人の人格や識見の問題ではなくて、教育制度の環境の中におかれてゐる教師そのものが問題にされてきた。私も十七年間、小学校、女学校の教師をした。私も教員として召集を受けた経験を持つ者である。戦争に敗れたとき、教育者が反省したと同時に、多くの人は民主主義を守らなければならぬと気づいたのである。あの腐敗の中に立ち上つたとき、戦争に敗れた国が義務教育の年限を延長されたという歴史が世界のどの国にあつたか。それにもかかわらず、われわれは困難なこの財政の負担に耐えて、今日まで日本国民は六三

制を育ててきたことを思ふなければならぬ。さうして、その中心は、あくまでも民主主義に徹し、平和を守れといふことだと、今、日本の教育者は自信をもつて教えている。(拍手)今やこの法律案によつて、この基礎がくじかれようとしてゐるのであるが、加賀山委員長は、現在の日本の政治情勢をいかに判断するかといふことを私の質問の第一点としたい。すなわち私見をもつてするならば、現在日本には再軍備の音が非常に急である。再軍備のよしあしを私はこゝに論じない。現在の日本の政治のもとにおいて、再軍備といふものを教育といふものは、どのような関係にあるか、あなたは考へるか、大體もバタも可能であるとおあなたは考へるか、教育を進めるには、しばらくは再軍備そのものは否定しなければならぬと、あなたは考へるかどうか、この一点を承わりたい。第二点は、今日大きな問題となつておることは、戦前及び戦争中、日本のファシズム化に對して積極的に活動したところの學問、教育、言論、思想、こゝういふような指導者は果ての監獄につながれた。そのときにこの人たちは、国民に對して大きなあやまちを犯したからつながれたと了解された。個人的には気の毒な人もありましたが、しかし、今日これらの人々、国民のために果敢に行つてゐた、という表現をしてゐる。このこと自体について、あなたはいかうに考へてゐるか、これを考へねえたい。同時に、私がこのことを聞く意味は、あなたが、この法案をこのような手続をもつて成立せしめたことの良否を判断する基礎であるから、私は尋ねなければならぬので

あります。第三の問題は、今日言論と教育に對する国家的統制の動きがある。これは放送法の改正、あるいは教育委員会法の改正となつて現れておるが、そのような傾向が現実にあるとお考へであるか、ないとお考へであるか、この基本的な問題を私は質問の第一点といたします。第二には、手続の点について承わりたい。一体、少数意見が幾らかあつたと報告されたけれども、あなたの報告書は少数意見に對する報告がまことに少い。その少数意見は、いかなること主張し、いかなることを言つていたか私は聞きたい。私は文部委員でないがゆゑに、この委員会には、二、三度傍聴しただけでありすがゆゑに、この少数意見が主張しているところの主要点といふものを、また包括する内容といふものを明確に本議場を通じて国民に知らしていただきたい。第三番目には、手続の点について、あなたは、議長命令であるからしてここに上ると、こゝに申し上つた。命令ならば、殺人もどろぼうも犯すものでないことはすべての人の知るところである。私はこの比喩はあまりにどぎつて失礼である。私はあえてこれを知つて言ひたいことは、命令であるからあなたはおしやるけれども、ここに尋ねねばならぬ心境をあなたは一言も触れなかつた。あなたは、専門員の書いた原稿以外には発言することができないやうなブランクを持てないはずだ。少くとも原稿にない分、このやうな手続のもとに報告しなければならぬあなたの心境を明確に聞かしていただきたい。(主観を交えてはいかぬぞ)と呼ぶ者あり)質問といふものは

は……発言といふものは、多かれ少かれ主観のあるものである。人に書いてもらった原稿を私は読んでゐるのではない。その次の質問は、この法改正によつて参議院の良識がどこに発揮されたかといふことである。この聞く理由といふものは、御承知のように、衆議院における本法の成立もきつて不幸であつた。わが佐藤文教委員長も、その審議を尽くし得なかつたり私に綿々と述べていた。少くとも参議院は、少くともその面については、衆議院において論じ得なかつたことを論じ、衆議院において説明し得なかつたことを説明し、衆議院において結論づけ得なかつたことを結論づけるべきところの使命があつたと思ふ。その面はいすこに現れてゐるか、これが、私の第三の質問である。第四の質問は、どうも報告の範囲内においては、具体的な問題について明瞭性を欠いてゐる。この法律といふものは御承知のように、教育の基本法と並んで、教育者が、また教育の任に當る者が、また子弟を教育する親が、あるいは地域社会におけるところの社会教育の担当者、あるいはまた国民の一人々々が、教育を行つ場合の一つの尺度とその進路を示すものである。さういふ意味合いにおいて、具体的な説明が十分になされたかどうかを聞きたい。もしなされないとするならば、その理由は何であつたか。しかもその理由が何であつたかが説明された後において、かかる重要法案が具体的な質疑の解明もなしに、本院において成立せしめて、立法院として参議院自身が責

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の中間報告

八七八

任を将来に確保し得るかどうかが、承
わつておきたい。

第四には、世上うわさされるところ
によりますれば、衆議院も参議院も本
法の審議をめぐつて、学校教育という
ワクの中の審議はかなり尽されたと言
われておる。ところが、教育は御承知
のように、並んで社会教育が重視され
なければならぬ。むしろ、日本にお
いてはこの面こそより重視しなければ
ならない。本法における社会教育に関
連のある事項について、いかなる論議
がかわされ、いかなる批判が与えら
れ、いかなる賞賛が与えられ、いかな
る結論があつたかを、しきりに承わつ
ておきたい。

その次、この法律の最も大きな点
は、委員を任命制にするということだ
である。ここにいらつしやるところの同
僚西岡ハル君の御夫西岡竹次郎氏
は、衆議院の公聴会に出て、原案に賛
成をされましたけれども、言葉鋭く、
都道府県教育長の任命に關して文部大
臣の承認を必要とする部分は、不要で
あるばかりでなく、有害であると指摘
している。(拍手)この法案の中心をな
すものが、権力による統制をおそれる
ところのPTAや、あるいは教育実践
者や、教育従事者の不満の声というも
のが山野に満ちたと言つても過言では
ない。これをまた文部省の方から見る
ならば、あれこれ、つべこべ答弁をす
るけれども、依然として、文部大臣は

みずからの権力のもとに、教育を掌握
せんとする意図ありと言われても仕方
がない。(拍手)かりにそうでないとし
ても、今の議院内閣制度において、多
かれ少かれ、文部大臣は今後政黨員を
もつて占められるであらう。その場合
においては、権力による統制というも
のが、実質的な問題として問題となる
かどうか、しかも問題となるとするな
らば、いかなる点の保障によつてこれ
を救済せんとするか、この本法の規定
のどこにそれがあるのか、これは

私は知らないから、承わりたい。
その次、問題は財政の面である。御
承知のように、教育の問題は、多かれ
少かれ財政の問題である。国家予算が
今日、日本においてはきつめて脆弱で
あり、国民はひとしくこの国家予算の
行使については、がまんをしなければ
ならない。税金の負担もまた相当の重
さにたえなければならぬ。しかし、
ここで問題なのは、教育というものが
常に農林予算、あるいはその他商工予
算、特に最近に至つては防衛予算に
よつてしわ寄せされているという現実
である。しかも、このしわ寄せというも
のは、中央予算が地方財政に対してし
わ寄せとなり、地方財政の中において
も教育の面にしわ寄せとなる。その補
償が、その救済がPTAの費しき台所
を預かる奥さんの方へそくりによつて
まかなわれているという現実を、われ
われは忘れてはならない。この法律と

いうものが、依然として市町村長の強
い権限のもとに財政が縛られるという
ことは、現実の問題として、教育にこ
れがどのような形で現われてくること
を本法は予約するか、予見するかとい
う点を承わりたい。

行動も大切だが、決定的な瞬間にどの
ような態度をとるか、どのような考え
方によつて自己を律するかが最も大き
な問題だとおっしゃつた。私は、その
言葉を今もつてみずからの心の誓いと
しております。加賀山さん、今まさに
重大な時期です。今のあなたの心境を
率直に承わりたい。そうして、先ほど
秋山君が住宅の問題について触れられ
ました。私はこの問題についてここで
申し上げません。ただ、加賀山文教委
員長がこの報告をここにおいてやり、
この法案がかりに成立したときに、ど
のような感慨を持たれるか。この教育
の新政によつて日本の教育は前進する
と思うか、日本民族の明るい歴史と、明
るい将来が予見されるとお考えか、そ
れともまた戦争へ戦争へ、破壊へ破壊
への道を邁進されるところの危険が、
運営のいかによつてはあるとお考え
であるか、その点についてしかと承わ
りたいと思つております。(拍手)

ただ、教育はもろろん政治から中立を
要しますけれども、しかしやはり政治
の進展、政治がよくなつて参りますに
は、また教育が非常に大切であるとい
うことは、私もよく承知いたしてお
るつもりでございます。

○副議長(寺尾豊君) 相馬君、時
間……

○相馬助治君(続) そのようなことは
問題でないと、人もあろうに有馬君は
言つてゐるが、いいかげんなやじはや
めなさい。あなた自身がよく知つてい
る。あなたは良識あるジェントルマン
だ、少くとも……これは私の論旨が
間違つてゐるか、いなかは別とし
て、真剣に聞いているのです。わかっ
たですか。(「わかつた」と呼ぶ者あり)

したが、もちろん学問や思想や研究
は、最も自由であるべきであつて、特
に言論の自由等は言ひまでもないこと
でございますが、教育の問題になつて
参りますと、私はちよつとそこに違つ
た、この今までの自由とは違つた感じ
が出てくるのではなからうかというよ
うに考えるのでございます。私はこの
法案を扱ひまして、いろいろ世論の対
立を見ましたときに、あくまでも、政
治情勢から来ているかも知れませんが、
お互いの対立された御意見の中に
は、非常な不信感、疑惑感をもつてな
つてゐるやうに感ぜられました。私とい
たしましてはまことに残念なことだ
と、教育というやうなものについて
は、最も共通の広場がなければならぬ
いものではなからうかというやうに、
つくづく感じた次第でございます。

問題、この法律は、財政の問題が
大きいということなのです。法律はい
かに体裁よく整つても、現実にPTA
の奥さん方が出す費用が多くなるとい
うことを、この法律は予見し得るかと
うかというのを、加賀山委員長に私
は聞いておるのでございます。

○加賀山之雄君 ただいま相馬君か
ら、むしろ質疑というよりは、私に対
しまして非常に誤解ないろいろの御見
解をお教えたいただきましたことを、厚
くお礼を申し上げます。

現在の政治情勢と教育の問題につい
て論ぜられたやうでございますが、私
まだ政治に關しましては、いわばかけ
出しでございますので、多く相馬先生
から伺つた方がいひのでございます。

そうして加賀山さん、教育は冷静に
考えなければならぬ。私の演説はい
ささか冷静を欠いたけれども、私はほ
んとくに感慨を含めて申し上げてお
る。私はかつてあそこいらつしやる
八木秀次先生と旅行したときに、こう
いうことを聞いた。人間は常日ごろの

手続の問題といたしまして、議長の
命令に唯々諾々としてあることはよろ
しくないじゃないかというお話ござい
ますが、私といたしましては、院議
に従ひ、この院議を代表する議長の命
令に基いて行動するのが、院内にお
いては私としてはとるべき態度であると

手続の問題といたしまして、議長の
命令に唯々諾々としてあることはよろ
しくないじゃないかというお話ござい
ますが、私といたしましては、院議
に従ひ、この院議を代表する議長の命
令に基いて行動するのが、院内にお
いては私としてはとるべき態度であると

手続の問題といたしまして、議長の
命令に唯々諾々としてあることはよろ
しくないじゃないかというお話ござい
ますが、私といたしましては、院議
に従ひ、この院議を代表する議長の命
令に基いて行動するのが、院内にお
いては私としてはとるべき態度であると

手続の問題といたしまして、議長の
命令に唯々諾々としてあることはよろ
しくないじゃないかというお話ござい
ますが、私といたしましては、院議
に従ひ、この院議を代表する議長の命
令に基いて行動するのが、院内にお
いては私としてはとるべき態度であると

確信をいたしております。(拍手)

少数意見が現われていないではないかという事でございますが、先ほど申し上げましたように、これは質疑中に、ずいぶん質疑の形をもって少数意見が現われているように思ひのございまして、これはもちろん質疑の形で行われておりますので、私といたしましては、質疑の続行中にごく客観的にこの問題を取り上げております。きわめて具体的な質疑につきましても、特に社会教育に請及されたのございまして、矢嶋君等の非常に精密な社会教育面の質疑がなされておりますので、これは報告で申し上げましたように、どうぞ会議録でごらんを賜わりたいと、かように存するのでございます。

で、財政の問題に触れましたが、これはむしろ私が申し上げるよりは、文部大臣、政府の問題であろうと思ひます。私、ただ文教委員会にいたしましては、地方財政の困難な折から、文教委員といたしまして、もちろんこの重要な教育に、決して財源不足がしわ寄せされないように、これは文教委員会としては常に関心を持ち、努力を続けて参りたいと思つておる次第でございます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 川村松助君外五名から、成規の賛成者を得て、質疑終局の動議が提出されております。これより本動議の採決をいたします。す。本動議の表決は、記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願ひます。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕
○副議長(寺尾豊君) お早く御投票を願ひます。(悲しくて足が進まないよ)と呼ぶ者あり) すみやかに御投票を願ひます。……お早く御投票を願ひます。

ただいま行われております投票につきましては、自後五分間に願ひます。(そんなことを言う資格があるか)二人で打ち切るのも事によりけりだ)中間報告するならば、質疑ぐらい三、四人許してもいいじゃないか、普通の動議とは違ふのだ、二人で打ち切るとは何だ、質問の機会がない)と呼ぶ者あり)お急ぎ下さい。(ゆつくりしろ、言論を尽さないところに問題が起さるのだ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)お急ぎ願ひます。(投票するのに五分や六分いいじゃないか)と呼ぶ者あり) すみやかに御投票願ひます。……すみやかに御投票を願ひます。……お早く御投票を願ひます。

〔議長、警察を引け〕議長不信任案を取り上げろ)と呼ぶ者あり)投票漏れはございませんか。……投票漏れないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事投票を計算〕
○副議長(寺尾豊君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百六十九票
白色票 百三十二票
青色票 三十七票
よつて質疑は終局することに決しました。

〔参照〕
賛成者(白色票)氏名 百三十二名

上林 忠次君 加賀山之雄君
柏木 康治君 井野 碩哉君
森田 義衛君 森 八三三君
村上 義一君 溝口 三郎君
八木 秀次君 三浦 辰雄君
廣瀬 久忠君 早川 慎一君
野田 俊作君 中山 福蔵君
豊田 雅孝君 常岡 一郎君
土田国太郎君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高木 正夫君
杉山 昌作君 島村 軍次君
佐藤 尚武君 河野 謙三君
小林 武治君 後藤 文夫君
伊能繁次郎君 武蔵 常介君
大谷 雪洞君 白波瀬米吉君
松原 一彦君 西岡 ハル君
伊能 芳雄君 小澤久太郎君
青柳 秀夫君 佐藤清一郎君

酒井 利雄君 有馬 英二君
仁田 竹一君 関根 久蔵君
吉田 萬次君 白川 一雄君
木村 守江君 菊田 七平君
岡田 信次君 中川 幸平君
田中 啓一君 榎原 亨君
高橋進太郎君 上原 正吉君
大矢半次郎君 藤野 繁雄君
木島 虎蔵君 西川甚五郎君
宮田 重文君 一松 政二君
植竹 春彦君 谷口弥三郎君
三浦 義男君 左藤 義詮君
館 哲二君 石原幹市郎君
中川 以良君 中山 壽彦君
池田宇右衛門君 鶴見 祐輔君
青木 一男君 西田 隆男君
野村吉三郎君 泉山 三六君
津島 壽一君 苦米地義三君
大野木秀次郎君 斎藤 昇君
佐野 廣君 小幡 治和君
宮澤 喜一君 大谷 賛雄君
石井 桂君 雨森 常夫君
西川弥平治君 白井 勇君
横山 フク君 高橋 衛君
松平 勇雄君 深川タマエ君
長島 銀蔵君 宮本 邦彦君
最上 英子君 寺本 廣作君
青山 正二君 紅露 みつ君
山本 米治君 秋山俊一郎君
石村 幸作君 劍木 亨弘君
加藤 武徳君 横川 信夫君
松岡 平市君 長谷山行毅君
鈴木 彌平君 野本 品吉君

平井 太郎君 川村 松助君
堀 末治君 西郷吉之助君
堀木 謙三君 遠藤 柳作君
吉野 信次君 笹森 順造君
黒川 武雄君 小林 英三君
木村篤太郎君 大屋 晋三君
石坂 豊一君 三木與吉郎君
新谷寅三郎君 小西 英雄君
井村 徳二君 島津 忠彦君
岡崎 眞一君 重政 庸徳君
安井 謙君 入交 太蔵君
小柳 牧衛君 川口爲之助君
木内 四郎君 深水 六郎君
古池 信三君 岩沢 忠恭君
小野 義夫君 井上 知治君

反対者(青色票)氏名 三十七名

久保 等君 山口 重彦君
岡 三郎君 海野 三朗君
河合 義一君 三輪 貞治君
永井純一郎君 上條 愛一君
東 隆君 三橋八次郎君
平林 剛君 赤松 常子君
山下 義信君 木下 源吾君
栗山 良夫君 村尾 重雄君
相馬 助治君 市川 房枝君
須藤 五郎君 堀 眞琴君
木村福八郎君 石川 清一君
小林 孝平君 矢嶋 三義君
小林 亦治君 重盛 壽治君
藤田 進君 田畑 金光君
永岡 光治君 阿具根 登君
天田 勝正君 松浦 清一君

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案の中間報告

八八〇

棚橋 小虎君 曾弥 益君
松澤 兼人君 中田 吉雄君
小酒井義男君

○副議長(寺尾豊君) 川村松助君外五

名から、賛成者を得て、文教委員長から中間報告のあった地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は、議事日程に追加し、ただちに一括議題とし、その審議を進めることの動議が提出されました。
これより本動議の採決をいたします。

本動議の表決は、記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。
氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

〔総理はとうしたと叫ぶ者あり〕
○副議長(寺尾豊君) 鳩山総理は、ただいまこちらに参つておる途中でございいます。(議長は投票中に何を言うのだ)「不規則発言になぜ答えるのだ」と呼ぶ者あり

お早く御投票願います。(鳩山さんに言え)と呼ぶ者ありお早く御投票をお願いします。(総理を呼んでこい)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

御静粛に願います。(総理大臣として総裁としても何もしてないじゃありませんか)と呼ぶ者あり、その他離席する者、発言する者多し) 議席にお着き下さい。(不信任案はいつですか、議長言つて下さい)と呼ぶ者あり

御静粛に願います。議席にお着き下さい。(総理、責任はあなたにも責任ありますよ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 御静粛に願います。すみやかに御投票願います。(議長、あなたが間違つたと、鳩山さんがこんな苦境に立つのですよ)と呼ぶ者あり) すみやかに御投票願います。

ただいま行われております投票につきましては、以後時間を三分に制限いたします。(発言する者多し) 静粛に願います。御静粛に願います。(発言する者多し) 御静粛に願います。(発言する者多し) すみやかに御投票願います。(警察を連れて帰れ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 御静粛に願います。(議長、警察を帰せ、不信任案を取り上げろ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 投票漏れはございませんか。……投票漏れないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長(寺尾豊君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百六十九票
白色票 百二十六票
青色票 四十三票
よつて本動議は可決せられました。(拍手、発言する者多し)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百二十六名

上林 忠次君 河井 彌八君
柏木 庫治君 井野 碩哉君
森田 義衛君 森 八三三君
村上 義一君 三浦 辰雄君
八木 秀次君 早川 慎一君
廣瀬 久忠君 中山 福藏君
野田 俊作君 常岡 一郎君
豊田 雅孝君 竹下 豊次君
土田 国太郎君 高木 正夫君
高橋 道男君 島村 軍次君
杉山 昌作君 河野 謙三君
佐藤 尚武君 後藤 文夫君
小林 武治君 武藤 常介君
伊能繁次郎君 白波瀬米吉君
大谷 榮潤君 西岡 ハル君
松原 一彦君 伊能 芳雄君
井上 清一君 青柳 秀夫君
小澤久太郎君 酒井 利雄君
佐藤清一郎君 仁田 竹一君
有馬 英二君 吉田 萬次君
関根 久藏君 木村 守江君
白川 一雄君 岡田 信次君
菊田 七平君

中川 幸平君 田中 啓一君
神原 亨君 上原 正吉君
大矢半次郎君 藤野 繁雄君
木島 虎藏君 宮田 重文君
一松 政二君 谷口弥三郎君
左藤 義隆君 館 哲二君
石原幹市郎君 中川 以良君
池田宇右衛門君 鶴見 祐輔君
青木 一男君 西田 隆男君
野村吉三郎君 泉山 三六君
津島 壽一君 苦米地義三君
大野木秀次郎君 斎藤 昇君
佐野 廣君 小幡 治和君
宮澤 喜一君 六谷 祥雄君
石井 桂君 雨森 常夫君
西川弥平治君 白井 勇君
横山 フク君 高橋 衛君
松平 勇雄君 深川タメ君
長島 銀藏君 宮本 邦彦君
最上 英子君 寺本 廣作君
青山 正一君 紅露 みつ君
山本 米治君 秋山俊一郎君
石村 幸作君 剣木 亨弘君
加藤 武徳君 横川 信夫君
長谷山行毅君 鈴木 強平君
野本 品吉君 平井 太郎君
川村 松助君 堀 末治君
西郷吉之助君 郡 祐一君
遠藤 柳作君 吉野 信次君
笹森 順造君 黒川 武雄君
小林 英三君 木村篤太郎君
大屋 晋三君 石坂 豊一君
三木與吉郎君 新谷寅三郎君

反対者(青色票)氏名 四十三名

久保 等君 山口 重彦君
岡 三郎君 海野 三朗君
河合 義一君 三輪 貞治君
永井純一郎君 上條 愛一君
東 隆君 荒木正三郎君
三橋八次郎君 平林 剛君
内村 清次君 赤松 常子君
山下 義信君 木下 源吾君
山田 節男君 栗山 良夫君
村尾 重雄君 相馬 助治君
市川 房枝君 須藤 五郎君
堀 眞琴君 木村福八郎君
鈴木 一君 千田 正君
小林 孝平君 矢嶋 三義君
菊川 孝夫君 片岡 文重君
小林 亦治君 吉田 法晴君
藤田 進君 田畑 金光君
大倉 精一君 永岡 光治君
阿貝根 登君 天田 勝正君
松浦 清一君 棚橋 小虎君
松澤 兼人君 中田 吉雄君
小酒井義男君

○副議長(寺尾豊君) 天田勝正君から、賛成者を得て、投票はなはだしく、かつ夕食時間のため、直ちに休憩

することの動議が提出されております。

これより本動議の採決をいたします。

表決は記名投票をもって行います。

本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長(寺尾豊君) すみやかに御投票願います。(やつていますよ)「三十時間も続けてやらして早く歩けますか、人道上の問題じゃないか」「警察官の警戒体制を解きなさい、解いて堂々とやりなさい」と呼ぶ者あり「お早く御投票願います。(不信任案を次に頼みますぞ)」「警官の人垣の中をくぐって来て、それで気がいいと思うか、国会の中の警官の人垣の中をくぐって来てそれで気がいいと思うか、どこに警官を配備しなければならぬ理由があるのだ」と呼ぶ者あり(御静粛に……、御静粛に願います。(議長、不信任案を取り上げろ)と呼ぶ者あり) すみやかに御投票をお願いします。(議長、総理のあの姿を見て下さい、見られますか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) すみやかに御投票をお願いします。

投票漏れはございませんか。(あるよ)と呼ぶ者あり) 投票漏れはございませんか。……投票漏れないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長(寺尾豊君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十一票

白色票 四十三票

青色票 百二十八票

よつて本動議は否決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 四十三名

高田なほ子君 久保 等君

山口 重彦君 安部キミ子君

岡 三郎君 海野 三朗君

河合 義一君 三輪 貞治君

田中 一君 永井純一郎君

上條 愛一君 東 隆君

三橋八次郎君 平林 剛君

内村 清次君 赤松 常子君

山下 義信君 木下 源吾君

野村 勝君 栗山 良夫君

村尾 重雄君 相馬 助治君

市川 房枝君 木村磨八郎君

鈴木 一君 千田 正君

小林 孝平君 矢嶋 三義君

菊川 孝夫君 片岡 文重君

小林 亦治君 小松 正雄君

吉田 法晴君 藤田 進君

田畑 金光君 永岡 光治君

阿具根 登君 天田 勝正君

棚橋 小虎君 曾根 益君

中田 吉雄君 小酒井義男君

戸叶 武君

反対者(青色票)氏名 百二十八名

上林 忠次君 河井 彌八君

加賀山之雄君 柏木 庫治君

森田 義衛君 森 八三一君

村上 義一君 溝口 三郎君

八木 秀次君 三浦 辰雄君

廣瀬 久忠君 早川 慎一君

野田 俊作君 中山 福藏君

常岡 一郎君 土田国太郎君

田村 文吉君 高橋 道男君

高木 正夫君 杉山 昌作君

島村 軍次君 佐藤 尚武君

河野 謙三君 小林 武治君

後藤 文夫君 伊能繁次郎君

武藤 常介君 大谷 登潤君

白波瀬米吉君 松原 一彦君

西岡 ハル君 井上 清一君

伊能 芳雄君 小澤久太郎君

青柳 秀夫君 佐藤清一郎君

酒井 利雄君 有馬 英二君

仁田 竹一君 滝井治三郎君

関根 久藏君 吉田 萬次君

森田 豊壽君 白川 一雄君

菊田 七平君 岡田 信次君

田中 啓一君 榎原 亨君

高橋進太郎君 上原 正吉君

大矢半次郎君 藤野 繁雄君

木島 虎藏君 宮田 重文君

一松 政二君 植竹 春彦君

谷口弥三郎君 三浦 義男君

左藤 義詮君 館 哲二君

石原幹市郎君 中山 壽彦君

池田宇右衛門君 鶴見 祐輔君

青木 一男君 野村吉三郎君

泉山 三六君 津島 壽一君

苦米地義三君 大野木秀次郎君

斎藤 昇君 佐野 廣君

小幡 治和君 宮澤 喜一君

大谷 賛雄君 石井 桂君

雨森 常夫君 西川弥平治君

白井 勇君 横山 フク君

高橋 衛君 松平 勇雄君

深川タマエ君 長島 銀藏君

宮本 邦彦君 最上 英子君

寺本 廣作君 紅露 みつ君

山本 米治君 石村 幸作君

鮎木 亨弘君 加藤 武徳君

横川 信夫君 長谷山行毅君

鈴木 强平君 野本 品吉君

川村 松助君 堀 末治君

西郷吉之助君 堀木 鎌三君

郡 祐一君 遠藤 柳作君

吉野 信次君 笹森 順造君

黒川 武雄君 小林 英三君

木村篤太郎君 大屋 晋三君

石坂 豊一君 三木興吉郎君

新谷寅三郎君 小西 英雄君

井村 徳二君 島津 忠彦君

岡崎 眞一君 重政 庸徳君

安井 謙君 入交 太蔵君

小柳 牧衛君 川口爲之助君

木内 四郎君 深水 六郎君

古池 信三君 岩沢 忠恭君

小野 義夫君 井上 知治君

山縣 勝見君 草葉 隆圓君

○副議長(寺尾豊君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節

教育委員会の設置、委員及び会議(第二条—第十五条)

第二節

教育長及び事務局(第十六条—第二十二条)

第三章

教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限(第二十三条—第二十九条)

第四章

教育機関

第一節

通則(第三十条—第三十六条)

第二節

市町村立学校の教職員(第三十七条—第四十一条)

第五章

文部大臣及び教育委員会相互間の関係等(第四十二条—第五十五条)

第六章

雑則(第五十六条—第六十一条)

附則

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員、身分取扱その他の地方公共団体の基本を定めることを目的とする。

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議

第二条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ)町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第三条 教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。ただし、町村の教育委員会にあつては、条例で定めるところにより、三人の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第四条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し職員を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 准禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 委員の任命については、そのうち三人以上(前条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、二人以上)が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(任期)

第五条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ(兼職禁止)

第六条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体の執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

(罷免)

第七条 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 地方公共団体の長は、委員のうち何人も所属していなかった同一の政党に新たに三人以上(第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、二人以上)の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人(第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、一人)をこえる員数の委員を当該地方公共団体の議会の同意を得て罷免する。

3 地方公共団体(第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村を除く)の長は、委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該地方公共団体の議会の同意を得て罷免する。

4 地方公共団体の長は、委員のうち二人(第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、一人)がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた委員を直ちに罷免する。

5 委員は、前四項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

(解職請求)

第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十六条第二項から第四項まで、第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十六条第三項中「自治庁長官」とあるのは「自治庁長官及び文部大臣」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事及び都道府県教育委員会」と、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第八條第一項の規定による教育委員

会委員の解職の請求」と読み替えるものとする。

(失職)

第九条 委員は、前条第二項において準用する地方自治法第八十七条の規定によりその職を失う場合のほか、次の各号の一に該当する場合においては、その職を失う。

一 第四條第二項各号の一に該当するに至つた場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合

2 地方自治法第四十三條第一項後段及び第二項の規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。

(辞職)

第十条 委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

(服務)

第十一条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員又は委員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならぬ。

3 前項の許可は、法律に特別の規定がある場合を除き、これを拒むことができない。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長)

第十二条 教育委員会は、委員のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができ

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

(会議)

第十三条 教育委員会の会議は、委員長が招集する。

2 教育委員会は、委員長及び在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第五項の規定による除斥のため半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

3 教育委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前二項の規定による会議又は議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとす

5 教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一人以上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に

直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(教育委員会規則の制定等)

第十四条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会の議事運営)

第十五条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第二節 教育長及び事務局

第十六条 教育委員会に、教育長を置く。

2 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という)は、文部大臣の承認を得て、教育長を任命する。

3 市町村又は第二条の市町村の組合におかれる教育委員会(以下「市町村委員会」という)は、第六条の規定にかかわらず、当該市町村委員会の委員のうちから、都道府県委員会の承認を得て、教育長を任命する。

4 前項の委員のうちから任命された教育長は、当該委員としての任期中在任するものとする。た

し、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十七条から第二十九条までの規定の適用を妨げない。

5 前項の教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合において、当然に、その職を失うものとする。

(教育長の職務)

第十七条 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。

3 教育長は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一人以上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についての議事が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議に出席することができない。ただし、市町村委員会の教育長については、当該市町村委員会の委員として第十三条第五項ただし書の規定の適用があるものとする。

(事務局)

第十八条 教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

(指導主事その他の職員)

第十九条 都道府県委員会の事務局に、指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 市町村委員会の事務局に、前項の規定に準じて所要の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ)における教育課程、学習指導その他学校教育に關する専門的事項の指導に關する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に關し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に關する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ)の教員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ)をもつて充てることができる。

5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

7 第一項及び第二項の職員は、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に關し必要な事項は、政令で定める。

(教育長の事務局の統括等)

第二十条 教育長は、第十七条に規定するもののほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。

(事務局職員の定数)

第二十一条 第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第二十二条 教育長及び第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に關する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に關する事務及び法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という)の設置、管理及び廃止に關すること。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という)の管理に關すること。

- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員に委任その他の人事に関する事。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- 六 教科書その他の教材の取扱に関する事。
- 七 校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に関する事。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- 十一 学校給食に関する事。
- 十二 青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 十三 体育に関する事。
- 十四 文化財の保護に関する事。
- 十五 ユネスコ活動に関する事。
- 十六 教育に関する法人に関する事。
- 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関する事。
- 十八 所掌事務に係る広報に関する事。

- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。
- (長の職務権限)
- 第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。
- 一 大学に関する事。
- 二 私立学校に関する事。
- 三 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 四 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する収入及び支出を命令すること。
- (事務処理の法令準拠)
- 第二十五条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前二条の事務を管理し、及び執行するに当つては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基かなければならない。
- (事務の委任等)
- 第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 二 教育長は、前項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所掌に属する学校その他の教育機関の職員に委任し、又はこれらの職員をして臨時に代理させることができる。

- 三 都道府県委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市町村委員会に委任し、又は市町村委員会の任命に係る職員をして補助執行させることができる。
- 四 都道府県委員会の教育長は、その権限に属する事務の一部を市町村委員会の教育長に委任することができる。
- (委任事務の指揮監督)
- 第二十七条 都道府県委員会又は都道府県委員会の教育長は、それぞれ、前条第三項若しくは第四項又は第五十八条第一項の規定により市町村委員会又は市町村委員会の教育長に委任した事務の管理及び執行に關し、当該市町村委員会又は当該市町村委員会の教育長を指揮監督することができる。
- (教育財産の管理)
- 第二十八条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。
- 二 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。
- 三 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。
- (教育委員会の意見聴取)
- 第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

- 第四章 教育機関
- 第一節 通則
- (教育機関の設置)
- 第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。
- (教育機関の職員)
- 第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。
- 二 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。
- 三 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。
- (教育機関の所管)
- 第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。
- (学校等の管理)
- 第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他

- 学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴ふこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 二 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。
- (教育機関の職員の任命)
- 第三十四条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。
- (職員の身分取扱)
- 第三十五条 第三十一条第一項又は第二項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定がある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。
- (所属職員の進退に関する意見の申出)
- 第三十六条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他

の進退に関する意見を任命権者に
対して申し出ることができる。こ
の場合において、大学附置の学校
の校長にあつては、学長を経由す
るものとする。

第二節 市町村立学校の教
職員

(任命権者)

第三十七条 市町村立学校職員給与
負担法(昭和二十三年法律第百三
十五号)第一条及び第二条に規定
する職員(以下「県費負担教職員」と
いう)の任命権は、都道府県委
員会に属する。

2 前項の規定による都道府県委員
会の権限の一部の委任については
、地方公務員法第六十二条第二項の
規定にかかわらず、この法律第二
十六条の規定によるものとする。

(市町村委員会の内申)

第三十八条 都道府県委員会、市
町村委員会の内申をまつて、県費
負担教職員の任免その他の進退を
行うものとする。

2 市町村委員会は、教育長の助言
により、前項の内申を行うものと
する。

(校長の所属教職員の進退に関す
る意見の申出)

第三十九条 市町村立学校職員給与
負担法第一条及び第二条に規定す
る学校の校長は、所属の県費負担
教職員の任免その他の進退に関す
る意見を市町村委員会に申し出る
ことができる。

(県費負担教職員の任用等)

第四十条 第三十七条の場合におい
て、都道府県委員会は、地方公務
員法第二十七条第二項及び第二十

八条第一項の規定にかかわらず、
一の市町村の県費負担教職員を免
職し、引き続いて当該都道府県内
の他の市町村の県費負担教職員に
採用することができるものとする
。この場合において、当該県費
負担教職員が当該免職された市町
村において地方公務員法第二十二
条第一項の規定により正式任用に
なつていた者であるときは、当該
県費負担教職員の当該他の市町村
における採用については、同条同
項の規定は、適用しない。

(県費負担教職員の定数)
第四十一条 県費負担教職員の定数
は、都道府県の条例で定める。た
だし、臨時又は非常勤の職員につ
いては、この限りでない。

2 県費負担教職員の市町村別の学
校の種類ごとの定数は、前項の規
定により定められた定数の範囲内
で、都道府県委員会が市町村委員
会の意見をきいて定める。

(県費負担教職員の給与、勤務時
間その他の勤務条件)

第四十二条 県費負担教職員の給
与、勤務時間その他の勤務条件に
ついては、地方公務員法第二十四
条第六項の規定により条例で定め
るものとされている事項は、都道
府県の条例で定める。

(職務の監督)
第四十三条 市町村委員会は、県費
負担教職員の職務を監督する。

2 県費負担教職員は、その職務を
遂行するに当つて、法令、当該市
町村の条例及び規則並びに当該
市町村委員会の定める教育委員会

規則及び規程(前条又は次項の規
定によつて都道府県が制定する条
例を含む)に従ひ、かつ、市町村
委員会その他職務上の上司の職務
上の命令に忠実に従わなければな
らない。

3 県費負担教職員の任免、分限又
は懲戒に關して、地方公務員法の
規定により条例で定めるものとさ
れている事項は、都道府県の条例
で定める。

4 都道府県委員会は、県費負担教
職員の任免その他の進退を適切に
行うため、市町村委員会の行う県
費負担教職員の職務の監督又は前
条若しくは前項の規定により都道
府県が制定する条例の実施につ
いて、市町村委員会に対し、一般
的指示を行うことができる。

(職階制)
第四十四条 県費負担教職員の職階
制は、地方公務員法第二十三条第
一項の規定にかかわらず、都道府
県内の県費負担教職員を通じて都
道府県が採用するものとし、職階
制に關する計画は、都道府県の条
例で定める。

(研修)
第四十五条 県費負担教職員の研修
は、地方公務員法第三十九条第二
項の規定にかかわらず、市町村委
員会も行うことができる。

2 市町村委員会は、都道府県委員
会が行う県費負担教職員の研修に
協力しなければならない。

(勤務成績の評定)
第四十六条 県費負担教職員の勤務
成績の評定は、地方公務員法第四

十条第一項の規定にかかわらず、
都道府県委員会の計画の下に、市
町村委員会が行うものとする。
(地方公務員法の適用の特例)
第四十七条 この法律に特別の定
があるもののほか、県費負担教職員

に對して地方公務員法を適用する
場合においては、同法中次の表の
上欄に掲げる規定の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句に読み替へるものとす
る。

規 定	読み替へられ る字句	読み替へる 字 句
第十六条各号 分記以外の部 職員	職員	職員(第三号の場合にあつては、都道 府県教育委員会又はその権限の委任を 受けた者の任命に係る職員及び懲戒免 職の処分を受けた当時属していた地方 公共団体の職員)
第十六条第三 号	当該地方公共 団体において	都道府県教育委員会(都道府県教育委 員会から権限の委任を受けた者を含 む)により
第二十九条第 一項第一号 法律	この法律若し くは第五十七 条に規定する 特例を定めた 法律	この法律、第五十七条に規定する特例 を定めた法律若しくは地方教育行政の 組織及び運営に關する法律(昭和三十 一年法律第 号)
第三十四条第 二項	任命権者	市町村教育委員会
第三十七条	地方公共団体	都道府県及び市町村
第三十八条	任命権者	市町村教育委員会

2 前項に定めるもののほか、県費
負担教職員に對して地方公務員法
の規定を適用する場合における技
術的統括は、政令で定める。

第五章 文部大臣及び教育委
員会相互間の関係等
(文部大臣又は都道府県委員会
の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十
五条の三第一項又は第四項の規定
によるほか、文部大臣は都道府県
又は市町村に對し、都道府県委員
会又は市町村に對し、都道府県又は
市町村の教育に關する事務の適正

2 前項に定めるものほか、必要な指導、
助言又は援助を行うものとする。

2 前項の指導、助言又は援助を例
示すると、おおむね次のとおりで
ある。

一 学校その他の教育機関の設置
及び管理並びに整備に關し、指
導及び助言を与えること。

二 学校の組織編制、教育課程、
学習指導、生徒指導、職業指導、
教科書その他の教材の取扱その他
他学校運営に關し、指導及び助
言を与えること。

三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。

四 校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他の研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

五 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

六 青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。

七 体育の普及及び振興に関し、指導及び助言を与えること。

八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。

九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。

十 教育に係る調査及び統計並びに広報に関し、指導及び助言を与えること。

十一 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。

(基準の設定)

第四十九条 都道府県委員会は、法令に違反しない限り、市町村委員会の所管に属する学校その他の教育機関の組織編制、教育課程、教材の取扱その他の学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、教育委員会規則で、教育の水準の維持向上のため必要な基準を設けることができる。

(高等学校の通学区区域の指定)

第五十条 都道府県委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県内の区域に於て就学希望者が就学すべき都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校を指定した通学区区域を定める。ただし、一の通学区区域内にある都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区区域について必要な調整を行うことができる。

2 前項の場合において、市町村委員会の所管に属する高等学校に係る部分については、都道府県委員会は、あらかじめ当該市町村委員会の意見をきかなければならない。

(関係)

第五十一条 文部大臣は都道府県委員会又は市町村委員会相互の間、都道府県委員会は市町村委員会相互の間の連絡調整を図り、並びに教育委員会は、相互の間の連絡を密にし、及び文部大臣又は他の教育委員会と協力し、教職員の適正な配置と円滑な交流及び教職員の勤務能率の増進を図り、もつてそれぞれその所掌する教育に関する事務の適正な執行と管理に努めなければならない。

(文部大臣又は都道府県委員会の措置要求)

第五十二条 文部大臣は、地方自治法第二百四十六条の二の規定にかかわらず、地方公共団体の長又は

教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、教育の本来の目的達成を阻害しているものがあると認めるときは、当該地方公共団体の長又は教育委員会に対し、その事務の管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 文部大臣の前項の規定による措置は、市町村長又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行に係るものについては、都道府県委員会をして行わせる。ただし、文部大臣は、必要があると認める場合においては、自ら当該措置を行うことができる。

3 市町村長又は市町村委員会は、前項本文の規定による都道府県委員会の措置に異議があるときは、その措置があつた日から二十一日以内に、文部大臣に対し、その意見を求めることができる。この場合においては、文部大臣は、その意見を求められた日から九十日以内に、理由をつけて、その意見を市町村長又は市町村委員会及び関係都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

4 文部大臣は、自ら地方公共団体の長に対して第一項の規定による措置を行おうとする場合においては、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならない。

(調査)

第五十三条 文部大臣は、第四十八条第一項、第五十一条及び前条の

規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

2 文部大臣は、前項の調査に関し、都道府県委員会をして、市町村長又は市町村委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行わせることができる。

(資料及び報告)

第五十四条 教育行政機関は、的確な調査、統計その他の資料に基いて、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならない。

2 文部大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に対し、都道府県委員会は市町村長又は市町村委員会に対し、それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に関し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

(教育委員会が管理し、及び執行する国の事務の指揮監督)

第五十五条 地方自治法第五十条の規定は、教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務のうち、国の機関として管理し、及び執行するものについて準用する。この場合において同条中「普通地方公共団体の長」とあるのは「普通地方公共団体の長」とあるのは「教育委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(学校給食用物資の取得のあつせん)

第五十六条 都道府県委員会は、都道府県内の学校の学校給食の普及を図るため、当該学校の学校給食用物資の取得に関し、必要なあつせんを行うことができる。

(保健所との関係)

第五十七条 教育委員会は、学校身体検査その他の学校における保健に関し、政令で定めるところにより、保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に関する資料の提供その他の学校における保健に関し、政令で定めるところにより、教育委員会に助言と援助を与えるものとする。

(指定都市に関する特例)

第五十八条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を包括する都道府県の教育委員会は、第三十七条の規定にかかわらず、指定都市の設置する学校(大学を除く)の県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務を当該指定都市の教育委員会に委任する。

2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五条及び教育公務員特例法第十九条第二項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

3 指定都市の教育委員会に置かれる教育長については、第十六条第

三項の規定にかかわらず、当該指定都市を都道府県とみなして、同条第二項の規定を適用する。

(都に関する特例)

第五十九条 第三十三条の規定により教育委員会規則で定めるものとされている事項のうち、都の特別区の教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の教育課程及び教材の取扱に係るものについては、都の教育委員会規則で定めるものとする。

(組合に関する特例)

第六十条 市町村が第二十三条に規定する事務の全部を共同処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する市町村には教育委員会を置かず、当該組合に教育委員会を置くものとする。

2 市町村が第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する組合を設けようとする場合において、当該市町村に教育委員会が置かれていないときは、当該市町村の議会は、地方自治法第二百九十条の議決をする前に、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第一項の許可の処分をする前に、当該都道府県教育委員会の意見をきかなければならない。

4 第二十三条に規定する事務の一部を共同処理する市町村の組合に置かれる教育委員会の委員は、第六条の規定にかかわらず、その組合

合を組織する市町村の教育委員会の委員と兼ねることができる。

5 前四項の定めるもののほか、第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の処置、解散その他の事項については、地方自治法第三編第三章の規定によるほか、政令で特別の定をすることができ。

(政令への委任)

第六十一条 この法律に定めるもののほか、市町村の設置分合があつた場合におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第二章、第五十八条第三項、第六十条第一項及び第四項並びに附則第二条から第十三条まで及び第二十五条の規定(以下「教育委員会の設置関係規定」といふ)は、公布の日から施行する。

(旧法の廃止)

第二条 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号。以下「旧法」といふ)は、昭和三十一年九月三十日限り、廃止する。ただし、同法中教育委員会の設置関係規定に抵触することとなる部分は、同日前においても、その効力を失うものとする。

(委員の経過措置)

第三条 この法律(以下「新法」といふ)中教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する旧法の

規定による教育委員会(以下「旧委員会」といふ)の委員新法第四

第二項に該当する者を除く。以下「旧委員」といふ)は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧法の規定による選挙による委員(以下「旧公選委員」といふ)としての任期又は旧法の規定により議会の議員のうちから選挙された者(以下「旧議員委員」といふ)の議員としての任期が同日まで満了する場合にあつては、それぞれその任期が満了する日までの間)、引き続き新法の規定による教育委員会(以下「新委員会」といふ)の委員(以下「新委員」といふ)として在任するものとする。この場合において、

新委員として在任する者の数が新法第三条に規定する定数をこえるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて、当該新委員会の委員の定数とし、これらの委員が欠けた場合においては、これに充て、その定数は、同条に規定する定数に至るまで減少するものとする。

2 前項の場合においては、新委員会は、新委員として在任する者のうちから委員長を選挙するものとする。

2 前項の規定により任命された委員は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、在任するものとする。

2 前項の規定により任命された委員は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、在任するものとする。

2 前項の規定により任命された委員は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、在任するものとする。

条の規定により選挙を行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会の設置関係規定の施行の日から昭和三十一年九月三十日までの間において、旧公選委員の任期が満了し、又は旧公選委員がすべて欠けたため、旧議員委員のみが在任することとなつた場合においては、旧議員委員は、当該旧公選委員の任期が満了した日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日に新委員たる職を失うものとする。

第五條 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する旧委員の旧公選委員の数が一年以上であつて、旧議員委員と合しても新法第三条に規定する定数に満たないときは、附則第七条の規定により選挙を行う場合を除き、地方公共団体の長が新法第四条の規定によりその満たない数の委員を任命するものとする。教育委員会の設置関係規定の施行の日から昭和三十一年九月三十日までの間において、附則第三条の規定により新委員として在任することとなる者が欠け、新法第三条に規定する定数に満たないこととなつたときも、また、同様とする。

2 前項の規定により任命された委員は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、在任するものとする。

2 前項の規定により任命された委員は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、在任するものとする。

2 前項の規定により任命された委員は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、在任するものとする。

2 前項の規定により任命された委員は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、在任するものとする。

第六條 附則第三条の規定により新委員として在任することとなる者のうち旧議員委員である者については、新法第六條の規定にかかわらず、当該旧議員委員が新委員として在任する間は、なお、従前の例による。

(選挙期日が告示されている場合の経過措置)
第七條 旧法の規定による教育委員会の委員の選挙で、教育委員会の設置関係規定の施行の際、すでにその選挙の期日が告示されているものについては、なお、従前の例による。

2 前項の規定による選挙において選挙された委員については、その者を教育委員会の設置関係規定の施行の際現に在任する旧公選委員とみなして、附則第三条の規定を適用する。

(最初に任命される委員の任期)
第八條 教育委員会の設置関係規定の施行後最初に任命される新委員(附則第五条の規定によつて任命される委員を除く)の任期は、新法第五條の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二年、一人は一年とし、その定数が三人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各新委員の任期は、地方公共団体の長が定める。

(最初の教育委員会の招集)
第九條 前条の規定により新委員が任命された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、新法第十三条

昭和三十二年六月二日 参議院會議録第五十九号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一件

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一件

第一項の規定にかかわらず、地方公共団体の長が招集する。

(教育長の経過措置)

第十条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する教育長は、新法第十六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、昭和三十一年九月三十日までの間(旧法第四十一条第三項の規定による教育長の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合において、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、引き続き新法の規定による教育長として在任するものとする。

第十一条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する教育

長がない場合又は前条の規定により市町村教育委員会の教育長として在任することとなつた者が附則第八条の規定により新委員が任命される日までにその任期が満了し、若しくは欠けるに至つた場合においては、新法第十六条第三項の規定にかかわらず、市町村教育委員会は、都道府県教育委員会の承認を得て、委員以外の者のうちから教育長を任命することができる。

2 前項の規定により任命された教育長は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、在任するものとする。

(事務局職員の経過措置)

第十二条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に旧委員会の事務局の職員として在職する者は、別に命令を発せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、新委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(就替規定)

第十三条 新法第五十八条第三項中「指定都市」とあるのは、指定都市に關して定める地方自治法の一部を改正する法律が制定施行されるまでの間は、「地方自治法第二百五十五條第二項の市」と読み替へるものとする。

(学校その他の教育機関の経過措置)

第十四条 新法(附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の際、現に設置されている新法第三十条に規定する学校その他の教育機関に相当するもののうち、その設置について条例に基かなければならないこととなるもので、条例が制定されていないものについては、新法の施行の日から起算して六月以内に、同条の規定に基く措置を講ずるものとし、それまでの間は、同条の規定による学校その他の教育機関として存続させることができる。

(学校その他の教育機関の職員の経過措置)

第十五条 新法の施行の際、現に設置されている新法第三十条に規定する学校その他の教育機関に相当

するものの職員として在職する者は、別に命令を発せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、同条の規定による学校その他の教育機関の相当の職員となるものとする。

(恩給に関する経過措置)

第十六条 旧法第八十四条の規定により恩給法の準用を受けるものとしていた者の恩給法の準用については、なお、従前の例による。その者が新法の施行後引き続き公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合における恩給法の準用については、また、同様とする。

(休職又は懲戒に関する経過措置)

第十七条 新法の施行の際、現に恩給負担教職員である者が休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けたものの休職若しくは懲戒又は恩給負担教職員に係る新法の施行前の事実に係る懲戒処分については、なお、従前の例による。この場合において、新法の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者又はその委任を受けた者が新法の定めるところにより懲戒処分を行うものとする。

(不利益処分に関する経過措置)

第十八条 新法の施行前に恩給負担教職員に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に關しては、なお、従前の例による。

(臨時待命)

第十九条 恩給負担教職員について地方公務員法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第九十二号)附則第三項の規定により条例で定めることができるものとされている臨時待命に関する事項は、都道府県の条例で定める。

(条例又は教育委員会規則の経過措置)

第二十条 新法の施行の際、現に効力を有する条例で旧法の規定に基いて制定されているもの及び現に効力を有する教育委員会規則で旧法その他の法令の規定に基いて制定されているものは、新法の規定に抵触しない限り、それぞれ新法その他の法令の各相当規定に基いて制定された条例及び教育委員会規則とみなす。

(旧委員会の処分等の経過措置)

第二十一条 この附則に特別の定めがあるものを除き、新法の施行の際、旧委員会が旧法その他の法令の規定に基いて行つた処分等現に効力を有するものは、それぞれ新委員会が新法その他の法令の各相当規定に基いて行つた処分とみなす。この場合において、当該処分が期間がつけられていたときは、当該期間は、当該処分が行われた日から起算するものとする。

第二十二条 この附則に特別の定めがあるものを除き、新法の施行の際、旧法その他の法令の規定に基いて旧委員会に対してされている認可その他の処分の申請、届出その他の行為は、新法その他の法令の各

相当規定に基いて新委員会に対してされた行為とみなす。

(教育委員会の事務の引継)

第二十三条 旧法の規定により教育委員会が管理し、及び執行していた事務で、新法の規定により地方公共団体の長が管理し、及び執行することとなるものについては、新法の施行後三十日以内に、教育委員会から当該地方公共団体の長に引き継がなければならない。

第二十四条 旧法の規定により市町村委員会が管理し、及び執行していた事務で、新法の規定により都道府県委員会が管理し、及び執行することとなるものについては、新法の施行後三十日以内に、市町村委員会から都道府県委員会に引き継がなければならない。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月二十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条を削り、「第二十一条乃至第七十三条 削除」を「第二十條乃至第七十三條 削除」に改める。

第二百一十一条中「教育委員会の委員」を「教育委員会の委員長」に改める。

第二百八十条の八第一項中「教科内容」を「学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱」に改める。

第二百八十一条第二項第一号ただし書中「教科内容及びその取扱」を「教育課程、教材の取扱」に改める。

附則第六条中「第四百一十一條第二項」の下に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第十六條第三項」を加え、「当分の間、」を「昭和三十一年三月三十一日まで」の間に限り、に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、市町村の教育委員会は、都道府県の教育委員会の承認を得て、助役を教育長に任命するものとする。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項第六号を次のように改める。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第 号)による教育委員会の教育長又は同法第十九條に規定する職員

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第一項中「第一条及び第二条」を「前二條」に、「教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五條の四第一項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第四十二條」に改め、同条第二項を削り、同条を第三條とする。

(教育公務員特例法の一部改正)

第四条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

(採用及び昇任の方法)

第十三條 校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の国

立学校にあつては文部大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

2 文部大臣は、前項の選考の権限を校長に委任することができ、

第十三條の二中「公立学校(大学を除く。以下この条において同じ。)」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第四十條に定める場合のほか、公立学校(大学を除く。以下この条において同じ。)」に改める。

第十六條を次のように改める。

(採用及び昇任の方法)

第十六條 教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六條第三項の規定により教育委員会の委員のうちから任命される教育長を除く)の採用は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会が行う。

2 専門的教育職員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

(教育長の給与等)

第十七條 教育長については、地方公務員法第二十二條から第二十五條まで(条件付任用及び臨時の任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は、適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

第十九條第二項を次のように改める。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第二十條第三項中「所轄庁」を「任命権者」に改める。

第二十一條第一項中「所轄庁」を「任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担職員については、市町村の教育委員会)」に改める。

第二十一條の四を削る。

附則第二十五條の四を次のように改める。

附則第二十五條の四 削除

(文部省設置法の一部改正)

第五條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十九號の次に次の二號を加える。

十九の二 地方公共団体の長又は教育委員会に対し、教育、学術、文化及び宗教の事務の管理及び執行が法令の規定に違反し、又は著しく適正を欠

く場合において、その是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めること。

十九の三 都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下指定都市)の教育委員会の教育長の任命について承認を与えること。

第八條第一号の次に次の一號を加える。

一の二 都道府県及び指定都市の教育委員会の教育長の任命について承認を与えること。

(社会教育法の一部改正)

第六條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項、第十九條第三項、第二十四條第二項、第三十條第五項及び第三十四條第二項を削る。

第三十九條中「公民館」を「法人の設置する公民館」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第七條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条(議員及び委員の定数)」を「第四条(議員の定数)」に、「第三十三條(一般選挙、長の任期満了に因る選挙、定例選挙及び設置選挙)」を「第三十三條(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)」に、「第一百十條(参議院全国選出議員、地方公共団体の議会の議員及び教育委員

会の委員の再選挙」を「第一百十
条(参議院全国選出議員及び地
方公共団体の議会の議員の再選
挙)」に、「第一百十一條(議員、長
又は委員の欠けた場合等の通知)」
を「第一百十一條(議員又は長の欠けた
場合等の通知)」に、「第一百十二條
(議員、長又は委員の欠けた場合
等の繰上補充)」を「第一百十二條(議
員又は長の欠けた場合等の繰上補
充)」に、「第一百十六條(議員、委員
又は当選人がすべてない場合の一
般選挙又は定例選挙)」を「第一百十
六條(議員又は当選人がすべてな
い場合の一般選挙)」に、「第二百二
条(地方公共団体の議会の議員及
び長並びに教育委員会の委員の選
挙の効力に関する異議の申立及び
訴訟)」を「第二百二條(地方公共
団体の議会の議員及び長の選挙の
効力に関する異議の申立及び訴
訟)」に、「第二百三條(地方公共団
体の議会の議員及び長の選挙に關
する訴訟)」を「第二百三條(地方公
共団体の議会の議員及び長の選挙
の効力に関する訴訟)」に、「第二
百六條(地方公共団体の議会の議
員及び長並びに教育委員会の委員
の当選の効力に関する異議の申立
及び訴訟)」を「第二百六條(地方公
共団体の議会の議員及び長の当選
の効力に関する異議の申立及び訴
訟)」に、「第二百七條(地方公共団
体の議会の議員及び長並びに教育
委員会の委員の当選の効力に關す
る訴訟)」を「第二百七條(地方公共
団体の議会の議員及び長の当選の
効力に関する訴訟)」に、「第二百

五十八條(地方公共団体の議会の
議員及び教育委員会の委員の任期
の起算)」を「第二百五十八條(地方
公共団体の議会の議員の任期の起
算)」に、「第二百六十條(補欠議員
及び補欠委員の任期)」を「第二百
六十條(補欠議員の任期)」に、「第
二百六十四條(地方公共団体の議
会の議員及び長並びに教育委員
会の委員の選挙管理費用の地方公
共団体の負担)」を「第二百六十四條(地
方公共団体の議会の議員及び長の
選挙管理費用の地方公共団体の負
担)」に改める。
第一條中、「地方公共団体の議
会の議員及び長並びに教育委員
会の委員」を「並びに地方公共団
体の議会の議員及び長」に改める。
第二條中、「地方公共団体の議
会の議員及び長並びに教育委員
会の委員(地方公共団体の議会に
おいて選挙する委員を除く。以下同
じ。)」を「並びに地方公共団体の議
会の議員及び長」に改める。
第三條中、「地方公共団体の議
会の議員及び長並びに教育委員
会の委員」を「並びに地方公共団
体の議会の議員及び長」に改める。
第四條の見出し中「及び委員」を
削り、同条第四項を削る。
第五條第一項中、「都道府県知
事及び都道府県教育委員会の委
員」を「及び都道府県知事」に、
「市町村長及び市町村教育委員
会の委員」を「及び市町村長」に改
める。
第九條第二項から第四項まで中
「並びにその教育委員会の委員」を
削る。

第十條第一項各号列記以外の部
分中「当該議員、長又は委員」を
「当該議員又は長」に改め、同項第
七号を削る。
第十二條第五項を削る。
第十三條の見出し中「定例
選挙」を削り、同条第五項から第
七項までを削り、同条第八項各号
列記以外の部分中「第五項及び
前項」を削り、同項第二号中「都道
府県教育委員会及び」を削り、
同項第三号から第五号まで中「長
及び教育委員会の委員」を「及び
長」に改め、同項を同条第五項と
する。
第三十四條第一項中「増員選
挙若しくは第一百十六條第一項(議
員又は当選人がすべてない場合)
の規定による一般選挙又は教育委
員会の委員の再選挙、補欠選挙若
しくは第一百十六條第二項(委員
又は当選人がすべてない場合)」の規
定による定例選挙はを「又は増員
選挙若しくは第一百十六條(議員
又は当選人がすべてない場合)」の規
定による一般選挙は」に改め、同
条第二項中「地方公共団体の議
会の議員又は教育委員会の委員」を
「又は地方公共団体の議会の議員」
に改め、「又は委員」及び「連しな
くなつたとき、及び教育委員会の
委員の再選挙又は補欠選挙につ
いて、選挙による委員の数がその定
数の二分之一」を削り、同条第
三項中「並びに教育委員会の委員」
を削り、同条第五項中「長又は
委員」を「又は長」に改め、同条第
六項第二号中「都道府県教育委

員会の委員及び」を削り、同項第
三号中「並びに前号に規定する市
の議会の議員及び教育委員会の委
員」を「及び前号に規定する市の議
会の議員」に改め、同項第四号及
び第五号中「長及び教育委員
会の委員」を「及び長」に改める。
第四十五條第二項中「並びに教
育委員会の委員」を削る。
第五十七條第二項中「都道府
県の議会の議員及び長並びに都道
府県教育委員会の委員」を「並び
に都道府県の議員及び長」に改め
る。
第七十九條第一項中「並びに教
育委員会の委員」を削る。
第八十三條第二項及び第三項中
「長又は委員」を「又は長」に改め
る。
第八十六條第一項第二号中「都
道府県教育委員会の委員及び」
を削り、同項第三号から第五号ま
で中「長及び教育委員会の委員」
を「及び長」に改め、同条第三項中
「地方公共団体の議会の議員及び
教育委員会の委員」を「及び地方
公共団体の議会の議員」に改め、
「又は委員」を削る。
第八十七條第四項を削る。
第八十九條第二項中「若しくは
長又は教育委員会の委員」を「又は
長」に、「長又は委員」を「又は
長」に改める。
第九十二條各号列記以外の部分
中「並びに町村教育委員会の委
員」を削り、同条第八号及び第九
号を削る。
第九十三條第一項各号列記以外
の部分中「並びにその教育委員会

の委員」を削り、同項第六号を削
る。
第九十五條第一項第六号を削
る。
第九十七條第二項中「地方公
共団体の議会の議員及び教育委員
会の委員」を「及び地方公共団
体の議会の議員」に改める。
第一百零一條第一項中「地方公共
団体の議会の議員若しくは教育委員
会の委員」を「若しくは地方公共団
体の議会の議員」に改め、「若しく
は委員」を削る。
第一百零一條第二項中「並びにそ
の教育委員会の委員」を削る。
第一百零三條第一項及び第二項中
「長又は委員」を「又は長」に改め
る。
第一百零六條第一項中「若しくは委
員」を削る。
第一百零八條第一項第五号及び第
六号を削る。
第一百十條の見出し中「地方公
共団体の議会の議員及び教育委員
会の委員」を「及び地方公共団
体の議会の議員」に改め、同条第一
項各号列記以外の部分中「地方公
共団体の議会の議員又は教育委員
会の委員」を「又は地方公共団
体の議会の議員」に改め、同条第
四号を削り、同条第二項中「地方公
共団体の議会の議員又は教育委員
会の委員」を「又は地方公共団
体の議会の議員」に改め、「若しく
は委員」を削り、同条第三項各号列
記以外の部分中「地方公共団体の
議会の議員又は教育委員会の委
員」を「又は地方公共団体の議会の

議員に改め、同項第二号中「又は教育委員会の委員」を削る。

第百十一条の見出し中、「長又は委員」を「又は長」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中、地方公共団体の長が欠け若しくはその退職の申立があつた場合又は教育委員会の委員に欠員を生じた場合を「又は地方公共団体の長が欠け若しくはその退職の申立があつた場合」に改め、同項第五号を削り、同条第二項中、「長又は委員」を「又は長」に、「長が欠け」を「又は長が欠け」に改め、「又は委員が欠員となつた旨」を削る。

第百十二条の見出し中、「長又は委員」を「又は長」に改め、同条第一項中、「地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員」を「又は地方公共団体の議会の議員」に改め、「若しくは委員」を削る。

第百十三条第三号各号列記以外の部分中、「地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員」を「又は地方公共団体の議会の議員」に改め、同項第四号中「又は教育委員会の委員」を削り、同条第五項を削る。

第百十五条第一項第四号を削り、同条第五項中、「長又は委員」を「又は長」に改める。

第百十六条の見出し中、「委員」及び「又は定例選挙」を削り、同条第二項を削る。

第百十七条中、「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に、「長の選挙及び定例選挙」を「及び長の選挙」に改める。

第百十九条第一項中、「都道府県知事の選挙及び都道府県の教育委員会の委員の選挙」を「及び都道府県知事の選挙」に、「市町村長の選挙及び市町村の教育委員会の委員の選挙」を「及び市町村長の選挙」に改め、同条第二項中、第四号若しくは第六号を「若しくは第四号」に改め、「並びに市町村の教育委員会の委員」及び「並びに都道府県の教育委員会の委員」を削る。

第百二十条第一項中「若しくは長又は市町村の教育委員会の委員」を「又は長」に、「第四号又は第六号」を「又は第四号」に改め、「若しくは市町村の教育委員会の委員」及び「又は委員」を削り、同条第二項中、「第四号若しくは第六号」を「若しくは第四号」に改める。

第百三十一条第一項中、「都道府県知事又は都道府県の教育委員会の委員」を「又は都道府県知事」に改め、同条第三項中、「市町村長又は市町村の教育委員会の委員」を「又は市町村長」に改める。

第百四十一条第一項第一号中「都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に、「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改め、同項第三号及び第四号中、「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改める。

第百四十二条第一項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中、「教育委員会の委員の選挙の場合には、公職の候補者一人について三千枚」を削る。

候補者一人について三千枚」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号中、「教育委員会の委員の選挙の場合には公職の候補者一人について一千枚」を削り、同号を同項第六号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に、「第五号から第七号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。

第百四十四条第一項第一号中「及び都道府県の教育委員会の委員」を削り、同項第四号中、「市長及び市の教育委員会の委員」を「及び市長」に改め、同項第五号中「並びに町村の教育委員会の委員」を削る。

第百五十条第一項及び第百五十一条第一項中、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改め、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

第百五十二条中「並びに都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙」を削る。

第百五十八条中「(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)」を削る。

第百六十四条の二第一項、第百六十四条の三第一項、第百六十七条第一項並びに第百六十八条第一項及び第二項中、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員を「及び都道府県知事」に改める。

第百七十二条の二中、「市町村長及び市町村の教育委員会の委員」を「及び市町村長」に改める。

第百七十四条第一項中、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に、「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改める。

第百七十五条の二第一項中「(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)」を削る。

第百七十六条第一項中、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改める。

第百七十七条第一項中、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改め、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

第百九十四条第一項第五号及び第百九十五条第一項第五号を削る。

第百九十九条中「並びにその教育委員会の委員」を削る。

第百九十九条中「並びにその教育委員会の委員」を削る。

第百九十九条中「並びにその教育委員会の委員」を削る。

第百九十九条中「並びにその教育委員会の委員」を削る。

第百九十九条中「並びにその教育委員会の委員」を削る。

第百九十九条中「並びにその教育委員会の委員」を削る。

第百九十九条中「並びにその教育委員会の委員」を削る。

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一件

八九二

及び教育委員会の委員」を「及び長」に改める。

(図書館法の一部改正)

第八条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条中「市町村」を「市(特別区を含む。以下同じ。町村)」に改める。

第十条第二項を削る。

第十六条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十五条に次の一項を加える。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に關して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

第二十九条第二項中「第七條」を「第二十五條第二項」に改める。

(文化財保護法の一部改正)

第九条 文化財保護法(昭和二十五年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四百四条の三第四項を削る。

(産業教育振興法の一部改正)

第十条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、

同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(博物館法の一部改正)

第十一条 博物館法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十八条第二項を削る。

第二十二條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十七條に次の一項を加える。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に關して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

第二十九條中「第七條及び」を「第九條及び第二十七條第二項」に改める。

(青年学級振興法の一部改正)

第十二條 青年学級振興法(昭和二十八年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項後段を削る。

第十二條を次のように改める。

第十九條第三号中「教育長、」を削る。

(公立学校施設費国庫負担法の一部改正)

第十三條 公立学校施設費国庫負担法(昭和二十八年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

団体の教育委員会を「当該地方公共団体の長」に改める。

(危険校舎改築促進臨時措置法の一部改正)

第十四條 危険校舎改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條を次のように改める。

第五條第二項中「当該地方公共団体の教育委員会を」を「当該地方公共団体の長」に改める。

(町村合併促進法の一部改正)

第十五條 町村合併促進法(昭和二十八年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第九條の二を次のように改める。

第九條の二 削除

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第十六條 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二号中「当該地方公共団体が、」を「当該地方公共団体が、」に改め、「地方公共団体の組合であつてこれに教育委員会が置かれていないものである場合には当該学校を所轄するその執行機関」を削る。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律の一部改正)

第十七條 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律(昭和二十

九年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項から第六項までを削り、第七項を第二項とする。

(女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部改正)

第十八條 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律(昭和三十一年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項を削る。

第五條中「前條第一項」を「前條」に改める。

(公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部改正)

第十九條 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭和三十年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「当該地方公共団体の教育委員会を」を「当該地方公共団体の長」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

附則

十一條の四の改正規定、第五條中文部省設置法第五條第一項第十九号の次に二號を加える改正規定中第十九号の三に係る部分及び第八條の改正規定、第七條、第十五條、第十六條及び第十七條中教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律附則第三項及び第四項の改正規定(附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む。)並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第 号)附則第一條に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

(原質負担教職員の設定条例の経過措置)

2 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下附則第四項までにおいて同じ。)の施行の際、現に改正前の市町村立学校職員給与負担法第三條の規定に基いて制定されている条例は、地方教育行政の組織及び運営に關する法律第四十一條の規定に基いて制定されたものとみなす。

(教育公務員に対する所轄庁の許可の経過措置)

3 この法律の施行の際、現に改正前の教育公務員特例法第二十條第三項又は第二十一條第一項の規定により所轄庁の許可を受けている者は、改正後のこれらの規定により任命権者の許可を受けたものとみなす。

ときに、単にこの法律の中身、そういうものだけについて総理に聞く気持はございません。ただ、この法律に対して世の親たちは何と云っておるか。この法律は国民の手から、国民が教育に直接関与しておる現在の教育委員会制度、国民の手から公選を廃して、任命することによって、国民から教育を取り上げ、さらに教育を取り上げたその手は、親の手から子供を取り上げるのではないか。(拍手) こういう親たちの心配を今日この状態の中で私は感ぜずにはられません。

さらには、また学者や報道陣、文化人たち、この法律が実施されたときには、学問、言論、思想、教育の自由が侵されるのではないかと、この心配を繰り返して参っております。皆さんは、そういうことはないとおっしゃいますけれども、また私も、そういうことのなかれかしと折っておりましたけれども、今日、この言論の府が警官に取り巻かれてある実情を見ると、決してこれは杞憂とは言えないのでございませう。(拍手) 現実でございませう。事実でございませう。こういう事実を総理は、十分御認識願いたいのでございませう。さきに衆議院におきまして、同じ中間報告という形において、この法律を上げて参りました。今また参議院におきましては、同じ形においてこれを強行しようとしております。あるいは総理はその間の経緯をよく御存じないか

もしもせんけれども、この法律を強行するために、国会法を無視し、本院規則を無視して、ただいま議長のご議事が行われております。国会に長く議席を占められた鳩山総理は、そういう形で、かつてない警官の包囲の中で、子供たちのための教育の法律が審議されることをどうお感じになりますか。私にはもしも総理がほんとうに国を思い、日本の将来を思い、さらにまた鳩山総理自身のことを真剣に考えるならば、このときこそ重大な決意をお願いしたいのです。(それだから重大決意をしたのだよと呼ぶ者あり) その重大決意というのは、皆さんが認識しておられるようなものではありません。自由民主党の自由とは、警官に守られた自由ではないはずでございませう。自由民主党の民主とは、警官によって言論を弾圧した民主ではないはずでございませう。平和憲法を持ち、自由民主党を名乗る鳩山総理は、真に自由民主党の総裁として、日本の首班としての決意を固めていただきたい。党利党略ではありません。真に日本の責任者としての御決意をお願いいたします。

次に、この法律には、たくさん欠陥、疑義があるのは、疑義があるのは、これを実施した場合には、重大な混乱が起る、そう考えられるところは幾つもございます。けれども、今日までの委員会における質疑、討論の過程において明らかになったものだけを教え上げて参りましても、たとえば教育委員会が会議制の執行機関である、こう言われております。けれども、今回の法律では三人の教育委員会が認められております。三人の場合、一人病弱その他で欠けた場合には、合議性の本質が失われて、一人の意思で運営できるような、そういう仕組みになっております。さらにまた、法の不備な点といたしましては、市町村の助役が教育長を兼務する場合、この法律によれば、本年九月末日までしか在任できません。関係法の整理によりますれば、地方自治法によって、来年の三月まで在任できることになっております。一体いずれが正しいのか、適用されたときに困るのは国民でございませう。さらに申し上げたいのは、教職員に対して職階制をとる、こういうことが法文に明記されております。けれども、教育という仕事は、職階をつけ得る性質のものではないと、人事院が、教員には職階制はとれないという結論を出しております。それをどうして府県に実施させることができるのか。不可能なことをしているものでございませう。

その他、数えていけば、たくさん欠陥と欠陥がございませう。これらの不備、欠陥を知りながら通すということ、は、どういふ許されぬこととございませう。私どもの本分に反する行為であります。もし時間があれば、私はこれらの点を詳細に御説明申し上げる用意を持っております。

○副議長(寺尾登喜) 湯山君、時間が来ました。

○湯山勇君(続) たとえば教材の問題にいたしまして、すべての教材を教育委員会に届出または報告しなければならぬ。こういうことで真に自由な教育の伸展が望めまいか。あるいはまた、文部大臣が府県の教育長を承認する、こういう制度が立てられております。最初、文部大臣の御答弁によれば、それはきわめて形式的なものであつて、府県からお申し出があれば、ほとんど全部承認するということとございませう。けれども、だんだん追及して参りますと、承認する以上は責任を持たなければならぬ、そのためには、教育委員会以外の方法で調査をしなければならぬと言っておられます。別な調査とは何か、こうお尋ね申したのに対して、特高警察やスパイを使うのではないということだけおっしゃつて、あとはおっしゃっております。このあたりにも、学問の自由、言論の自由、教育の自由、そういうものに對する不安がひそんでおると思ひます。

他の各省大臣は、主管事務について、地方自治法の定めるところにより、総理大臣を通じて措置要求ができることになっております。各省大臣は総理大臣に頼んで措置要求をしております。全部文部大臣によって措置要求を行います。総理は教育については一切そういうことをなさらないのでございませう。これは教育を軽視しておる現われと見ることもできますし、文部大臣の権限がきわめて強化されたところと見ることもできます。権力というものは、持つておれば使いたくなるものでございませう。持つておる権力を使いたがるという事実は、今私はこの壇上でひしひしと感じておるのでございませう。こういう欠陥を持ち、こういう不備な点を持ち、実施に當つて、どうしていいかわからないような点を持ったこの法律を、総理はいかなる責任を持つて国民に実施させるか。この点について総理の責任ある御答弁をお願いいたします。

以上をもつて私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(鳩山一郎君) この法案について、先に答弁いたします。

この法案は、わが国の教育の真の民主化に役立つものと思つております。この法律案には、御指摘のような不備

欠陥はないものと私は信じております。

警官を本院の中に入れたことについて答弁をいたします。

国会法第十五条に基づきまして、参議院議長から警察官派出の要求があったので、内閣はこれに基いて、その手続をとったのであります。あなた方は、警官が自由を破壊するような考え方で御質問になりますけれども、警官は自由を守るために入っておるのであります。(拍手、「国会法を無視して審議が進められているのじゃないか」警官に守られる自由が何の自由だ」と呼ぶ者あり)

〔国務大臣清瀬一郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(清瀬一郎君) 湯山さんのお問いのうちには、一部、委員長よりすでに報告があったこともございまして、しかしながら、煩をいとわず、逐次申し上げます。

教育委員会は、合議制であつて執行機関であります。三人の場合でも、五人の場合でも、一部死亡、病氣等で欠けることもあり得るけれども、委員会自体は、やはり合議体の執行機関とごらん下さつてよろしいと思ひます。

それからして、助役が教育長になることは、今回はやめたのであります。しかしながら、これは地方の事情によつて、すでに予算措置まで済んでいふことでありますから、附則により

まして、九月末日までは在任するんでございまして。また、その上に整理法の方の一条によつて任命される場合には、昭和三十三年三月末日まで在任いたします。これは変則中の変則でございます。

それからして職階制のことでございますが、教職員の職階制については、現行の教育公務員特例法にも規定されておるのであります。が、今回は法第四十四条によりまして、国の法に準じてこれを作り、府県は条例を作つて採用ができるようにしておるのであります。

それから教材のことは、全部を届出というのではありませんので、教材に関する規則を作りまして必要なものを届けるのであります。

教育長の承認は、やはり教育の連絡をつくるために、いいことと思つております。

措置要求のことは、やはり措置要求の制度を作つて、文部省において適当な処理をすることが、日本の教育のために大へんいいことと考えておるのであります。(「逆コース」と呼ぶ者あり、拍手)

○副議長(寺尾豊君) 加瀬完君。

〔相馬助治君発言の許可を求む〕

○副議長(寺尾豊君) 相馬君、何ですか。

○相馬助治君 自席より、議事進行について発言を求めます。

○副議長(寺尾豊君) 議長は、特に必要の発言とは思ひませんが、加瀬君の質問が終りましたから、若干許しなす。加瀬君の質問が終りましたから……。

○相馬助治君 質問に関連がありますから……。

○副議長(寺尾豊君) 加瀬君の質問が終つた後に許します。相馬君、加瀬君のあとにお願いします。

〔加瀬完君登壇、拍手〕
○加瀬完君 私は、ただいま議題となりました教育関係三法案につきまして、総理並びに関係大臣にお尋ねをいたします。

だれかの言葉に、二十歳の青年を見れば、その国の十年後の将来がわかる。十歳の少年を見れば、二十五年後のその国の将来がわかる。こういう言葉がありましたが、私は日本の少年の運命を決するこの教育関係法案が、警察官の肩取を取り巻く留置場のごとき議事堂の中で審議されることを、非常に悲しく思うものでございまして。(拍手) あのような法案が、このような方法で生まれて参りますときに、教育改革の日本の教育の将来というものは、一体心配がないでございましょうか。この点をまず総理に伺いたいののであります。

今度の改正法案によりますと、教育委員会の現行法の第一条の目的、すなわち教育は不当なる支配に服することのないように、教育は地方の実情に

じて行われるように、こういう根本的な性格というものを全然取つてしまつたのでございまして。一体、教育をいずれの方角に持つて行こうとする政府の意図でありましょうか。たとえば不当なる支配ということ強く打ち出しました教育基本法なり、あるいは教育委員会法制定当時の議事録によりますと、中央集権的な文部行政の影響、軍部及び政党的干渉、地方内務官僚の影響が過去において教育を非常に毒したので、将来にわたつて、一党一派の支配、こういう政治的勢力、あるいは文部官僚の復活支配、こういうものを防ぐために不当なる支配という言葉を入れたのであると、時の文部大臣は説明を加えておるのでございまして。これを取つて、今度は、たとえば指導主事の権限は、今までは指導並びに助言に限られておりましたものが、しかも、監督あるいは命令というものは、してはならないという付記がありました。

ものが、今度は上司の命令によれば、指導も監督もできるといふふうに改められました。その指導主事や管理主事というものは、教育長によりまして選任をされるわけでありまして。その教育長は文部大臣の承認がなければ教育長に就任ができません。しかも、文部大臣の措置要求権と申しましょうか、いわゆる監督権というものは、教材あるいは教員の端に至るまで非常に強く打ち出されまして、五十二条には、教育

の本来の目的の達成を阻害する一切のことは、文部大臣が監督をしていいことになりました。そういういたしますと、「教育の本来の目的達成を阻害」ということは、文部大臣個人の見解によりまして、非常に幅を持つことになりましたから、これは政党的の支配といふものも当然介入いたしますれば、文部大臣個人の要求というものも介入するところの幅が生れてきてしまつたのであります。不当なる教育に対する支配というものに、全然その権利の保有というものを認められなくなつてしまつたのでございまして。現行法によりまして、地方の実情に即するということが非常に強く打ち出されておつたわけでございますが、今度は地方教育委員会は、県教育委員会というものによつて、その教育長が選任される形になつております。その県教育委員会の実質的な主権は教育長にあるわけでありまして、その教育長が文部大臣の承認ということになりましたと、文部大臣の系統は津々浦々の市町村の教育委員にまで、監督権を及ぼすという人的な機構を構成するわけでございます。これは地方の実情というものを、どうにも教育委員会が実現をして参るといふことにはなにかねてくる問題を生ずるわけでございます。

そこで私は総理大臣に伺いたいのでございますが、特に政争がこういうふうになつて参りまして、特に小

選挙区法によりまして問題になりました。選挙の問題というものが激しくなつて参りますと、教育も政治の中に巻き込まれざるを得ません。これを防ぐことこそ、今日最も必要であるべきものを、なぜ一体不當なる支配というものをはずしてしまわなければならなかったのか、あるいは地方の実情に応じてこそ、ほんとうの意味の教育というものは育つべきであるのに、なぜ一体地方の実情に應ずるといふ、この大原則というものを取り去ってしまったければならぬ必要が政府においてあるのか、こういう点をまず伺いたいのでございます。

第二の問題は、将来の教育財政というものが新しい改正法によつて守られるであろうか、こゝでございまして、今度の改正案によりまして、予算交付権というものは教育委員会の意見聴取というものに委ねられてしまいました。教育財政の権利、あるいは教職員の定数、こういう現行教育委員会が財政権、管理権、定員の確保の権利、こういうものを持つておりましたものが、全部これは首相に移つてしまつたのでございます。そうなつて参りますと、一般行政と教育行政を調和させるために、教育委員会そのものは、若干後退せざるを得なかつたという文部大臣の言葉は、非常に財政的には危険を生じて参るのでございます。なぜかと申し

ますと、これは太田長官御存じのように、現在のあなた方が立てておる地方の財政計画に對する方針というものは一体どうなつておるか。第一にねちつておりますのが節減であります。機構の簡素化であります。地方財政再建整備の促進であります。こういう形によりまして、たとえば基準財政需要額というものを積み上げて、基準財政収入額で足りない分は補給するということでございますが、その足りない分は何によつて新規財政需要額が生れておるかとお申しますと、昭和二十六年は九七、昭和二十七年は九六、これは全部国の政策のための影響のね返りとして、新しい需要額というものが生じておるのであります。ところが国の影響によつて生じた財源というものは、一つも今まで国はめんどろをみません。それでそれをどこへ持つて行つたかと申しますと、節減額という形にいたしました。昭和三十年度の財政計画によりまして、二百三十三億の新規財政需要額というものを、節減額による、たとえば旅費、物件費の節減額が八十四億、こういうような形でタコ配当といひますか、自分の手足を切つて自分の食ふものに充てる、こういう方式をとらせておられます。昭和三十一年度の地方財政計画は、先ほど申しました通りでありまして、これが特に給与費に、はつきりと打ち出されておるのであります。給与費によりまして、

と、三十年度の実態調査によりまして、小学校は一万七千九百七十円、中学校は一万八千七百四十一円でありまして、ところがこの実態調査による金額といふものよりも、はるかに下回る正本俸といふものをきめました。小学校は一万五千九百四十六円、中学校は一万六千七百八十三円、その差は小学校において二千二百四十四円、中学校において千九百五十八円、これだけ一人づつ足りない。これは高給者を整理するか、全体の人員を縮めるか、とにかく総ワケを押えるという方式をとつて参りました。ほとんど地方財政の赤字の解消というものを義務教育の職員に押しつけるというふうな方法をとつておるのであります。

それでは一体教育費の現状といふものはどうなつておるかとお申しますと、教員数におきまして、昭和三十一年度は、学級数が小学校で五千九百十九、中学校で二千二百九十九増学級されておるにもかかわらず、人員は三十九年度よりも減つております。増加児童数の教員の配当率を見ますと、昭和二十九年は、小学校が一・二二、中学校が一・四七でありましたものが、ことは一と一でありまして、一人の教員に對する受持の学級児童数といふものが、小学校六十六、中学校が八十三、計算にならないところの数字で、赤字財政をごまかしたバランスを作つておるのであります。こういうことでありましては、一体これからの教育財政といふものは確保できるのか、確保できなくなるのか、こういう問題があらまします。現在は、教育委員会に財政権といふものがありまして、もしも不当であれば、自分で予算を作つて送付をいたしまして、たとえば福岡県のように、これは県会で争うこともできた。ところが、その財政権といふものは全然、今の教育委員会法によりまして、なくなつてしまつてしまつてありますから、それでなくとも、中央の政策といふものが、財政政策といふものが、地方の特性に義務教育職員なんかの給与に押し加ふさつておられますときに、それを今度、がっちり受けとめるだけの組織といふものが、教育委員会法によつてなくなつてしまつたならば、これは全然教育費の、特に給与費の確保といふものは望みがなくなるわけでございます。こういうものを一体なぜ認めるか。私は委員会におきましては文部大臣に質問をいたしました。文部大臣は、そういうふうになるというのを略々に認めて、これは一般の行政と教育行政が一つになるためには、教育委員会の性格そのものが後退するのやむを得ないと、これが文部大臣の表現でございまして、一体今度の教育委員会法の改正法といふものは、教育を前に進めるために作つたのか、後退させるために作つたのか。一般行政の中に入れておることは、結局これは時の政府、時

ましては、一体これからの教育財政といふものは確保できるのか、確保できなくなるのか、こういう問題があらまします。現在は、教育委員会に財政権といふものがありまして、もしも不当であれば、自分で予算を作つて送付をいたしまして、たとえば福岡県のように、これは県会で争うこともできた。ところが、その財政権といふものは全然、今の教育委員会法によりまして、なくなつてしまつてしまつてありますから、それでなくとも、中央の政策といふものが、財政政策といふものが、地方の特性に義務教育職員なんかの給与に押し加ふさつておられますときに、それを今度、がっちり受けとめるだけの組織といふものが、教育委員会法によつてなくなつてしまつたならば、これは全然教育費の、特に給与費の確保といふものは望みがなくなるわけでございます。こういうものを一体なぜ認めるか。私は委員会におきましては文部大臣に質問をいたしました。文部大臣は、そういうふうになるというのを略々に認めて、これは一般の行政と教育行政が一つになるためには、教育委員会の性格そのものが後退するのやむを得ないと、これが文部大臣の表現でございまして、一体今度の教育委員会法の改正法といふものは、教育を前に進めるために作つたのか、後退させるために作つたのか。一般行政の中に入れておることは、結局これは時の政府、時

の与党、こういう政治支配のもとにそっくり入つてしまつていふ形になるのであります。(拍手)これが一体教育委員会法の改正として、教育を進める改正と言ひ得るか、こういう点を、私はあらためて文部大臣に伺いたひのであります。

さらに、これは総理大臣に伺いたひのであります。こういうふうな財政を地方に押しつけてきています。そのもととはどこであるかといふことを、これを総理大臣に反省してもらいたひ。金がないのか、そうではないのであります。その前で、どんなに窮乏していかといふ一つの例を総理大臣にお聞かせいたしたひ。今、たとえば三月に一回、六月に一回と、学校の先生方の月給が上がる時期がきまつております。ところが、昨年の四月に上るべきもので上らなかつたものは二十府県であります。それが七月になりますと、ふえまして三十四であります。ほとんどの大多数といふものが財源がなくて、時期が来ても、学校の先生方の俸給を上げられない、待遇も与えられないところに、優秀な人材が集まりまして、われわれ将来の子供を熱心に教育してくれらるというところは、望む方が無理なのでございますが、そういう傾向になりつたものであります。あなたの方の財政といふのは、一体困つていふかといひますと、私は必ずしもそれは思われなひ。たとえば一般会計は、二十八年度を

一〇〇%といたしますと、三十一年でも一〇一%、一%しかふえておりません。ところが防衛費は一五七%なのです。防衛関係は五七%もふやす幅を持ってあります。一般の会計というものは一%しかふえない。こういうウエートの置き方というのを押し進めて参りましたときに、教育財政というものはどうなるか。たとえば本年度の使用内訳のパーセントを見ますと、防衛費が二二%、それから文教関係が一三%、地方財政が一七%でございます。この一七%というのは、二二%に非常に近い数でございますから、指数でありますから競合をいたします。競合をいたしますと、だんだん片方の一%に対して五七%の、一対五十七という性格が、この文教費なり地方財政なりの方にぐんぐん食い込んで参りますから、この政策の根本というものを變えて行かなければ、教育財政というものは立つて行かないのであります。あな

たは、一体教育財政という立場だけから見ても、今度の教育委員会法で教育財政を豊かにして、優秀な教育の条件を作ろうというお考えをお持ちになったのか、ならなかったのか、わからないのであります。どっちなんです。その点を明快にしたいです。(拍手)
それからさらにひどいのは、いわゆる地方財政再建整備法と呼ばれておるところの法律ができてから、がんにがらに地方をからめている。こ

れは先般の自治法の改正のときにおきましても、もう赤字団体、いわゆる再建団体の公務員の俸給は当分上げることではできないというのを自治庁当局も明言してある。上げることは上げます、それには人間を減らしなさい。税金をたくさん取りなさい。これでは税金を取らない限り、あるいは人間を減らさない限り俸給を上げられない。こういう劣悪な条件というものを、一体総理は御存じかどうか、こういう点を伺いたいでございます。

教育財政権というものは、うんと豊かに与えておきませんでは、教育はなかなかできないのであります。その教育財政権を取るような……、今でも、教育財政権があつても、教育費に非常に支障を来しますのに、これを取り去るような法律の改正というものを考へになるのは何のためだ。教育にプラスかマイナスか、マイナスだということ、もう一回こどもを繰り返さざるを得ないのであります。

第三の質問は、臨教審の審議のときに、総理がおいでになりました。現在の憲法について、委員の質問にこゝろ答へられました。現行の憲法は生きてい

順奉されるわけでございますから、長い間の総理は民主主義の選手でもございまして、議會政治というものは当然御尊重される立場をおとりになると思ひます。そこで、民主主義者である総理は、議會政治家として長い間その一生を費やして参りました総理は、きょうのこの状態を好ましい状態とお考えになられるかどうか。

○副議長(寺尾豊君) 加瀬君、時間が過ぎました。

○加瀬君(続) それから民主主義というものを推し進めて参りましたために、どうしても、院なら院のルール、国会なら国会のルール、あるいは国なる国の法律、こういうルールというものが確実に守られるということが非常に大切なことだと思ひますが、総理は、たとえば院のルール、国会法などというものに対しては、どういふふうにお考えになっておられますか、この点を一つ伺いたいと思ひるのであります。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(鳩山一郎君) ただいまの御質問に対してお答えをいたします。

この法案は、わが国の教育の真の民主化に役立つものと私は思ひております。すなわち次の時代の民主政治に役立つ人物を作りたいというのを目的としておるものと思ひております。なお、従来の教育委員会制度のうち、わ

が国の実情に沿わない点を是正すること、やはり一つの目的としておることとは当然でございます。この法律案によつて、教育が一方一派の不当な意思に服するようになるような御質問がありましたが、そういうようなことはございせん。むしろその逆であると思ひております。

教育費の増額についての御意見がございましたが、もちろん教育費の増額ということは望ましいことであります。これを豊富にすることについて努力はいたしたいと思ひますが、国費について、すべての部分にわたつてパランスをとつて行かなくてはなりませんから、思ひ通りに教育費の増額がでない状態にあるのであります。

なお、いろいろの点についてルールを尊重する意思があるかということをおしやいましたが、もとよりルールは尊重するという、つまりフェア・プレーで行きたいと思ひております。(拍手)

〔國務大臣清瀬一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(清瀬一郎君) 加瀬さんか

ら私に数点の御質問を受けましたが、初めの方の、上司の命を受けたら何かする規定があるとおしやつたのは、この指導主事のことだろうと思ひます。なるほどその指導主事について、は、上司の命を受けて、学校における教育課程、学習指導をするという規則

は設けてありますが、これは指導主事というものは、教育委員会の職務権限に属することをやる事務局の職員でございまして、上司、すなわち委員会の命に服することは当然でございます。現在でも地方公務員として命に服してゐると思ひます。

それから教育長の承認でございます。地方の教育長を府県委員会、府県教育長を文部省で承認するのであります。これは決して統制強化というふうなことではなく、日本国全体の教育について一つ連絡をとるといふこと……(それが統制じゃないか)と呼ぶ者あり) そうじゃございせん。一定のまた水準を設けるということも、日本のような一民族一国家の国において必要なのであります。これをばらばらにして置くよりは、この方がいいだろう。

それから最後に、委員会の権限が後退したとおしやるのは、おそらくは、かの二本建制度を廃止したことを主としておしやるのだらうと思ひます。国によつて二本建制度をとつているところも多々あることは、加瀬さんも御承知の通りであります。わが国の地方公共団体を一体の、一つの団体としてそこで見る場合に、教育委員会だけが別途の予算を出すということは、理屈においても、はなはだおもしろくなく、過去数年の経験で非常におもしろくない結果が生じたのであります。

しかしながら、今回は、公共団体の予算を作る時分に、あらかじめ委員会の意見を聞かなければならぬことになっているのです。こういうふうに、内部的に聞いて一体の予算をする方が非常にいいだろう。これは今回の委員会法で、むしろ手柄と思つているところでございます。(拍手)

〔国務大臣太田正孝君登壇、拍手〕
○国務大臣(太田正孝君) お答え申し上げます。教育と地方財政との関係についての御質問でございました。

第一点につきましては、ただいま文部大臣からお話になりました通り、原案送付権は廃止されましたが、一般行財政との調和総合性をはかるためでございます。しかも地方財政における教育費は非常に重要なものでございますので、教育委員会の意見を聞いて予算を定めることになっております。

第二点といたしまして、国の財政と教育費の関係は、総理大臣より申されたい通りでございます。

給与につきましては、実態調査を基礎として、国家公務員並みに取り扱うことに定めております。地方財政の赤字を教育費で埋める考えも計画もございません。国の財政のしわ寄せを教育費に及ぼすことはございません。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 相馬助治君に、五分間発言を許します。

〔相馬助治君登壇、拍手〕

○相馬助治君 ただいま議事進行に関する発言の許可を得ましたので、この際、議事進行に関する発言をいたします。

先ほど同様天田勝正君より、成規の手続を経て、議員諸君が疲勞こんぱい、はなはだしきゆえをもって、暫時休憩せよとの動議が提出され、不幸にしてこの動議は成立をみておりませんが、その後かなりの時間が経過いたしましたし、ちやうど時間も食事と相なつておりますし、また皆様方の面に表われた表情からいたしまして、天田君の言ひ疲勞こんぱいの情、はなはだしき姿がいよいよ濃くなつていっていると思います。

なおかつ、先ほど湯山君その他より指摘いたされましたように、本来自由なるべき質疑あるいは討論が、御承知のように、廊下においては多くの警官がたむろし、この警官の包囲のもとに行われていることは、まことにゆゆしい問題でございます。これを措置するためにも、議長は若干の手続の時間を必要とするものだろうと私は思量いたします。

従いまして、以上二つの理由により、議長職権をもって開かれたる本会議でございしますがゆえに、その議長職権をいたすに悪用することのみに限定して使うことなく、この際、これを善用いたしまして、勇敢に議長職権をもって暫時休憩せられますように、この際、発言をいたしておきます。

(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 川村松助君外五名から、成規の賛成者を得て、質疑終局の動議が提出されております。

これより本動議の採決をいたします。本動議の表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。(無視するんですか「議長答へろ」と呼ぶ者あり)

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長(寺尾豊君) 相馬君の発言は議事進行のようでございます。従つて、これを動議といったような扱い方には参らぬではないか、御注意としてお聞きをいたしておきたいと、さように御承諾願います。(承諾するかしないか、あなた自身の返事を聞かしてくれ」と呼ぶ者あり)

お早く御投票をお願いします。(まだ二十八時間あるわ」と呼ぶ者あり)すみやかに御投票をお願いします。(国会運営のルールを乱しておいて、あなた責任をとりなさい」と呼ぶ者あり)すみやかに御投票をお願いします。

ただいま行われております投票につきましては(「反対々々」「早い早い」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)五分間に制限をいたします。(たまには十分か二十分にしたらいい」と呼ぶ者あり)お早く御投票をお願いします。(警察を退去せろ」と呼ぶ者あり)お早く御投票をお願いします。……すみやかに御投票をお願いします。(なぜ警察を解かないのだ」と呼ぶ者あり)

投票漏れはございませんか。……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔休憩に反対して、退席するとは何事だ」と呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百四十四票
白色票 百四十四票
青色票 四十票
よつて質疑は終局することに決しました。

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百四名

上林 忠次君	河井 彌八君
赤木 正雄君	森田 義衛君
村上 義一君	溝口 三郎君
三浦 辰雄君	廣瀬 久忠君
早川 愼一君	野田 俊作君
中山 福蔵君	豊田 雅孝君
土田國太郎君	田村 文吉君
高橋 道男君	高木 正夫君
杉山 昌作君	島村 軍次君
河野 謙三君	小林 武治君
後藤 文夫君	武藤 常介君
大谷 登彌君	白波瀬米吉君
伊能 芳雄君	小澤久太郎君
青柳 秀夫君	佐藤清一郎君
有馬 英二君	滝井治三郎君
関根 久蔵君	吉田 萬次君
白川 一雄君	菊田 七平君
田中 啓一君	上原 正吉君
大矢半次郎君	藤野 繁雄君

木島 虎蔵君	一松 政二君
植竹 春彦君	三浦 義男君
左藤 義隆君	館 哲二君
石原幹市郎君	中川 以良君
中山 壽彦君	池田宇右衛門君
鶴見 祐輔君	青木 一男君
野村吉三郎君	苔米地義三君
斎藤 昇君	佐野 廣君
小幡 治和君	宮澤 喜一君
大谷 賛雄君	石井 桂君
雨森 常夫君	西川弥平治君
白井 勇君	横山 フク君
高橋 衛君	深川タマエ君
長島 銀藏君	最上 英子君
寺本 廣作君	青山 正一君
紅露 みつ君	石川 榮一君
石村 幸作君	劍木 亨弘君
加藤 武徳君	高野 一夫君
横川 信夫君	松岡 平市君
鈴木 強平君	野本 品吉君
平井 太郎君	川村 松助君
堀 末治君	西郷吉之助君
堀木 鎌三君	郡 祐一君
遠藤 柳作君	吉野 信次君
笹森 順造君	黒川 武雄君
小林 英三君	一松 定吉君
木村篤太郎君	石坂 豊一君
三木與吉郎君	新谷寅三郎君
井村 徳二君	重政 庸徳君

安井 謙君 川口爲之助君
木内 四郎君 古池 信三君
岩沢 忠恭君 小野 義夫君
井上 知治君 草葉 隆圓君

反対者(青色票)氏名

四十名

久保 等君 加藤シヅエ君
岡 三郎君 海野 三朗君
河合 義一君 田中 一君
永井純一郎君 上條 愛一君
東 隆君 荒木正三郎君
三橋入次郎君 平林 剛君
内村 清次君 赤松 常子君
山下 義信君 木下 源吾君
相馬 助治君 市川 房枝君
須藤 五郎君 木村福八郎君
鈴木 一君 千田 正君
矢嶋 三義君 片岡 文重君
小林 亦治君 小松 正雄君
吉田 法晴君 大和 亨一君
加瀬 完君 田畑 金光君
永岡 光治君 阿具根 登君
松浦 清一君 棚橋 小虎君
曾根 益君 松澤 兼人君
中田 吉雄君 森下 政一君
小酒井義男君 戸叶 武君

進行の御発言を皆さんがお聞きになつて、おのおの皆さんで、それに対してお考えをお持ちになる方がよろうかと存じます。(何を言っているか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

日本全国に大きな世論を巻き起したこの重要な法律案が、わずか十分間程度の討論しか許されないというこを非常に私は遺憾に思っています。(拍手)願わくは、議長におかれましては、討論の時間について、しかるべくお取り計らいをお願いいたします、まづもってお願い申し上げておく次第でございます。

本案に対し討論の通告がございませう。順次発言を許します。(どうきめるのだ)休憩すると言つておつたじゃないか)と呼ぶ者あり)

それは、相馬君の御発言に對しましてお諮りをいたしました。一賛成)と呼ぶ者あり)相馬君の御主張のうちに、休憩することに御賛成の方の挙手を……。(採決々々)と呼ぶ者あり)

私は、討論の本論に入る前に、今、私が置かれておりますところの環境について一言所見を述べたいと思ひます。そのことは、その原因、経過はともかくとしたしまして、日本の現代並びに、将来の子供に非常に影響のあるこの教育関係法律案、しかも国家百年の大計の基となるところの教育に関するところの法律案が、議長初め同僚諸君の疲労、混乱の中に審議されることにつきまして、その原因、経過は他日お互いに究明し、反省すべき点は反省し、全国民の期待に沿うところのわが愛する参議院の建設をはからなければなりません、ともかくこういふ事態において、法案を審議しなければならぬといふことについて、私は本院の構成員の一人として、この壇上を通じて深甚なる遺憾の意を国民に表すものでございます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 少数のようでございます。(無効だ、無効だ)採決しろ)と呼ぶ者あり)

相馬君のお言葉がはつきり私に納得ができませんが、私において、これを特に正式にお取り計らいするものではないように聞いております。

○副議長(寺尾豊君) それでは、すべて白紙に返しまして、相馬君からの御意見をお諮りいたします。(諮れ、早く諮りなさい)と呼ぶ者あり)

相馬君の御趣旨はよくわかりました。議長において適当に取り計らうようにいたしたいと思ひます。(適当とは何だ、適当とは)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○副議長(寺尾豊君) それでは、すべて白紙に返しまして、相馬君からの御意見をお諮りいたします。(諮れ、早く諮りなさい)と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) それでは、すべて白紙に返しまして、相馬君からの御意見をお諮りいたします。(諮れ、早く諮りなさい)と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) それでは、すべて白紙に返しまして、相馬君からの御意見をお諮りいたします。(諮れ、早く諮りなさい)と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) それでは、すべて白紙に返しまして、相馬君からの御意見をお諮りいたします。(諮れ、早く諮りなさい)と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) それでは、すべて白紙に返しまして、相馬君からの御意見をお諮りいたします。(諮れ、早く諮りなさい)と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) それでは、すべて白紙に返しまして、相馬君からの御意見をお諮りいたします。(諮れ、早く諮りなさい)と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) それでは、すべて白紙に返しまして、相馬君からの御意見をお諮りいたします。(諮れ、早く諮りなさい)と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) それでは、すべて白紙に返しまして、相馬君からの御意見をお諮りいたします。(諮れ、早く諮りなさい)と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) それでは、すべて白紙に返しまして、相馬君からの御意見をお諮りいたします。(諮れ、早く諮りなさい)と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) それでは、すべて白紙に返しまして、相馬君からの御意見をお諮りいたします。(諮れ、早く諮りなさい)と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) それでは、すべて白紙に返しまして、相馬君からの御意見をお諮りいたします。(諮れ、早く諮りなさい)と呼ぶ者あり)

まず私は、総理もお見えになっておりますから、訴えたいのでございませうが、松野議長は、私と同じ郷土、熊本出身でございます。その人となりは私はよく知っておりますが、しかし本日、副議長不信任案が上程され、その仮議長の選挙が行われておるときに、突如として本議場に現われ、一事不再議の原則に基いて云々という理由をもって、直ちにこれを却下された点とか、あるいはわが党の議運理事を通じて正式に事務総長を通じて、松野議長の手元に議長不信任案が渡されておったにもかかわらず、これを一方的に無視破棄されて、そうして他の案件を取り扱われた、かような議事運営については絶対に納得することができません。

さらに、私はわが党を代表いたしまして、最近の清瀬文教政策について、さらには清瀬文部大臣の国会におけるところの答弁の内容並びにその態度について、問責に値するものがあるのゆえをもって、わが党の決議の決定に基いて、問責決議案を本会議に上程すべく成規の手続をとりました。しかるに議院運営委員会においては、与党の諸君が多数を占めているわけでございますが、この問責決議案を教育二

法案上程の前に上程することを拒否されました。諸君、まじめにお考えいただきたい。われわれ第二院は、内閣の不信任案、あるいは一閣務大臣の不信任案の上程はできないでございませう。しかしながら、われわれは國務大臣の問責決議をするところの権利は持っております。私は、たとえて言えば、運輸大臣の問責をやるうとしたのではないのです。この法律案提案の当面の責任者であるところの、その清瀬文部大臣の問責決議案を提案すべく要求した以上は、諸君、この法案の審議の前に、当然その問責決議案は、本会議場において上程さるべきものと私は確信いたしました次第でございませう。(拍手) 諸君、私は今、私の置かれておるところの環境というものを申し上げました

が、総理にお伺いいたしたい。あなたは人の親でございませう。同僚諸君も人の父であり、母であり、さらに祖父母でございませう。私自身四人の子供の父でございませう。お互いのかわい子供、孫の教育のためにお互いが真剣でございませう。この教育の問題が、ともかくも参議院において初めて警察官が本議場にまで導入されるに至った事柄と、そうしてある時期に若干の混乱があったことは私も認めますが、しかし、ある段階からきわめて平穏となつて、議事は進められております。しかるに諸君、この本会議場を取り巻くところのこの警官の数はいかがでございませうか。警察官は絶対に必要でございませう。かような状況下において本法案が審議されるということについて、鳩山総裁としは十分に反省していただきたいと要求をいたすものでございませう。(拍手) 願わくば、すみやかに国会から警察官を撤去していただきたことを要求いたしておきます。

次に、私は論を進めますが、先刻、加賀山委員長の解任決議案が出ました。私は、加賀山委員長とともどもに本法案を審議して参りましたが、相当発言も許されて、この点は感謝をいたしておりますが、しかし加賀山委員長、一言お聞き願いたい。この二つの法案の審議というものは、逐条審議をすることによって、初めてこの法案の内容、性格が明確となり、この法案成立後の運用の全きを期することができると思ふのでございませう。委員長御承知のように、本法案は、六十一カ条と付則二十五条から成っております。整理法案は、二十条と付則九項からなっております。御承知のように、衆議院においては、失礼ながら、他院の

ことをとやかく申したくありませんが、失礼ながら、わずか七条まで逐条審議をしただけで、一般に政治論が多く、実質的審議はされていませんでし。従つて、わが参議院は、実質審議を十分しなければならぬのに、わずか九条までしか審議は行われなかったわけでありまして、この点は、委員長としても責任を感じておられるだらうと思ひます。私は加賀山委員長とは、かつて議運の理事もともにやりまして、その当時の加賀山議運理事と、文教委員長になられた加賀山委員長とは、相当の変化を発見せざるを得なかつたことを非常に遺憾に存じております。たとへば、私も理事会に出ました

が、その際にあなたは、社会党の湯山理事と自民党の吉田理事、あるいは有馬理事に議論をさして、そうしてあなたが中に入って仲裁されるならばいいのでありますが、湯山理事と加賀山委員長が盛んに議論されて、そうして与党の理事が沈黙しているという場面が非常に多かったことは、私は非常におかしいと思つております。

さらに、公聴会開会日決定の際のごとく、たとへば与党の諸君がその開会日を社会党に対して譲られても、委員長として、絶対にかようなことは容認できないというような発言をされましたが、かようなことについては、本日、解任決議案が否決されましたので、私はあす任期満了でこの参議院を去りますが、加賀山委員長は、わが国の文教に關連のある本院の文教委員長として、今後在職されるわけでございますから、私は特にその点、御反省をお願い申し上げておきます。私は、六カ年間、文教委員として諸君とおつき合ひしていただきましたが、緑風会は確かに文教問題については良識を持っておられました。かつては堀越委員長あるいは梅原委員長、飯島委員長等は、われわれ社会党、民主党、自由党、これらの文教に關するところの意見を適当に調整されて、参議院の良識をもって、参議院文教委員会、すいぶん第二院の委員会として成果をあげてきたことを想起する次第でございませう。本日、かくのごとき混乱のもとに、この重要な教育関係二法案が審議されなければならないというこの事態は、すべてあなたの方の責任と私は申し上げませんけれども、現在の緑風会のあり方と、それから加賀山委員長の態度が相当影響したことを、ここに私は申し上げておかなければならぬと思ふのでございませう。

いよいよこれから本論に入ります。が、それは、審議不十分のまま中間報告という形をもって、これほど重要な法律案が衆参を通じて成立しなければならぬという、このことではないかと。まず私が申し上げたい点は、先刻荒木議員からお話があつておりましたが、この国会に、この法案の反対請願は、私の計算では、七百三十万人の署名のもとに出されておるのでございます。ところが、文教委員会が審議して見ますと、この法案を通してほしいという請願は、自民党の諸君御承知の通り、一件もなかったのでございます。署名者一人もなかったのでございます。この数字から見まして、いかにこの法案に国民がいかなる関心を持っておったかということがわかると思ふのでございますが、その重要な法律案が、衆参を通じて十分の逐条審議がなされることなく、中間報告という形をもって成立するということとは、日本の教育のためにまことに嘆かわしく、悲劇と言わざるを得ないと思ふ次第でございます。さらに、中間報告の形態をとつたために、先刻来、他の発言者からも出ましたところの林公述人に対する文部省官僚の関与、それから清瀬文部大臣が衆参の文教委員

会を通じて虚偽の答弁をしたというところ、そして行政府の長が立法院におけるところの公述人の公述内容を変えさせるといふところの意思をもつて行動し、それに成功して、しかもその人に、ありがたうと言つた。このことは、行政府と立法院のあり方という点から、絶対に私は看過することはできないことだと思ふのでございます。諸君、政府の提出した法律案に賛成の公述をした人に、やあ御苦労でしたということはあり得ません。しかし、松澤公述人は徹底した百パーセントの反対の公述をなさつたのでございます。その人のところにわざわざ行つて、ありがたうと言つたというところは、先刻来話が出ておりましたから、詳細に申し上げませんけれども、文部大臣のあの不謹慎な言葉を、公聴会で言つても、いたくないというので、公聴会の開かれる前に、松澤公述人のそばに行つて、言つてくれるなど頼んだのであります。その言葉に松澤公述人は動かさず、その発言をすることができなかつたのであります。それに対してお礼を言つて、しかも清瀬文部大臣は、その後の参議院文教委員会に参りまして、どうだ、衆議院のあの速記録を見てごらん、松澤公述人は何もしや

べつていないじゃないかと、かような逆襲的答弁をされたのでございます。その後、松澤公述人が意を決して、参議院文教委員会の参考人として出席されまして、そういう事実があつたことを明白にされたのでございませう。この問題が立法院と行政府の關係において処理解決されることなく、この法律案を私も議了しなければならぬことを、まことに遺憾に存するものでございます。私は、これから討論を本法案の中核に進めたいと思ふますが、第一点として申し上げたい点は、法律案の提案経過でございます。諸君、御承知のように、平和条約が成立して、日本が独立後、日本の教育制度を根本的に検討するといふ立場から、中央教育審議会が設けられ、現在、元文部大臣天野先生が会長でございますが、この中央教育審議会に諮ることなく、独善的にこの法案が提案されたということ、第一に指摘しなければなりません。何がゆゑに中央教育審議会に諮らなかつたかと申しまするといふと、今の中央教育審議会の構成委員は、現在の教育委員会制度を根本的に改悪することに反対でございます。たとえば、

委員の公選制をやめるといふことについては、去る昭和二十八年に、適当でないという答弁をしているのでございます。そこで、政府は中央教育審議会に諮問するといふと、政府の期待するやうな答申がなされないといふ立場から、中央教育審議会に諮ることなく、一方的にこの法案を提出して参つたといふことでございます。第二点として指摘しなければならぬことは、現行教育委員会制度が、教育の自主性と民主化と地方分権を標榜して出発した次第でございます。ところが、教育の民主化が逆転するといふことでございます。この点については、ずいぶん、文教委員会、あるいは本日この壇上から鳩山総理並びに清瀬文部大臣が答弁されておりますが、何と答弁されようと、諸君、公選制をやめて、そして地方公共団体の首長の任命制にしたならば、現在日本の民主化の程度と、民主主義の理念と、その実践の程度におきましては、必ずや教育の民主化というものは阻害されて参ります。(拍手)現在の教育委員会制度が完璧だとは申しません。しかし諸君、都道府県教育委員会は昭和二十三年に発足し、市町村教育委員会は昭和二十七年に発足したばかりでありま

す。それ以来、全国の教育委員諸君は懸命に日本の教育の進展に努力されて参りました。この功績は大いに認めなければなりません。教育のことは国家百年の基をなすものでございます。決して朝令暮改であつてはならないのであります。戦後の教育は、子供のお父さんお母さんに直接結びついて、非常に親しみを帯びて参つたのであります。うちの村の学校、町の学校と、教育がほんとうに、父兄、子供と密接に結びついて、いわゆる国民の、国民による、国民のための民主教育というものがつちかわれて参つたわけでございますが、このたびの法案によりまして、この点、諸君、たとえば甲なる町の教育委員はその町の住民でなくてもよろしいのです。鹿児島教育委員を、北海道から、あるいは東北から持つて来てもよろしい形に相なつてゐるわけでございます。かように公選制が任命制に改められたということは、教育の自主性と、その民主化とが逆転する点において、断固として反対せざるを得ないのでございます。(拍手)第三点として申し上げたい点は、この法律案が出て参りました背景でございます。この点について、いろいろと

所説をなす人がございますが、現在のわが国の政治経済というものが、憲法改悪、再軍備の大きな方向を指向していることは、絶対に間違いないがございせん。(拍手) こういう立場から、この法案が、教育の国家統制、中央集権、官僚支配の野望を底意にはつきりと持っておるという点において、教育の民主化、教育の地方分権を阻害する点において、これまた断固反対せざるを得ないのでございます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 時間が参りました。

○矢嶋三義君(統) 具体的に申し上げますならば、教育長の都道府県任命に文部大臣の承認を要するとか、あるいは文部大臣の措置要求権、あるいは文部大臣が、都道府県教育委員会、市町村教育委員会を指揮監督できるとか、さらに先ほどお話が出ましたように、指導主事が今までは教師の相談役であったのに、今度上司の命を受けて指揮監督ができるようになったという点等が、教育の中央集権をもたらし、ひいては思想、言論の自由をおびやかすおそれがあるのでございます。

がおりますが、この人は自民党に所属される方です。みずから自民党の小使だと清瀬さんは言われております。その文部大臣の承認を要するところの都道府県教育長のやることに気がくわない場合には、文部大臣は措置要求ができます。指揮監督もできます。そしてこの教育長を監督するところの教育委員は任命制でございます。しかもこの都道府県教育委員会は、従来と違って、市町村教育委員会を指揮監督することができま。しかも文部大臣は、都道府県教育委員会を飛び越えて、市町村教育委員会を直接指揮監督することができるとござい。さらに、文部省は学習指導要領、教科課程を制定するのであります。さらに、教科書法案は審議未了になるようござい。この法案において、教科書の検定権を強化して参ります。これらの要素がそろえば、もし矢嶋を文部大臣にしたならば、私は絶対やしません。が、やろうと決意するならば、日本全国の学校教育、社会教育を自分の思う通りに動かすことができると思ふのであります。かかるがゆえにこそ、全国の子供のお父さんお母さん、教育者、さらに青年、婦人、学

生、さらに東大矢内原総長を筆頭とするところの全国の総長、学長、有識者が、断固として立ち上っている次第でございます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 時間が参りました。(まともがつくまでやれ)と呼ぶ者あり

○矢嶋三義君(統) 大へん議長から催促されておりますから急ぎます。

次に、先刻申し上げた点と若干関係がござい。この法案の三十三条によつて、教材を届け出なければならぬという点でございます。この点については、先刻秋山議員からも指摘されておりましたけれども、この法案に賛成されどなたも、この点については反対をいたしております。私のところには、日本放送協会その他あらゆる機関から、かような教材届出制が厳重に行われた場合においては、日本の学校教育、特に社会教育というものは窒息してしまふ、かように意見が開陳されて参っている次第でございます。ある段階には、録風会におかれましても、ぜひともこれは修正しなければ、いわゆる民主教育というものは滅びてしまふ、かような見解を表明されておったわけでございますが、自民党

の諸君の強引なるこの法案の通過作戦のために、かような修正すらできなかったという事は、まことに遺憾千萬であります。

○副議長(寺尾豊君) 矢嶋君、時間が大へん経過いたしました。

○矢嶋三義君(統) 第五点として申し上げたい点は、この法案の立案過程において、さらに審議過程において、世論が無視されたという事を指摘しなければなりません。私は冒頭に申し上げましたように、中央教育審議会に諮ることなく、さらに東大矢内原総長以下、日本全国の総長、学長、有識者の本法案に対するところの警告を、文部省並びに与党はあざけり笑い、何らの反省がなく、これに耳を傾けることなく、ただこの法案を一日も早く通過さすことにのみ狂奔したことを、大いにここで力説し、それを追及しておかなければならないと思ひます。(拍手)

諸君、この数日間、確かに私並びにわが日本社会党は、自民党の多数の暴力と、その背後にあるところの警察権によつてじゅうりんせられました。本法

案の採決に負けることになりました。しかし、諸君、われわれは他日、いつの日か、必ずや日本の民主教育を守るために再起することをおたくお誓い申し上げ、諸君に覚悟を促しておきたいと思ひます。諸君……(議長、時間々々と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) 時間が経過いたしました。(よろしい、よろしい)と呼ぶ者あり

○矢嶋三義君(統) 小選挙区制法案並びに本法案は、自民党の永久政権企図のもとに提案されたものであり、再軍備政策を強行するために、日本の教育を政略の具に供せんとするその角度から、この教育法案が出てきてはならないのでございまして……。

○副議長(寺尾豊君) 矢嶋君、非常に時間が経過いたしました。

○矢嶋三義君(統) 日本の民主教育を守り、日本の独立と平和を守り、日本の輝かしい建設をはかるために、私は日本社会党を代表して、断固この法律案に反対を表明する次第でございます。

これをもつて討論を終わります。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 吉田萬次君。

〔吉田萬次君登壇、拍手〕

○吉田萬次君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました

諸君、私の所論が暴論だと自民党の諸君は考えられておられるかもしれませんが、ちょっとお考え下さい。文部大臣

がおりますが、この人は自民党に所属される方です。みずから自民党の小使だと清瀬さんは言われております。その文部大臣の承認を要するところの都道府県教育長のやることに気がくわない場合には、文部大臣は措置要求ができます。指揮監督もできます。そしてこの教育長を監督するところの教育委員は任命制でございます。しかもこの都道府県教育委員会は、従来と違って、市町村教育委員会を指揮監督することができま。しかも文部大臣は、都道府県教育委員会を飛び越えて、市町村教育委員会を直接指揮監督することができるとござい。さらに、文部省は学習指導要領、教科課程を制定するのであります。さらに、教科書法案は審議未了になるようござい。この法案において、教科書の検定権を強化して参ります。これらの要素がそろえば、もし矢嶋を文部大臣にしたならば、私は絶対やしません。が、やろうと決意するならば、日本全国の学校教育、社会教育を自分の思う通りに動かすことができると思ふのであります。かかるがゆえにこそ、全国の子供のお父さんお母さん、教育者、さらに青年、婦人、学

生、さらに東大矢内原総長を筆頭とするところの全国の総長、学長、有識者が、断固として立ち上っている次第でございます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 時間が参りました。(まともがつくまでやれ)と呼ぶ者あり

○矢嶋三義君(統) 大へん議長から催促されておりますから急ぎます。

次に、先刻申し上げた点と若干関係がござい。この法案の三十三条によつて、教材を届け出なければならぬという点でございます。この点については、先刻秋山議員からも指摘されておりましたけれども、この法案に賛成されどなたも、この点については反対をいたしております。私のところには、日本放送協会その他あらゆる機関から、かような教材届出制が厳重に行われた場合においては、日本の学校教育、特に社会教育というものは窒息してしまふ、かように意見が開陳されて参っている次第でございます。ある段階には、録風会におかれましても、ぜひともこれは修正しなければ、いわゆる民主教育というものは滅びてしまふ、かような見解を表明されておったわけでございますが、自民党

の諸君の強引なるこの法案の通過作戦のために、かような修正すらできなかったという事は、まことに遺憾千萬であります。

○副議長(寺尾豊君) 矢嶋君、時間が大へん経過いたしました。

○矢嶋三義君(統) 第五点として申し上げたい点は、この法案の立案過程において、さらに審議過程において、世論が無視されたという事を指摘しなければなりません。私は冒頭に申し上げましたように、中央教育審議会に諮ることなく、さらに東大矢内原総長以下、日本全国の総長、学長、有識者の本法案に対するところの警告を、文部省並びに与党はあざけり笑い、何らの反省がなく、これに耳を傾けることなく、ただこの法案を一日も早く通過さすことにのみ狂奔したことを、大いにここで力説し、それを追及しておかなければならないと思ひます。(拍手)

諸君、この数日間、確かに私並びにわが日本社会党は、自民党の多数の暴力と、その背後にあるところの警察権によつてじゅうりんせられました。本法

案の採決に負けることになりました。しかし、諸君、われわれは他日、いつの日か、必ずや日本の民主教育を守るために再起することをおたくお誓い申し上げ、諸君に覚悟を促しておきたいと思ひます。諸君……(議長、時間々々と呼ぶ者あり)

○副議長(寺尾豊君) 時間が経過いたしました。(よろしい、よろしい)と呼ぶ者あり

○矢嶋三義君(統) 小選挙区制法案並びに本法案は、自民党の永久政権企図のもとに提案されたものであり、再軍備政策を強行するために、日本の教育を政略の具に供せんとするその角度から、この教育法案が出てきてはならないのでございまして……。

○副議長(寺尾豊君) 矢嶋君、非常に時間が経過いたしました。

○矢嶋三義君(統) 日本の民主教育を守り、日本の独立と平和を守り、日本の輝かしい建設をはかるために、私は日本社会党を代表して、断固この法律案に反対を表明する次第でございます。

これをもつて討論を終わります。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 吉田萬次君。

〔吉田萬次君登壇、拍手〕

○吉田萬次君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案に対して、賛成の意を表せんとするものであります。

この法律案の主眼とするところは、一つは、地方公共団体における教育行政と一般行政との調和を進めるとともに、教育の政治的中立と教育行政の安定を確保することであり、これがため、教育委員の公選制を廃止して任命制とし、また予算案、条例案の原案送付権を廃止することとしたしております。

法案の要旨の第二は、国、都道府県、市町村、一体としての教育行政制度を樹立しようとするところにあるのであります。これがため、小中学校の教育職員の人事権を都道府県の教育委員会に移すこととし、また、教育長の任命について、文部大臣あるいは都道府県教育委員会の承認を要することとし、さらに教育委員や地方公共団体の長の行い教育行政に法令違反等の事由がある場合、文部大臣がこれに対して是正の措置を要求し得ること等の改善策を講じております。これらの措置に対しては、これは教育におけるところの民主

主義の放棄であるとか、あるいは教育に対する政治権力の支配を不当にしているものであるとか、あるいは教育の政治的中立がそこなわれるとか、いろいろな反対論がございます。しかしながら、これらの措置は、占領下、早急に設けられた教育委員会制度が、わが国の実情に合致しない面を是正し、民主主義の原則をあくまでも厳守しつつ、教育行政の円滑な運営、ひいては教育の振興をはかるものとして必要であり、反対論は、事態を誇張したものであるか、あるいは牽強附会の説にすぎないと思っております。

両法律案は、わが国教育行政の現状より見まして、きわめて時宜に適した措置であるとして賛成の意を表するものであります。

さらにここに私は、先ほど矢嶋氏が、民主自由党の方面には、陳情、請願が一つもないというようなことを言われました。また社会党の方には、陳情、請願というものが七百二十万から出ているというようなことを言われましたけれども、今日の情勢におきまして、地方の市町村長あるいは地方の議会の議長という者、その他議員の諸君が一九九となって、この法案の成立を期待

しておるといふことは、よく皆さん御了承願えると思っております。今日各府県におきましては、市町村の、あるいは議会の議長、あるいはその他の諸君が、一県において四、五名ずつ東京に集まり、さらに集団的に一万五千の集合をして、一大センセーションを起すだけの力を持つておるといふことと、発揮しておるといふことは、本法の諸君が熱望しておるかというところを明らかに表わしておるといふことであると思っております。私はさような意味におきまして、本案に賛成するものであります。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 秋山長造君。

「秋山長造君登壇、拍手」

○秋山長造君 私は、先ほどの湯山君の質問に対する湯山総理の御答弁を聞いておりまして、つい十数年前の学生時代のことを思い出したのであります。ちょうど昭和十三、四年のこと、私がまだ学生であったのですが、そのころ湯山さんはヨーロッパを漫遊して帰られて、私の学校へやって来て、そして「欧米をめぐって」という講演をなさったのであります。そのときの湯山さんは、全くファッショかぶれの一

点張り、ヒトラ、ムソリーニを大いに口をきわめて賛美された。そして、今日議会政治の祖国として大いに推賞されておるイギリスのごときは、そのときの湯山さんの講演の中では、もはや老大国でとるに足らない、あんなものはもう、今後の世界はドイツとイタリア、ムソリーニとヒトラ以外にはないのだと、これは大いにやられた。そして特に、ムソリーニがドイツへ行けばドイツ語で演説をする、フランスへ行けばフランス語で演説する、まことに偉大なものだということ、を、大いに口をきわめて強調されたことを、私は今はっきり覚えておる。だから私の頭にある政治家湯山さんは、これはファッショの親玉だと思っておった。ところが、ところが終戦後、日本自由党を結成され、そして昭和二十一年三月六日、今日の日本国憲法草案要綱が幣原内閣の手によって発表されたときに、当時、日本自由党の総裁であつた湯山さんは、自由党総裁の談話を発表されて、そしてこの憲法改正草案要綱を全面的に支持する、全面的に支持するばかりではなしに、発表された憲法草案要綱というものは、これは、これこそわが日本自由党

が昨年来、というのは、昭和二十年のことです。昨年来、練りに練つてきて掲げておつたところの根本原則とそっくり一致する、まるで幣原内閣が発表したあの憲法改正の草案は、おれが作つておつたのを盗んで発表した言わんばかりの総裁の声明を発表された。これも私は今はっきり覚えておる。一字一句違わぬくらいに覚えております。そこで、これは湯山さんは、全くこれはもう敗戦とともに生れ変わって、ほんとうにもう心臓からの自由主義政治家、議会政治家、民主主義政治家になられたと思つて、はるかに敬意を表しておつた。ところが、だんだんと五年たち、十年たちしている間に、やっぱりまた昔の生地が出て参られたとみえまして、当時それほど口をきわめて賛美されたところの日本国憲法を、今日では、あの憲法改正の歌という、あの愛国行進曲もどきの歌を、まるで讃美歌か何かを歌うように、随喜の涙を流して歌つておられる。(拍手)これを見ておりました、私はやはり湯山さんはファッショじゃないかという気がするんです、はなはだ失礼ですけども。特にきのう、きょう、国会内外に数千名の警察力を動員して、そしてわれわれを無言の圧力をもって脅迫せ

られておるこの態度は、全くこれはファッショそのものです。(拍手)私は、この点は鳩山総理大臣が政治家として晩節を汚すものだと思う。どうか鳩山さん、すなわちこの事態を反省されて、直ちにこの警察力の重囲をどうぞ解いていただきたい。どうしてもそれを解かれないとするならば、私もその裏を考えざるを得ない。つまり国会の中は全く平穩無事で何もなにもかかわらず、あのように多数の警察力を動員して、何となく国会かいわいが、もののもしき雰囲気包まれることによって、地方から上京して出入りするところの陳情者その他が見て、なるほど、これは新聞に書いてある通り大へんだと、これは社会党はおそろしいという感じを持って帰らせることが、やがて訪れるであろう参議院選挙の一番いい手だと考えておられる。まことにこれは大政党として、さもしい限りの私は態度であると思う。いずれにしても、こういうことは一刻もすみやかにやめていただきたい。そしてこういう雰囲気の中で審議されておるところのこの法案が、りっぱな法案であるはずはございません。また憲法改正の歌を、あの音羽御殿で随喜の涙を流して歌っておられるのが鳩山総理大臣、そしてあの帝国ホテルの隣の東宝劇場で、ミーちゃん、ハーちゃんを何千人と集めて、そして女優を大ぜい動員して、そしてそれで人を引きつけて憲法改正の歌をうたわせて、そしてそれを傍聴されて、また老いの目に涙を浮かべて喜んでおられるのが清瀬文部大臣。(笑聲、拍手)だから大体この法案というものの、よつてもつて立つておるところの雰囲気というものはわかります。これはもう論議する必要はない。これは逆コースです。言つても、明らかに逆コースです。はつきりとしておる。

私も、最近いよいよ戦争責任者なる方々の言動に接する機会が非常にふえて参り、国会内外にもずいぶんそういう方々がおいでになります。いい悪いを言っているのじやありません。いよいよ戦争責任者と云われておる方が、国会内外にもだんだんふえてきておる。そうしてそういう人たちの言つたり、したりしておられることをずっと見ておまして、一貫して流れておる態度、考え方というものは何かといたしますと、一番苦々しく思うことは、あれだけ日本の国に大きな犠牲をこうむらせた、何百万という国民を殺したあの戦争に対して、かけ声はかけておきながら、あの戦争に対する反省の言葉が一言もないということ、あの戦争に対する責任感というものが、これがあるみじも感ぜられないということなんです。しかもそれらの人たちの口からは、敗戦ということに対するくやしみの言葉こそ出ますけれども、しかし、あの戦争の犠牲になった多数の同胞に対する、ほんとうに腹の底からの同情と、そして謝罪の言葉というものは一言も出ない。出ないばかりじゃございません。最近はこの逆コースの空気に便乗して、まるで国民の犠牲になっておれが一人果敢に行つてきてやつたと言わねばかりの顔をしておる。こういう無反省な空気がとうとうとして流れておりますから、だから果敢から出てきた人たちは、まるで大ぶろしきの吹きっぱなしです。去る四月十四日、十五日、二日連続して、文化放送のあの録音特集を聞かれた皆さんがおいでになるでございましょうが、全くこれは大ぼろの吹きっちらかしです。一言半句の国民に対するおわびの言葉もないのです。戦争に対する一言半句の反省の言葉もない。私は、戦後のわが国の教育というものは、わが国の教育制度というものは、何と申しましても、あの戦争に対する深刻な反省から出発しておると思ひ。かつて鳩山総理、あなたが文部大臣をやっておられたころの、かつての戦前の日本の教育というものは、これはもう全く今とは打つて変わった、これはもう国家統制一点張りの教育、明治初年以來、義務教育というものはすでに文部官僚が握つておつた。これは御承知の通りです。従いまして、日本の教育は、日本の軍国主義を育てるところの有力な推進力、そして日本の軍国主義を育て、そしてこれをささぐり、そしてついにあの敗戦に持つて行つたところの、誤まれる戦争に持つて行つたところの最大の柱の一つだったと思う。この事実に対する深刻なる反省から出発するのではありません、今日の日本の教育のあり方、教育制度のあり方というものは、とうてい理解はつかない。(拍手)でございまして、私が先ほど、鳩山総理大臣の御言動なり清瀬文部大臣の御言動なりを、特に失礼を顧みず引用いたしましたのは、やはりこれが戦争というもののに対する反省の気持が薄れているというのを申し上げたい。すべてはそこから出発しておるのです。憲法改正の歌だってそうですよ。あの歌を聴んでごらん下さい。あれは戦争中の大東亜行進曲と同じです。

そこから出発しておりますから、この法律案は、まことにこれはおそろべき法律案であるということを言わざるを得ない。(議長、時間々々)と呼ぶ者あり、拍手)

そこで、私はこの法律案の具体的な内容について二、三意見を申し上げたいと思う。その前に、ただいま議題になつておる法律案は二つあります。本法の方と、そして整理法の方と二つある。ところが、この整理法の方は二十何カ条ございすけれども、これはもう一字一句も委員会審議をやつておりません。従いまして、一字一句も委員会審議をやつておられないような法案に賛成できるはずはございません。これはもう論外です。(拍手)

それから、先ほど加賀山委員長の間報告に対する質疑の中で言及しましたように、この本法の方も、第九条までしか逐条審議はやつておりません。やつておりませんけれども、しかし総括質問、一般質問の中で、あつちこつちかすつて通つておりますから、この方は付属法令と違ひまして、全然やつてないというところは言えない。しかしこれも逐条的に厳密に、いわゆる慎重審議という建前から言いますならば、ほんの一部しか触れていないことは事

実です。従いまして、これまた、どう
ていこれを手つかずで通してしまおうと
いうことは、これはもうお義理にもしで
きない。これは与党の方だつて、参議
院の方だつて同じお気持だろうと思
う。ただ与党や参議院の方は、今は党
派的な気持が先に立つておられるか
ら、何でもかんでも、悪い点があるう
となかろうと、とにかく社会党が反対
するものはみな通してしまえという気
持で通してある。それだけの話です。

それが証拠には、あなた方は緑風会と
一緒に修正案についての話し合いを行
われたでしょう。修正案について話し
合いを行つたことは、とりもなお
さず、この原案に対して十分な自信を
持つておられないという証拠なん
です。(拍手)

この公選の問題についても、単に公
選をやめて任命にするという以上に深
い意味がある。今日までの公選制度と
いうものは、あるいは多少の欠陥はあ
るかもしれない、あるかもしれない
も、少くとも子供の教育に対して最大
の責任を持つところの親、父母とい
うもの意思によって教育行政をやつて
行くという機会が、この公選制によつ
て保障されておつたのです。ところが
今度のように任命制にしてしまった

ら、もはや、ほかの点では、あるいは
文部大臣のおつしやるような、いい点
があるかもしれないけれども、かり
にあるとしても、子を持つ親の気持と
いうものを、教育行政の上に、じかに
生かしていく保障はないんです。つな
がりはないんです。この点が私は重大
だと思ふ。この点を清瀬文部大臣にた
だしたところが……。

○副議長(寺尾豊君) 秋山君、時間が
参りました。

○秋山長造君(続) もうすぐ終りま
す。清瀬文部大臣は、いや、それはつ
ながりがいいことはない、教育委員が
どうしても気にいらぬ場合は、この
新しい法律によつてリコールができる
じゃないか、こうおっしゃつた。そ
れはリコールというつながりは、これ
はきわめて消極的なつながりです。リ
コール以外に父母とつながらないよう
な教育行政が、ほんとうにこれが民主
的な教育行政と言ふでしやうか。

(拍手)
さらに、先ほど矢嶋議員からお話の
ありました教育長の任命の問題にして
もそうです。町村の教育長をなぜ県が
承認権を持つんですか、県の教育長の
任命に、なぜ文部大臣が承認権を持た
ねばならぬのですか。これは単なる連

絡調整を密にするということ以上に深
い意味がある。今日の地方財政が非常
に困つてゐることは、皆さん御承知
の通りです。教育財政において特にし
かりです。そこで地方においては、も
ろ文部省に頭が上らないんです。これ
は義務教育費国庫負担法によつて、教
職員の給与の半額は文部省からもら
なければならぬ、あるいは老朽校舎の
復興にしても、あるいは六三制の校舎
建築にしても、細大漏らさず、すべて文
部省の御厄介にならなければいけません。

そこで、どうしても地方の教育委員会に
おいて使つてゐる教育長というものは、
何らかの手づるでもつて文部省に
つながつた人がほしいのです。そこで
結局は、法律には、府県の教育委員会
が文部大臣の承認を得て任命するとい
ふことになつておるけれども、その実
質は、文部大臣が府県の教育委員会に
協議をして任命するといふ形になつて
くるのです。これはもう理の当然なん
です。これがおそろしいのです。その
ようにして、県の教育長は文部大臣の
息がかかる、市町村の教育長は県の教
育委員会の息がかかる、上からずつと
つながつてくる。そうして一番大もと
を握つておる文部大臣というものは、
おれは自民党の小使だという人が文部

大臣になつておるのです。これで政治
的中立が守れますか、皆さん。教育行
政が文部大臣の政党内閣によつて、一
方の色づけられるということは、これ
は火を見るよりも明らかです。これを
もし政治的中立が確保されるというの
なら、これはもう全く三百代言の牽
強附会のごまかしです。さらにまた、先
ほどの教材の問題にしても、さらにま
た、五十二条に書いてある文部大臣の
措置要求権にしても、これはきわめて
漠然とした自由裁量権を文部大臣に与
えて、そうしてこれを伝家の宝刀とし
て、そうして地方教育委員会を一手に
握つて、そうしてあわよくば、国のに
らみ、権力のにらみをきかすことに
よつて、日本の教育行政というものを、
再び戦前の姿に引き戻さうという陰謀
です。

このような意味において、私どもは
絶対に反対をいたします。(拍手)
○副議長(寺尾豊君) 高橋道男君。
(高橋道男君登壇、拍手)
○高橋道男君 私は緑風会を代表いた
しまして、ただいま上程されておるま
する教育関係二法案に賛成の意を表す
るものでございます。

われわれは本法案に対し、修正案の
準備をしておつたのでございます。こ
が、本院並びに文教委員会の異常にし
て、かつ憂うべき運営の現実に押し流
されまして、この修正案の提案の機会
を得なかつたことは、まことに遺憾し
ごくでございます。その遺憾の意をこ
めて賛成するものでございます。

教育委員会制度は、初めから問題を
はらみつ、不自然にできてきたもの
でございますが、私はその業績を認
めるにやぶさかのものではございませ
ん。しかしその業績が、教育委員会だ
けでなされたというふうに言ひ向きが
ございするが、實際上、地方公共団
体の協力なくしては得られないのでござ
いまして、教育に対する地方公共団
体の熱意もまた認めなければならぬと思
うのでございます。(拍手)教育委員会の
真剣さに加ふるに、地方公共団体の理
解がなければ、教育行政の円滑を期す
ることはできないのであります。すな
わち、地方行政が事実上一体化してい
るところに円満な運営を見るのであつ
て、これは一般行政と教育行政とを、
制度上からも一そう緊密にして、調和
をはかりとする今回の法案の一つの
ねらいと合致するものでございます。
(拍手)今回の法案において、教育委員

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一件

会の条例、予算の原案送付権が影をひそめることは、その権限に大きい変化を来たすものでございますけれども、地方公共団体の長が、これに関し、事前に教育委員会の意見を聞かなければならぬとあるところに、全体の調和の中に、教育委員会の特別の存在と発言権とが認められてあると思うのでございます。現在の教育委員会が、直接公選制による教育委員によって構成されていくことは申すまでもないことでございす。教育基本法第十条及び現行教育委員会法第一条において、国民全体に直接に責任を負うとしてございす。その現行第一条が、今回抹殺されることには論議がございますが、教育基本法を母法とする一体的、総合的の法体系であると思うならば、その点は解明できるものと思うのでございす。その場合、国民全体に直接に責任を負うという具体的な形が、直接公選制による教育委員会制度であるというところ、公選だけが直接責任体制であるということ、あるいは教育行政の民主制度として唯一のものなりと断定することには、にわかに同調できないのであります。(拍手)

この教育委員の選任方式につきましては、関係の諸機関で討議し、答申されております。すなわち、地方行政調査委員会、政令改正諮問委員会、地方制度調査会等におきまして、地方公共団体の長がその議会の同意を得て選任する、いわゆる任命方式を答申いたしました。教育委員会制度協議会においては、公選、任命の両論相半ばするため、結論を出さずに、審議経過を答申し、また、中央教育審議会におきましては、昭和二十八年でございすますが、現在通り公選を主張しておりますけれども、その選挙の方法は、なお検討を要するといたのでございす。本法案に対し、公聴会におきまして、教育委員会制度創設に関係した一公述人は、どんな制度でも公選制であれば民主的である、それが違つて非民主的であるというふうには考えないと述べられ、むしろ地方自治体との円滑な関係を考慮し、第一次原案としては、公正妥当な推薦母体で推薦された候補者の中から任命するという方式を構想しておることは、公選方式が最初から考えられたものではないという実証でございす。国会や地方議会が公選であると同じく、教育委員会でも、これと軌を一にした方法で委員を選出しなければ、ほかに方法がないとすることに、私は賛成できないのであります。

質が違つてございすから、別の方法を検討する余地は十分にあると思ひのでございす。(拍手)

教育委員会には、原則としていわゆるレーマン・コントロールが要請されております。ところが都道府県教育委員の大よそ六割が教員の職歴を持つておられる。また都道府県教育委員会中、教員経歴者で委員の過半数を占めておる所が半数の二十三あるのでございす。でございすから、少くとも形式的にはレーマン・コントロールに合致しないというありさまでございす。また、教育委員選挙の投票率は、一般的にきわめて低く、多くの地方におきましては、候補者が調整されて、選挙を避けようとする一面のあることも、公選の意義を弱め、半面、任命制を肯定する傾向にあるということができると思ひのでございす。(拍手)

また、教育という特殊な領域でありますから、任命方式によれば、選挙では得られない、いわゆる野にある道義について、特にまた教育に重要な役割を持つ個人について、十分なる考慮を払うことができるのでございす。

今回の法案におきましては、文部大臣の権限が不当に拡大されて、中央集権、国家統制をはかるという印象を与えておることは、はなはだ遺憾でございす。現行法では、文部大臣の関与が、ほとんど地方に対しましては排除されて、国の総合的見地からいたしますれば、まことにそぐわないものを感じさせておつたのでございす。が、今回は、法文が与える印象は、逆に文部大臣の地方自治関与が深過ぎる感じが強く、かえつて政府の真意を疑わしめるものがあるものであります。私の意見といたしましては、文部大臣が都道府県の教育長を承認する手続のごときは取りやめて、教育委員会の自主性を尊重する制度といたす方がよいのではないかと考えておるのでございす。また、本法案第五十二条の文部大臣の措置要求に当りましては、独断に陥らず、適正を期するための諮問機関を設けることが必要であると思ひのでございす。これと並んで、地方の教育委員会の構成、教育委員、教育長の選任には合理性を欠くものがあり、特に教育長は、教育委員との兼任はいたさずに、専任制とすべきであると考えるのであります。(拍手)

教材の取扱いは、既にその機会でも失つたことは、まことに遺憾でございす。(拍手)

以上、関係の諸機関で討議し、答申されております。すなわち、地方行政調査委員会、政令改正諮問委員会、地方制度調査会等におきまして、地方公共団体の長がその議会の同意を得て選任する、いわゆる任命方式を答申いたしました。教育委員会制度協議会においては、公選、任命の両論相半ばするため、結論を出さずに、審議経過を答申し、また、中央教育審議会におきましては、昭和二十八年でございすますが、現在通り公選を主張しておりますけれども、その選挙の方法は、なお検討を要するといたのでございす。本法案に対し、公聴会におきまして、教育委員会制度創設に関係した一公述人は、どんな制度でも公選制であれば民主的である、それが違つて非民主的であるというふうには考えないと述べられ、むしろ地方自治体との円滑な関係を考慮し、第一次原案としては、公正妥当な推薦母体で推薦された候補者の中から任命するという方式を構想しておることは、公選方式が最初から考えられたものではないという実証でございす。国会や地方議会が公選であると同じく、教育委員会でも、これと軌を一にした方法で委員を選出しなければ、ほかに方法がないとすることに、私は賛成できないのであります。

今回の法案におきましては、文部大臣の権限が不当に拡大されて、中央集権、国家統制をはかるという印象を与えておることは、はなはだ遺憾でございす。現行法では、文部大臣の関与が、ほとんど地方に対しましては排除されて、国の総合的見地からいたしますれば、まことにそぐわないものを感じさせておつたのでございす。が、今回は、法文が与える印象は、逆に文部大臣の地方自治関与が深過ぎる感じが強く、かえつて政府の真意を疑わしめるものがあるものであります。私の意見といたしましては、文部大臣が都道府県の教育長を承認する手続のごときは取りやめて、教育委員会の自主性を尊重する制度といたす方がよいのではないかと考えておるのでございす。また、本法案第五十二条の文部大臣の措置要求に当りましては、独断に陥らず、適正を期するための諮問機関を設けることが必要であると思ひのでございす。これと並んで、地方の教育委員会の構成、教育委員、教育長の選任には合理性を欠くものがあり、特に教育長は、教育委員との兼任はいたさずに、専任制とすべきであると考えるのであります。(拍手)

教材の取扱いは、既にその機会でも失つたことは、まことに遺憾でございす。(拍手)

かれましては、十分の配慮をもって、なるべく早い機会に、法律改正の具体化をせられることを特に要望いたしまして、私の賛成討論を終わりたいと思います。(拍手)

(拍手)

○副議長(寺尾豊君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより両案の採決を行います。

両案全部を問題に供します。両案の表決は記名投票をもって行います。

両案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長(寺尾豊君) 投票漏れはございませんか。……投票漏れないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長(寺尾豊君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十二票

白色票 百四十三票

青色票 六十九票

よつて両案は可決せられました。

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百四十三名

上林 忠次君	河井 彌八君	加賀山之雄君	梶原 茂嘉君	柏木 庫治君	井野 碩哉君	赤木 正雄君	森田 義徳君	森 八三一君	村上 義一君	溝口 三郎君	三浦 辰雄君	廣瀬 久忠君	早川 慎一君	野田 俊作君	中山 福藏君	豊田 雅孝君	土田 国太郎君	田村 文吉君	竹下 豊次君	高橋 道男君	高瀬 莊太郎君	高木 正夫君	杉山 昌作君	島村 軍次君	佐藤 尚武君	河野 謙三君	小林 武治君	後藤 文夫君	伊能 繁次郎君	武藤 常介君	大谷 登潤君	白波瀬 米吉君	松原 一彦君	西岡 ハル君	井上 清一君	伊能 芳雄君	小澤 久太郎君	青柳 秀夫君	佐藤 清一郎君	酒井 利雄君	有馬 英二君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	--------

仁田 竹一君	滝井 治三郎君	関根 久蔵君	吉田 萬次君	白川 一雄君	木村 守江君	菊田 七平君	岡田 信次君	中川 幸平君	田中 啓一君	神原 亨君	高橋 進太郎君	上原 正吉君	大矢 半次郎君	藤野 繁雄君	木島 虎蔵君	西川 甚五郎君	宮田 重文君	一松 政二君	植竹 春彦君	三浦 義男君	左藤 義詮君	館 哲二君	石原 幹市郎君	中川 以良君	中山 壽彦君	池田 宇右衛門君	鶴見 祐輔君	青木 一男君	野村 吉三郎君	泉山 三六君	津島 壽一君	苦米 地義三君	大野 秀次郎君	斎藤 昇君	佐野 廣君	小橋 治和君	宮澤 喜一君	大谷 賛雄君	石井 桂君	雨森 常夫君	西川 弥平治君	白井 勇君	横山 フク君	高橋 衛君	松平 勇雄君	深川 タマエ君	長島 銀藏君	宮本 邦彦君	最上 英子君	寺本 廣作君	小瀧 彬君	青山 正一君	紅露 みつ君	山本 米治君	秋山 俊一郎君
--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	----------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	---------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	-------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	---------

石川 榮一君	石村 幸作君	剣木 亨弘君	加藤 武徳君	高野 一夫君	横川 信夫君	松岡 平市君	長谷 山行毅君	鈴木 強平君	野本 品吉君	平井 太郎君	川村 松助君	堀 末治君	西郷 吉之助君	堀木 謙三君	郡 祐一君	遠藤 柳作君	杉原 荒太君	吉野 信次君	笹森 順造君	黒川 武雄君	小林 英三君	一松 定吉君	木村 篤太郎君	大屋 晋三君	石坂 豊一君	三木 興吉郎君	新谷 寅三郎君	小西 英雄君	井村 徳二君	島津 忠彦君	岡崎 眞一君	重政 庸徳君	安井 謙君	入交 太蔵君	小柳 牧衛君	川口 爲之助君	木内 四郎君	深水 六郎君	古池 信三君	岩沢 忠恭君	小野 義夫君	井上 知治君	山縣 勝見君	草葉 隆圓君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

海野 三朗君	河合 義一君	三輪 貞治君	田中 一君	永井 純一郎君	上條 愛一君	東 隆君	荒木 正三郎君	三橋 八次郎君	小笠原 三三郎君	平林 剛君	竹中 勝男君	内村 清次君	赤松 常子君	山下 義信君	木下 源吾君	藤原 道子君	栗山 良夫君	村尾 重雄君	相馬 助治君	佐多 忠隆君	市川 房枝君	須藤 五郎君	羽仁 五郎君	堀 眞琴君	木村 禮八郎君	石川 清一君	鈴木 一君	成瀬 幡治君	若木 勝蔵君	千田 正君	江田 三郎君	亀田 得治君	小林 孝平君	矢嶋 三義君	菊川 孝夫君	片岡 文重君	小林 亦治君	小松 正雄君	重盛 壽治君	吉田 法晴君	大和 与一君	加瀬 完君	藤田 進君	湯山 勇君	千葉 信君	近藤 信一君	田畑 金光君	大倉 精一君	永岡 光治君	阿具 根 登君	天田 勝正君	松浦 清一君	秋山 長造君	棚橋 小虎君	羽生 三七君	曾根 益君	松澤 兼人君
--------	--------	--------	-------	---------	--------	------	---------	---------	----------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

反対者(青色票)氏名 六十九名

高田 なほ子君	久保 等君	山口 重彦君	加藤 シヅエ君	安部 キミ子君	岡 三郎君
---------	-------	--------	---------	---------	-------

昭和三十一年六月二日 参議院會議録第五十九号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一件

中田 吉雄君 森下 政一君
岡田 宗司君 小酒井義男君
戸叶 武君

○副議長(寺尾豊君) 本日は、これにて延会いたします。

次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後九時四十六分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第一事務総長芥川治君不信
任決議案(前会の続)

一、仮議長の選挙

一、文教委員会で審査中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について直ちに文教委員長の中間報告を求めの動議

一、文教委員長加賀山之雄君解任決議案

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

法律案の中間報告

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員

上林 忠次君 河井 彌八君
加賀山之雄君 梶原 茂嘉君
柏木 庫治君 奥 むめお君
井野 碩哉君 山川 良一君
赤木 正雄君 森田 義衛君
森 八三二君 村上 義一君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
八木 秀次君 三浦 辰雄君
前田 久吉君 廣瀬 久忠君
早川 愼一君 野田 俊作君
中山 福蔵君 豊田 雅孝君
常岡 一郎君 土田国太郎君
田村 文吉君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高瀬莊太郎君
高木 正夫君 杉山 昌作君
島村 軍次君 佐藤 尚武君
河野 謙三君 高良 とみ君
小林 武治君 後藤 文夫君

伊能繁次郎君 武藤 常介君
大谷 登潤君 白波瀬米吉君
松原 一彦君 西岡 ハル君
井上 清一君 伊能 芳雄君
小澤久太郎君 青柳 秀夫君
佐藤清一郎君 酒井 利雄君
有馬 英二君 仁田 竹一君
滝井治三郎君 関根 久蔵君
吉田 萬次君 森田 豊壽君
白川 一雄君 木村 守江君
浦田 七平君 岡田 信次君
中川 幸平君 田中 啓一君
柳原 亨君 高橋進太郎君
鹿島守之助君 上原 正吉君
大矢半次郎君 藤野 繁雄君
木島 虎蔵君 西川 甚五郎君
宮田 重文君 一松 政二君
植竹 春彦君 谷口弥三郎君
三浦 義男君 左藤 義詮君
館 哲二君 石原幹市郎君
中川 以良君 中山 壽彦君
池田宇右衛門君 鶴見 祐輔君
青木 一男君 西田 隆男君
野村吉三郎君 泉山 三六君
津島 壽一君 苦米地義三君
大野木秀次郎君 斎藤 昇君
佐野 廣君 小橋 治和君
宮澤 喜一君 大谷 賛雄君

石井 桂君 雨森 常夫君
西川弥平治君 白井 勇君
横山 フク君 高橋 衛君
松平 勇雄君 深川タメ君
長島 銀蔵君 宮本 邦彦君
最上 英子君 寺本 廣作君
小瀧 彬君 青山 正一君
紅露 みつ君 山本 米治君
秋山俊一郎君 石川 榮一君
石村 幸作君 劍木 亨弘君
加藤 武徳君 高野 一夫君
横川 信夫君 松岡 平市君
長谷山行毅君 鈴木 強平君
野本 品吉君 平井 太郎君
川村 松助君 堀 末治君
西郷吉之助君 堀木 鑄三君
郡 祐一君 遠藤 柳作君
杉原 荒太君 吉野 信次君
笹森 順造君 黒川 武雄君
小林 英三君 一松 定吉君
木村篤太郎君 大屋 晋三君
石坂 豊一君 高田なほ子君
久保 等君 清澤 俊英君
山本 經勝君 山口 重彦君
加藤シツエ君 安部キミ子君
阿 三郎君 海野 三朗君
河合 義一君 三輪 貞治君
三木與吉郎君 新谷寅三郎君

小西 英雄君 田中 一君
永井純一郎君 上條 愛一君
井村 徳二君 島津 忠彦君
阿崎 眞一君 重政 庸徳君
東 隆君 荒木正三郎君
三橋八次郎君 小笠原三男君
安井 謙君 入交 太蔵君
小柳 牧衛君 川口爲之助君
平林 剛君 竹中 勝男君
内村 清次君 赤松 常子君
木内 四郎君 深水 六郎君
古池 信三君 岩沢 忠恭君
山下 義信君 木下 源吾君
山田 節男君 藤原 道子君
小野 義夫君 井上 知治君
山縣 勝見君 重宗 雄三君
草葉 隆圓君 野澤 勝君
栗山 良夫君 村尾 重雄君
相馬 助治君 佐多 忠隆君
市川 房枝君 須藤 五郎君
羽仁 五郎君 堀 眞琴君
木村福八郎君 石川 清一君
鈴木 一君 成瀬 暢治君
若木 勝蔵君 千田 正君
江田 三郎君 亀田 得治君
小林 孝平君 矢嶋 三義君
菊川 孝夫君 片岡 文重君
小林 亦治君 小松 正雄君

重盛 壽治君	吉田 法晴君
大和 与一君	加瀬 完君
藤田 進君	湯山 勇君
千葉 信君	近藤 信一君
田畑 金光君	大倉 精一君
永岡 光治君	阿具根 登君
天田 勝正君	松浦 清一君
秋山 長造君	棚橋 小虎君
羽生 三七君	曾祢 益君
松澤 兼人君	中田 吉雄君
森下 政一君	岡田 宗司君
小酒井義男君	戸叶 武君
松本治一郎君	
國務大臣	
內閣總理大臣	鳩山 一郎君
文部大臣	清瀬 一郎君
國務大臣	太田 正孝君
政府委員	
內閣官房長官	根本龍太郎君
內閣官房副長官	松本 龍藏君
法制局長官	林 修三君
法制局第二部長	野木 新一君
文部政務次官	竹尾 式君
文部省初等中等教育局長	緒方 信一君

昭和三十一年六月三日 参議院會議録第五十九号

九一〇

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
(郵送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段側三三三三